

第九十六回国会 大蔵委員会 議 録 第 八 号

昭和五十七年三月十日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 森 喜朗君

理事 大原 一三君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 島居 一雄君

理事 相沢 英之君

理事 今枝 敬雄君

理事 熊川 次男君

理事 椎名 素夫君

理事 中村正三郎君

理事 平沼 赳夫君

理事 毛利 松平君

理事 柳沢 伯夫君

理事 山本 幸雄君

理事 大島 弘君

理事 塚田 庄平君

理事 野口 幸一君

理事 堀 昌雄君

理事 渡部 一郎君

理事 正森 成二君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 山崎武三郎君

大蔵大臣官房審議官 佐藤 徹君

大蔵省主計局次長 西垣 昭君

大蔵省主税局長 福田 幸弘君

大蔵省理財局長 酒井 健三君

大蔵省証券局長 禰河 徹映君

大蔵省銀行局長 宮本 保孝君

大蔵省國際金融局長 加藤 隆司君

大蔵省國際金融局長 大場 智満君

國稅庁次長 小山 昭蔵君

國稅庁直稅部長 吉田 哲朗君

經濟企画庁調整局長 宮島 壯太君

外務省經濟局外務參事官 佐藤 嘉恭君

郵政省貯金局第一業務課長 荒瀬 眞幸君

大蔵委員會調查室長 大内 宏君

委員外の出席者

本日の會議に付した案件

國稅收納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○森委員長 これより會議を開きます。

國稅收納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律案、法人稅法の一部を改正する法律案、租稅特別措置法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤徹樹君。

○佐藤(徹)委員 大臣は、きのう衆議院で予算が成立をして、まことに御苦労までございました。それで本論に入る前に、ちよつと大蔵委員會のことでないのではありませんけれども、簡単なことですので、大臣にお伺いをし、お願いをしてお

きたいと思つてあります。

この半月間、テレビで中國の殘留孤兒の日本の親を探索運動、私自身、その孤兒という言葉にちよつと抵抗があるのですけれども、それは別といひました。連日報道され、うまく見つかった組もあれば、あるいは残念ながら見つからないで歸られた方もいらつしやる。私は、日中國交回復して十周年という中で、なせもつと早くできなかったんだらうかというのを思ひますし、また、ちよつと置き去りにされたのが三つか四つくらいの方、あるいは戦後お生まれになった方もいらつしやる。大体いまその方々は私と同じぐらいの年になつてゐるわけですね。私の子供もちよつと四つでございまして、そういう意味では、年齢的にちよつと同じような境遇で、自分の子供がそこで置き去りになつてきた、これはあらゆるいろいろな事情があつたわけですね。

ですから、そのことを思ひますと、私たち政治に携わる者として、この十年の歳月、なせもつと早くできなかったんだらうかというのをつくづく思うと同時に、戦争の悲惨さ、あるいはまた歴史的に日中の關係がこんなに長くかつたといふことの悲劇が、一つのしわ寄せになつて彼らのところに來てゐるというのをつくづく思うわけですから、ひとつ大臣に、これは別に大蔵委員會の直接のテーマではありませんけれども、どういふふうにお感じになつたか。新聞や雑誌なんか読んでみますと、本當にうり二つの親ではないかと言はれるんだけれども、家庭の事情で出られない方もいらつしやるようです。また孤兒の方々も、恐らく自分は日本人だといふことを知らない方もいらつしやるだらうし、また知つていても、周囲の事情からなかなか名のり出ないこともあるんじゃないだらうかと思ひます。

こんなことを思ひますと、今度のことが与えた日本人への心の重さといふものをつくづく感ぜざるを得ないのでありますが、大臣はお忙しかつたと思ひますので、その全部をトレスしてゐると思ひませんけれども、どんなふうにごらんになりましたか。

○渡辺國務大臣 これは悲劇でございまして、私は、親を知つていれば親を一目見たいといふのは人情の常じゃないか、しかしながら、日本人であるかどうかはわからないといふような人にまで強いて親を知らせる必要があるのかどうか、問題だと思ひます。

といふのは、実は私自身が生まれて十四日目に里子に行きまして、それで中学に出るまでは全然里親が本當の親だと思つておつたわけですから、それが親でないといふことを言われて、私は非常に激怒したことがございまして。親はなくても子は育つと言ひますが、結構育つたわけでありまして、私は、自分の母親といふようなものにももちろん親しさといひます。なせもつと感ぜますが、他界して當然ない、やはり育ててくれた人が本當の親だといふまでも思つております。したがつて、私は、その孤兒を育ててくれた人、その人には大いに孝養を尽くしてやらう、それでまたわれわれも感謝をしなければならぬ、むしろさういふふうに考へております。

でありますから、この問題は本人にお任せするのが一番いいんじゃないか。それで、育てた親も育てられた人もみんな大人ですから、子供じゃあいたいといふ人は、きのう郵政大臣が言つたやうに、何千人も日本に飛行機で連れてくることゝつて、事實問題としてなかなかさう簡単にいかなない。したがつて、民族は視聽率が高くていづばいスポンサーがつくさうですから、中國と話をし、これはどこの班とか、これは天津班とか、これはどこの班とかいふやうに分けて、宇宙中継でさういふやうな心当たりの人は探してお手伝いを

するといふことは、政府も金かからないし、それからスポンサーもたくさんつくそうですから、私は、できることからやったらいいんじゃないか、そういうふうに思っておるわけでございます。見つかつた人がいて、見つからない人がいると、かえつて本当にお気の毒だ、むしろ見つからないで悲しんで帰つた人がお気の毒だというのが偽らざる印象でございます。

○佐藤(観)委員 大臣の人生観というか、少しおもしろいなという感じがしたのですけれども、実は、なぜこんな問題を取り上げたかと申しますと、大臣のように、民族でスポンサーがついて政府も金からなくていいわということ言われると、次がちよつと言にくいのでありますけれども、

も、戦後三十七年たつて、親御さんの方も亡くなつていくだろうし、だんだん記憶が薄くなつていく。しかし、戦争の惨禍というものの残りと申しますか、彼らにとつてみればやはり戦争は終わつていない。大臣が言われるように、いや、育てて親の方が本当の親だという考えの方もいらつしやいますけれども、会いたい兄弟が日本にいるということになりますと、やはり会いたいということになるわけで、その意味では厚生省の方もさらに大がかりに、まあまだ千人いらつしやるとかあるいは二千人いらつしやるとかいう話もあつて、よ

くわからぬわけでありませうけれども、そうそう大した予算がかかるわけではないので、ひとつ来年度に厚生省がこの件についてさらに大々的にやりたいと言つてくるときには、まだ彼らには終わつていない戦後をできるだけ早く、そして日本人として中国で戦争を行つたということ、あるいは中国に満州国をつくつたり、こういつた戦争の、何といひますか侵略のつめ跡というものが残つた一つの悲劇がここに来てゐるわけですから、そういう意味で、親探しというのが、あるいは兄弟探しというのがもつと大々的に行われるときには、ひとつ大蔵省としてもそれなりの対応をぜひしてもらひたい、このことをお願いをしておきたいと思ひますが、いかがでございますか。

すか。

○渡辺国務大臣 十分に検討させていただきます。

○佐藤(親)委員 さて、本論に入らせていただきます。

これは繰り返になりますし、あるいはおさ
いになるかと思うのでありますが、非常に重要な
ことでありますから、大臣のいらっしゃる間に
伺いしておきたいと思うのであります。

鈴木内閣が政治生命をかけてやる、やらなければならぬと言ったのは、言うまでもなく増税なき財政再建、このことになるわけであります。このことは大臣、間違ひはないわけですね。よろしいですね。うなずいていては速記録に載らぬものですから。

○渡辺国務大臣 よろしくございます。

○佐藤(観)委員 そこで、財政再建という意味

は、五十九年度には赤字国債がゼロになつてしまふすよ、こういう意味にとつていいのですか。五十九年度に赤字国債がゼロになつていますよ。されど、その分だけ建設国債がどんどんふえたのである、国債という意味では一緒ですから、それはそれなりに減つてゐるということでしょうけれども、少なくとも具体的な目標として五十九年度に赤字国債ゼロですよ、こういうことだということによろしいですか。

○渡辺国務大臣　それは財政再建のシンボルである、第一歩だということだと思います。それだけで、五十九年度赤字国債がゼロになれば財政再建が済んだというものではないと私は思っております。

○佐藤(総)委員 それは財政再建のシンボルである、あるいは第一歩であるということは、少なくとも――少なくともじゃない、最大と申しましょ――でも、最大とにかく五十九年度は赤字国債はゼロです。すよ、こういうことだと思ふのですね。

それじゃ、大臣も、しかし経済は生き物です。から努力目標として五十九年度ゼロにしますといふことも記者会見で言っているようにございますけれども、それが後退発言ではないかというように

ことも言われたのですけれども、いま言われたように財政再建のシンボルである、あるいは第一歩であるということは、もう必ず五十九年度の予算は、それは大臣が組むわけではないと思いますけれども、大蔵省の基本方針としてあるいは政治的な道筋として、五十九年度は赤字国債ゼロである、こういうふうに理解しておいてよろしいですね。

○渡辺国務大臣 赤字国債の脱却ということはつまり消費的な経費の財源を減らすということと裏表ですから、したがって、赤字国債をゼロにするということとは、その分だけ消費的支出の分が圧迫をされる、裏から言えば歳出カットという問題とつながっていると言つても過言ではないのじゃないか。

そのうち意味が利は、この財政再建、行政改革、というものをつなげて五十九年度からの脱却ということができるものと考えております。したがって、そのためには最大限の努力をしてみたかと考えております。

○佐藤(鑑)委員　そこで、もう一つの増収なきという意味ですがね、これは一体どういう意味なんでしょうね。

何か人によりますと、対GNP比が変わらなければ、中身が変わっても、直間比率が変わっても、あるいは税制改正をやっても、片方で減つてトータルとして租税負担が二三・五とか二四・五とかいうことで、六十年代までに二六・五ということを書いておきますけれども、トータルとして対GNP比の租税負担率が変わらなければ、それ

は増税なきんだということを言う人もいのですが、一体、そういうことまで増税なきという中には含まれているのですか。この増税なきというのは一体どういうことなのか。増収は入ると思うのですね。法律を改正をしないのでありますから、いい悪いは別としても、増収は入ると思いませんか。増税なきというのは、たとえば直間比率を変えて全体としての租税負担率は変わりませんよということまで、大臣の頭の中には、増税

なきの中に入っているのですか。それは入っていないのですか。

○渡辺国務大臣 この増税なきというのはむしろかしい言葉でございます、これは政治用語だと私

は思うのです。法律用語では少なくともない。私は、かねてから、五十七年度予算編成に当たっては大型、新型増税を念頭になく編成するということを書いてまいりました。財政再建の問題に

ついても**大型、新型増税**なくと言ったところが、そんなわかりづらい言葉はだめだ、もつとわかりよくということで、要するに、**新型、大型増税**なきという言葉を詰めてなまらせると**増税なき**ということになるのじゃないか。これは政治用語だと私は思うのです。

そこで、本堂の意味はとういう意味なんだと言われましても、明確に、こういうのが増税なきという中身なんだというようになかなか言いづらい問題がございます。ただ、常識的に言えば、やはり大型、新型というような増税がいまの税法系、ほかに出るのか。それを言うのか。いまの税法系

ある一定のもの予想されているが、その中で、自然増収を含めては、と言つたが、中では、

要するにも所得税と法人税だけが七割といふこととで、これから財政需要がふえれば所得税と法人税につかまつたきりみんな離れないということになると、所得税を減税しろと言つたつて、それは不可能ですね。

しかし、現実には、もうだんだんアメリカのようになり、税制でも違いますが、所得税だけに国家財政が頼るのだというようなことが果たしていいのかどうかという問題を考えると、その中で税の構造の手直しといえますか、そういうようなものまでも増税なきに入るのだ、そこまで言ってしまったら、私は所得税の大幅減税なんというのは将来ずっと不可能だと思いますね。ですから、そこまでも入らぬのじゃないのかなという気も実はするわけでありまして、これは今後、増税なきとは何だということも大蔵委員会の中の小委員会の中でひとつ大いに議論をむしろしていただきたい、そ

一般には、**新型、大型増税**をいまのもののほかにとるといふことは、それは増税なきではないというように**は解釈される**と思うのですよ。ですけれども、それじやどういうものまでなんだということになると、私も、はつきりと皆さんにこういうものだといふ正確な答えをいまのところ持ち合わせていないというのが正直なところでございます。

○佐藤 勲 委員　大蔵委員会の小委員会で審議をしてくれと言うが、増税なきという方針に政治生命をかけると言われたのは政府の方ですからね。その中身を大蔵委員会の方で審議してくれというのは、これは少し本末転倒というのか、少し客体が違ふのじゃないかという気がするのです。

それは別といたしまして、いま大臣のお話を伺いをしておりますと、要するに、除かれるのは、新型、大型は除きますよ、それ以外のことはありますよ。とにかくいまの大臣の御答弁で完全に除かれるのは新型、大型なのであって、小型のもの、中型のもの、あるいは税の構造を手直しをするもの、こういったものは増税なきという範疇には入らないのだ、こういうことになってきますね。そういうことでよろしいですか。

○渡辺国務大臣　ただ、私が言うのは、これから歳出削減はもちろんやりますよ。極力やりましても、たとえば社会保障費のようなものは、幾ら節約だ何だと言ったって私はふえると思うのですね。幾ら切れ切れと言われたって、それはもう老齢化社会になり老人がふえれば年金がふえる。老人がふえれば医療費がふえる。これは全体的には世界じゅう切りようがないのですから、その負担は一体何でやるのだ。もう保険税、保険料だけでやるのだ、政府はふえた分は持たないのだ、そういうことは言えないのじゃないか。私はかなりの額の財源が必要だと思っております。それを所得税と法人税で七割いま保っているわけですから、だんだん今度は借金もしくなるといふことになれば、所得税と法人税に皆ぶら下がってくる。そう

現在、問題として課税最低限も五年間もいじつていない。課税最低限をこのままにしておくといいことは非常に酷だと私は思っていますよ。できることならば、こういうようなものは直すべきじゃないかとも思っている。それから、一千万円以上は高額所得者だと言うけれども、それじゃ国会議員は全部高額所得者になります。これは二十年も前に決めたことです。公示制度で、一千万円以上の人は全部高額所得者で所得の内容を申告、発表する。一体、いまでもそういう時代なのかどうかということになると、所得税問題というものは一遍再検討する時期が来ておる。

そういう中で、一方では、もう歳出がどうしても財源が必要であつて何らか調達しなければならぬ。その中で、新しい税目とか、いまのいわゆる見直しでも何でも一税目ごと、税金がふえるようなことを、税率をいじつたり何かすれば、それは全部増税なんだということを言われたのでは、それこそ財政硬直化になつてしまつて、収入の硬直化になつてしまつて、とてもじゃないが、近代化的な税体系はできないんじゃないか。だから私には、そういうものを増税なきというのは含まない。

それじゃ、新型の増税は全部増税ありの方に入
ってしまふのか。これも、いまの体系をそのまま
にしておいて、そのほかに別に大型、新型とい
うのは、これは明らかに増税ありの方へ入るの
だろうと私は思いますが、そこらのところは、先
ほどもいみじくも先生が言つたように、GNP対
比何ぼぐらゐの負担率というふうなもので増税
というものはかるのか、税目ごとにはかるのか
というふうな細かい詰めというものは、まあ政
府の方で言い出したと言えは確かに言い出し
たのですけれども、実際、具体的にこうい
うのが増税なぞとて言つていないといふこと
を私は正直に申し上げたわけでございます。

○佐藤(税委員) いまの大臣のは、われわれ税を
ずつとやってきた者にはある程度理解はできる。
賛成するとか反対するとかじゃなくて、理解はで
きるわけですけども、一番最初増税なきという
言葉が出てきたときの政治的な雰囲気とかいうの
か、これから見ますと、かなり後退
をしたなという感じを免れない。

増税なき」といふ言葉が出たとき、これは大臣も言われたように歳出とのうらはらの関係、つまり、これは自民党の税制調査会長の山中さんがいみじくも言われたように退路は断たれた、あのときは退路だかあるいは橋は落とされたと言われたように、もう後ろに下がれないのですよ、それぐらいい、つまり下がれないのだから歳出に切り込まなければいかぬ、こういういわば迫力があつたわけです。

しかし、どうも大臣のお話を聞いていますと、大型、新型は除くけれども、それ以外はやはりあり得る可能性がある。果たして國民はそう受け取っているのでしょうか。増税なきと言え、國民は非常に素直だから、まあ増収でもそれはいまだ大変文句が出てきていることは御承知のとおりだけれども、税制改正をして増税をはかるといふことについて、それが大型、新型と称するもの以外のところでもというのは、私は、これは國民の認識と違うのではないかと思わざるを得ない。

ちよつと主税局長、この大型、新型というのは、
 どういうイメージを言うのか、例示的に挙げてみ
 ていただけませんか。大蔵省内で言っている大
 型、新型というのは、どういうのを大型、新型と
 言うのですか。

問題は、要するに、これから行革をやる。それで歳出の切り詰め、カットをするというときに、一方において財源をたやすく用意するよという物の考え方があったのでは、財源があるのなら切らなくたっていいじゃないかという議論がすぐ出てくるから、切るということ是非常につらいことで、それを受け取っている人からすれば、月給の値下げぐらいいいですよということを私は財政演説の中でも言っているわけです。だからそういう意味で、やはり歳出カットを歯切れをよくするために、要するに増税はやらないのが原則なんですと、そういう政治的な意味が非常に強く出ておるといふことを申し上げたわけでございます。

○福田(幸)政府委員　お答えするのにはちよつとむずかしいのですが、大型というのはやはりポリウムだろうと思うのですね。ポリウムというのは、ほかとの比較でいくのだらうと思いますすが、いずれにしろ、大臣が申しているように、歳出の方との関係がやはりポリウムの問題、また全体の税収が変わらない中で入り繰り的に考えるかというような問題、すべて絡みますので、答えるが何兆出たから直ちに大型というふうにはいかなと思います。

それから、新税と言っても、小さな新税ならいいのか悪いのかとか、たとえば一つの例ですが、出国税とかやっても、新税だけでも税収は小さ

い、しかしやった方がよいというようなのはあり得ると思うのです。しかし、新型という大型が何かつくづくということもありますけれども、いざにしろ、抽象的な問題ではなくて、歳出を絡め、税制の体系を考えた上で判断で、それ自体、大型はどのくらいだとか、それから新税とは何かというの、それをやるやらないということとは別として、これから御審議される過程ではやはり重要な課題だと思います。政治的な問題がございまして、ちよつと答弁としては非常ににくい問題であらうと思います。

○佐藤(観)委員 大臣、新型と言われたのは、大型でかつ新型という意味ですか。いま主税局長の答弁を聞いてみると、やはりそのことを確認をしておかなければいかぬのですが、新型、大型と大臣が言われたイメージというのは、大型でかつ新しい型の、かつなんですね、アンドンなんです。両方、二つの要件を備えているものは頭でない、こういうことですね。

○渡辺国務大臣 五十九年度までに脱却のための財源としての大型かつ新型の言葉は正確になるのかもしれないけれども、それではわかりにくい。したがって、歳出カットというものをやる以上は、やはり増税なきというのには気持ちの上で、何らかの形で増税をいっばいするんですよということでは歳出カットでできなくなってしまうから、歳出カットの方が増税よりも優先という意味で、私は政治的な意味が非常に強いというように思っておるわけです。

○佐藤(観)委員 そこで先へ進めますけれども、新型かつ大型と言え、いままでボリュームの少ない意味では消費についてもかけていたわけでありまして、一般的に言う大型間接税なりあるいは一般消費税と言われるものなり付加価値税なり、いわば額としては消費に着目してベースが大変大きいもの、なおかつ増税を上げるという面から言えば、いま申し上げたような、いままで余りわが国の税制の中で取り入れてなかった間接税を中心にしたもの、とりわけ消費に着目をした

もの、新型と言え、こういうことに具体的にはなっていないのだと思いますが、こういうふうに考えておいてよろしいのでしょうか。

○渡辺国務大臣 穏当な解釈かと存じます。

○佐藤(観)委員 なぜ私がこの辺のところをしつこく聞いたかと言いますと、大臣が言われたように、税制というのは、経済が動いていくわけでありまして、かねてから不公平税制の是正ということでは言われていたわけでありまして、増税なきという場合には、私は、国民の皆さん方は一銭たりともという認識だと思ふのです。だけれども、私たちは、いま大臣が逆に言われたけれども、不公平な税制というのはやはり改革をしていく、私は個人的にこう思っています。こういう高齢化社会になりあるいはサービスをより受けようと思えば、税負担が重くなるのはいたし方ないと思うのです。ただ、問題なのは、みんながひとしく税負担が重くなる、まあ、大体国民の皆さんが均等だと思ふようならば、これは私は、国民の皆さん方も納得してくるだろうし、説得力があると思うのです。ただ、これが非常にアンバランスだと、なかなか納得してくれないだろうと思うのです。

そこで私は、今度の税制改正の中で、初年度三千四百八十億、平年度も同じ額になりますけれども、税制改正が行われ、増税が行われているというの、まさに大臣の言われた新型かつ大型でない範疇の、一部は私たちがかなり前から言っておりました不公平税制の是正、いわばこういう概念の中で行われた増税である、こういうふうに理解した方がわかりやすい、こう思うのであります。が、そういう理解でよろしいのですか。

○渡辺国務大臣 不公正の是正といいますが、いろいろ皆さんの中でも減税財源として出されておるものの中で、たとえば給与所得控除五%青天井のやつは一千万円で頭打ちだということになる、それは直すわけですから、それ以上の人は増税になる、これは増税だということまで、一つの例だけれども、そういうものを一々全部、

増税だから全部だめだ、全部だめだと言われたのでは、税制の改正なんかできるわけがないのであって、だから私は、やはりいま佐藤委員が言ったようなことが穏当な考え方じゃないか、そう思っておるわけです。

○佐藤(観)委員 大臣が前に答えておられましたような税の構造の手直しといいますが、これは御存じのように、五十三年度から所得税は課税最低限を引き上げてないために、こちらのウェイトがどんどん高くなっていくので、直間比率がますます直の方が多くなってくるということがあるので、これを少し手直ししようということになります。私は、新型、大型の方へつなげていく考え方だと思ふのです。それよりも、不公平税制の是正という範囲内ならば、この増税も国民の皆さん方には、私は、理解をされてくるんじゃないだろうか。不公平税制の是正、これはなお一層進めなければいかぬと思うのであります。

次に、あわせて「財政の中期展望」の関連であります。主計局にお伺いをしたのですけれども、ことしの一月の二十九日に閣議報告をされた「財政の中期展望」です。これを見ますと、五十八年度の税収は四十兆九千七百億、税外その他の収入が二兆五千七百億、これが若千五十七年度よりも落ちていくわけでありまして、それから、公債金収入が八兆四千八百億、これを入れますと合計五十二兆二百億、これが五十八年度の歳入に立つわけですね。

歳出の方は、国債費が八兆八千五百億、それから地方交付税が十兆四千四百億、これだけ引きますと、これだけの合計で十九兆二千九百億になります。すので、いわゆる一般歳出というのは三十二兆七千三百億、つまり、五十七年度の一般歳出よりも一千億以上ふえない、こういうことになりますけれども、こういう解釈でよろしいですね。

○西垣政府委員 要調整額を全部歳出カットで調整をいたしますと、御指摘のような数字になります。

○佐藤(観)委員 そこで、歳入の方からいって、いま大臣と議論をいたしましたように、できる範

囲はいわば不公平税制の是正の範囲内だということになります。そう一兆も二兆も出てくるというの、私は無理だと思ふのです。もしそれが可能ならば、いままでにやっていたと思うのであります。

そうなりますと、この「財政の中期展望」の中で、歳入をさらにふやす、大体この税収の中でも、新社会経済七カ年計画の九・五%の経済成長自体は高いんじゃないか。それをもとにした四十兆九千七百億でありまして、歳入自体が、税収自体が大変高く見積もられているということから考えますと、さらに不公平税制の是正をやつて、一体これでどのくらい乗るだろうかというのが一つの問題であります。

もう一つは歳出カットで、たとえば五十七年度の三十二兆六千二百億、じゃ一体これをどのくらいさらに切り込めるのか。次長、三十二兆六千二百億の一般歳出のうち、義務的経費と申しますか、あるいは法律補助に基づいた経費というのはどのくらいあるのですか。ざっと丸い数字で結構です。

○西垣政府委員 その内訳につきましては、私いま数字を持っておりません。ただ、毎年のようにいままで出しておられます当然増と言われておりますものが、普通の年で一兆五千億から二兆ぐらいというのがいままでの把握でございます。

○佐藤(観)委員 そこで次長、どうなんです、当然増経費がこれだけあるということは、いまの御答弁を延長していきまして、歳出カットでは、これは五十八年度の中期展望で見たような三十二兆七千三百億しかない、この一般歳出に回れる分、これをなお切り込むことは無理だ、こういうことになりませんか。

○西垣政府委員 先ほど例示として挙げられました補助金につきましても、法律補助が大体八割でございまして、そういったことを考えますと、歳出カットをいたすにつきましても、制度に切り込んで相応なカットをしなれば、額として大きなものは生み出せないという関係にあると思ひます。

この問題は、私も大蔵委員会としてきちつとやりたいと思いますし、アメリカの言い分は、私は必ずしも全部正しいとは思っていません。ただ行政指導という、法的根拠がなくして行政官庁が事實上やるというのは、アメリカでは大変わからないことだと思ふのです。いま日米の貿易摩擦を扱っていらつしやる外務省として、こういったサード・ビジネスについてのアメリカ人ではわからぬような行政指導といったものは、どういうアメリカ側のとらえ方であり、また日本としてはどういう受け答えをしているのか。ゼロクローポンの問題というのはかなり具体的になっていろいろな差しさわりもあるとするならば、一般論として結構でございませうので、こういった行政のやり方というのが、いま国難とまで言うような貿易・経済摩擦だと言われている中で、これは一つの例でありますけれども、一体どうなんだろうかということにつ

て、私は若干疑問を持つのでありますが、外務省の見解をお伺いしたいと思います。

○佐藤説明員 お答えを申し上げます。

先生いま御指摘がございましたように、本日の日米の貿易小委員会におきまして、サービス貿易の問題等についても議論の対象、話題になろうかと思っております。

このいわゆるサービス貿易の自由化の問題という扱いでございますが、日米間で問題になっていくということもさることながら、OECD等あたりにおきましても、国際的な通商のルールという観点から、サービス貿易の問題を討論しておるわけでございます。したがって、日米間ののみならず、いざ先進諸国間におきましますところの貿易の一つの形態というところで、次第に関心が高まっております。アメリカから見ても話題になるわけでございます。アメリカから見ておりまして、日本の市場の問題というものが、アメリカ経済の冷え切った状況を背景にいたしまして、一つの強い要望として出てきて、大蔵省当局におきましても適切な御対応をされていくように承知しておるわけでございます。

私もどなたかしまして、先生がいまお使いになりました行政指導というものが、諸外国から見えてどういふふうにとられるのかという御質問だったと思ひますけれども、これは、私は一般論としてお答えせざるを得ない立場でございますけれども、これまでいろいろな場で日本の行政指導というものが話題になってきたことは事実でございます。しかしながら、すべてアメリカ側あるいはヨーロッパ等において話題にされてくるべき行政指導のとりえ方というものが、私どもは、正しくとらえられているかどうかという問題は、他方においてあるかと思うのでございます。あらゆる場合に、いいか悪いかということにつきまして議論することはなかなかむずかしいと思ひますけれども、私もどなたかしましては、日本

の置かれている事情とか、あるいはそういう措置がとられる間の適切な考え方、そういうものにつきまして十分相手側にも説明をしながら理解を求めていくという努力を、今後ともやっていきたいというふうな考えでおるわけでございます。いづれにいたしましても、日本の市場の開放ということとの関連で、この問題も話題にされようかと思ひますけれども、私もどなたかしましては、日本に期待されている国際的な役割ということとの関連におきまして、関係各省等の御協力も得ながら、こういった問題の理解を深めることに一層の努力をさせていただきたい、かように思っております。

○佐藤(観)委員 もう少し詰めた点も多々あるのですが、大臣も参議院の予算委員会の方でございまして、どうぞ結構でございますが、また一度ゆつくりやらせていただきたいと思います。実はこのゼロクーポンの問題も、私言つたように四つぐらゐの観点があつて、非常に判断もむずかしいと思ひますけれども、いまこういう貿易摩擦あるいは経済摩擦と言われている中でどうだったんだらうかということについて、また後日改めて少し詰めたかと思ひます。

次に、いろいろと予定が変わつてくるものですから、ちよつと国税庁にお伺ひしたいのですが、きょう皆さん方のお手元に国税庁の職員定員についての将来について少しはじいてみたものを配つてあります。私の字ですから余りきれいじゃないので申しわけないのでありますが、この前提としてはどの数字を使つたかといふと、そこに書いてございしますように、人事院の「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」これは、五十五年三月三十一日現在の勤務職階給表適用者の年齢別集計をもとに、これを推計したものであります。したがって、最近、五十五年が純増はマインナス九、五十六年度がゼロ、五十七年度が二十七人、こういう純増でございますから、ほぼ退職した人数が新規に採用されてくるという前提で、この表がつくつてあります。

それから、六十歳の定年制が入つておりますけれども、それにもかからず従来の慣行定年、五十五歳から五十七歳程度で退職するという予測でしております。したがって、これは六十歳まで持つていけば、もう少しこのグラフ自体が右に緩やかになるということになるわけでありまして、この表を見ていただきますればわかりますように、全部の定数がいま五万二千七百八十九人です。

たとえば、五十六年から五十七年を見ていただいた方がわかりやすいと思うのでありますけれども、新規採用が、五十五年にやめていかれた方九百人を新規採用にとります。それから着任一、二年というのは、五十五年度末に入つた方が直ちに税務調査に行けるわけじゃありませんので、大体、税務大学校を出て、それから内部的な勉強をして、一、二年かかるわけでありまして、五十五年に新規に入つた千七百八十九人のうち、まだ五十六年、五十七年では、これはいわば一人前に調査に行くというわけにいかぬ。それから、五十六年から五十七年には二千五百人退職する年になりますよと、こういうことになってまいりますと、五万二千八百人と言われましますけれども、この新規採用千九百人、それからまだ現場に行けない勉強中の千七百人、退職の二千五百人、これを引いてきますと、中身は四万六千六百八十九人、八八・四％しか実は実質に稼働できる、調査その他の事務ができる国税庁職員はいない、こういうことになっていくわけでありまして。

きょう国税庁の次長にお越しをいただいておりますけれども、実は国税庁にこの表をつくつていただきたかと思つたのでありますけれども、退職の人数を国税庁で予測をして、この数字をつくることはむずかしいかろうという親心から、大体いま申しました前提を置けば、これは自動的に出てくる数字でありますので、主観がそんなに入るわけではないので、私がつくつたわけでございますけれども、次長どうですか、この表は、ざつと見て、私が恣意的に数字をいじつたとか、あるいは

は、いや、こんなことにはなりません、こういうようなことなのかどうか、この表の信憑性について、国税庁としてどうごらんになるか。若干それは狂い、いま退職年齢を少しづつ引き上げていますから、この退職者の数がもう少し右にぶれるかと思ひますけれども、そんなに大きく違うものではないと私は思ふのであります。この表の信憑性について、どういう御見解をまずお伺ひしたいと思います。

○小山(昭)政府委員 お答えいたします。

ただいまこの表を拝見いたしました。まだつづさに検討いたしておりますが、毎年の退職者数につぎまして、一応ある種の前提を置いた推計値になっておるかと思ひます。

この数字が、私どもの方で職員を人事管理してまいります上で、過去の経験値等から、一定の年齢層の者がどのくらい退職していつていくかといったような推計値と必ずしも厳密な意味で一致するものではないかと思ひますが、いづれにいたしましても、高齢の職員が多数おるといふ職場の実情から考えまして、それなりの一つの推計の姿を示すものである、このように受けとめております。

○佐藤(観)委員 これは、先ほど申しましたように前提があるわけでありまして、それと、いま申しましたように、若干退職者の数が変わつても、年齢構成からいつて十年間に二万人やめていける年齢になっているというところは、これは間違ひのないので、退職者の数が少しずれても、それは右にその数字が移るだけだと思ふのです。

そこで、次長、問題なのは、実はこれは大臣も含めてお伺ひをしようと思つたのですが、時間だったもので、また改めて大臣にはお伺ひしますが、一番大変なのは、六十年から六十二年、まあその前も大変であります、あるいは六十二年から六十三年、この辺がピークになってくるのであります。六十年から六十二年というのは、五万二千人、五万二千人と言つてみても、実は実稼働は約八割しかないわけですね。それから六十二年か

ら六十三年は八割を切つて七七%ということ、約四分の一はまだ実際に調査に出たり徴収事務をやつたりすることができない。五万二千人以上しても四分の一は実は実稼働に入らない、四分の三でがんばらなければいけぬ、こういう事態になつていくわけですね。いま申しましたように、六十四年、六十五年少し退職年齢を引き上げていけば若干ずれるかもしれませんが、それは別といたしまして、いずれにいたしまして、大勢としては、このように六十三、四年ごろには大体八割を切るという状況があらわれてくるわけなんです。

こういう予測に対して、国税庁としては、片方では捕提率を引き上げない、実調率を上げないということ、国民世論からもたかれ、さりとてアルバイトや事務の機械化といつても、これも何度が大蔵委員会でもつたようにには限界があるという中で、これは大体予想できることですから、いまからある程度の対応をしていかなければいかぬと思うのでありますが、一体どういふふうに対応なさろうと考へていらっしゃるのですか。

○小山(昭)政府委員 お答えいたします。
先生の御指摘は、国税庁におきまして特殊な職員の年齢構成といえますが、それに着目されまして、将来の職場の姿についての御懸念をお述べになられたものであるというふうに拝聴いたします。

確かに私どもの職場におきましては、五十一歳以上の職員が実は一万三千五百人、全体の職員の四分の一を超えるという、各省の中でも非常に特殊な職員の構成になつておることは事実でございます。そこで、これらの経験と知識の豊富な職員層がこれから近い将来に次々と職場を去っていくということになつた場合に、現在の調査能力の水準であるとかあるいは事務処理能力といったものが、国税の職場で果たして維持していくことができないかどうかということは、私どもにとりましても、実は非常に重要な問題であるというふうに認識いたしております。

このために、私どももいたしましては、日ごろからできるだけ資質の優秀な職員を採用し、かつまた税務大学校あるいは職場におきまして、これに十分な研修を施す等いたしまして、その資質、能力の開発に努める等の施策を講じてまいつておるところでございますが、何と申しましても基本となりますことは、これらの経験豊かな職員が短い期間に大量に退職してしまつてしまつていふような事態を何とか回避いたしまして、その退職の山を少し先へずらし、かつ、ならしていきまして、その間に若い職員の方たちに、先輩の方たちの円熟した調査の技法であるとかあるいは職場の能率を高めていけるさまざまな伝統であるとか、そういうものを十分継承していただきまして、世代間の円滑な交代を実現していくことが基本になるのではないかと、このように考へておるわけでございます。

そこで、たとえば各国税局で行つております退職の勧奨というふうなものを、局署の実情を踏まえてまして少し控えていくとか、昭和六十年からの定年制の実施をも念頭に置きながら、実効性のある具体策に今後取り組んでまいりたい、このように考へておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 問題は、いま次長が言われたようなことで対処できるかどうか。いまの限られた条件の中では、次長がお答えになつたようなことしかできないと思つております。

私が大臣を入れて申し上げましたのは、この点は実は特別に配慮をしなければいけぬことで、いま国民の中にあるのは、調べられた者は交通事故に遭つたようなものだといふ感覚があるわけですよ。それは一〇%の実調率を切つたというふうなことでは、やはり税の執行上の不公平といふのはぬぐえないわけですね。執行上の不公平がある、これは先ほど冒頭に議論をしたような、これから不公平な税制の是正といふことを言つてみても、制度よりも、国民の方は、やはり自分がどういふふうな税務署と接触をしたかというところに、一番大きな感覚的な不公平感といふものを持つわけ

けでありますので、その意味では、いま限られた条件の中では、次長が言われたような努力しかないといふ私は思ひますけれども、やはりさらに適当な人数の増員というものは、法人数の増加からいつても、あるいは企業自体の複雑性からいつても、一件当たりの調査の日数というものは大変かつてくるわけでありまして、これは行管庁なりあるいは大臣も入れて、もう少し議論をしておきたいと思つております。次長が言われましたが、いま限られた条件の中での国税庁としての努力は、よくわかりました。

次に、交際費課税について伺いをしたい。交際費がいわば一定の額を超えた場合には損金不算入になるということでありまして、これは、かねてより交際費課税が問題になつたときに、私たちは、なぜ一定の額以上のものを損金不算入にしないのかといふことは、長い長い歴史があつて議論をしてきたところであります。

主税局長にちよつとお伺いをしたのでありますが、この三年間に限つて、四百万円から三百万円に資本金の基準によつて変わるというわけでありまして、それ以上の部分を損金不算入にしたということは、交際費課税というものの性格が基本的に変わったといふことなのか、この辺はどうなんですか。

○福田(幸)政府委員 お答えします。
いままでは、だんだん上げて九〇%までできたのですから、それが九〇%が一〇%になるというのは、やはり質的な感じがあると思ひます。本来経費でございますから、それをだんだん上げてきて、最初は二五ぐらいだつたと思つたのですが、上がつてきたといふことで九〇%まで達した。そこまでは延長線上だと思つております。そういう趣旨で従来も答弁しておつたと思うのですが、一〇%になりますと、本来経費を認めないといふことですから、租特で認めないといふことではありますけれども、やはり質的な感じがございまして、

ですから、これは異例な対策の特別措置であ

る。これは、いまの交際費が二兆を上回る数字で、しかもテンボが高く伸びておる、内容についても社会的批判がある、こういう厳しい時期であるので、国も地方もという感じもありません。この間三年間というのは財政再建期間ということもございまして。あと一年残つておりますので、いままで二年、二年で延長してきていますので、それで三年といふことにも符合します。

いずれにいたしましても、一〇%ということが質的な感じ、転換したといふ感じがございまして、しかも財源がないといふ問題もあつたわけで、この間だけ特別に一〇%をお願いする、しかし中小企業の方は従来の枠を残す、五千万を超える大企業のところはもう一〇%であるといふ厳しい姿勢で、行革時代に大企業の方もお願ひするといふこと、そういう意味で期間を限つたといふのは、内容の性格が変わつたといふことであらうと思ひます。

○佐藤(観)委員 主税局長が言われたことの前半は、いままでの主税局長が言われてきたことと大体一致するわけですよ。

たとえば、これは昭和五十二年三月二十三日の大蔵委員会でもありますけれども、亡くなられた川口大助委員に対して大倉主税局長が答へた答弁で、結論だけ読みますと、「したがって本来経費であるといふ考え方を捨て切れないままに一〇%課税するといふことには若干のたらいがあるといふことを申し上げておきたいと思ひます。」といふことを述べられておるのです。

それから、これは五十二年三月一日、伊藤茂委員に対して米里當時は審議官でありましたが、答へられておる答弁でも、ちよつと前は約しますけれども、「かつまた加へまして、御承知のように現在交際費課税は非常に強化されてまいりまして、現状では限度超過額に對しまして八五%損金不算入といふところまでできておるわけでございます。これをさらに損金不算入率を高めてまいりますと、そもそも交際費といふのはやはり会社経理上は損金性があるものだ、その損金性を否定する

ようなことにもなるのではないかと、うなづかぬ。え方もございます。そういつたようなことを考えまして、今回は改正を見送ったということとございます。」という答弁なんです。

それからもう一つ挙げておきますと、これは五十四年二月二十八日の大蔵委員会でありましたけれども、美濃委員に對しまして高橋主税局長は、前はちよつと約しただけで、やはり交際費について、企業のモラルとして支出を抑制していただくことは必要であるといひました。それが使途不明金のように全額課税されるべきものというふうには思ひませんので、やはり一定の企業を経営していくために必要な限度までは損金に認容する。そうしますとやはり九〇%というのは、限度にきていてと申したら語弊がありますが、限度にきていて近くなつてきていてという考え方を私どもは持つておるわけでございます。」ということとで、交際費というものが、一定のものではなく、いま読み上げましたように、あるいは主税局長が前半で答弁なされたように、本来これは経費であるあるいは損金性がある、このことの考え方というものは今日まででいたと思うのであります。

ただし、三年間ということをして別にいたしましたし、今度一〇〇%にしたというものは、いまの答弁のうらには、あるいはいまの主税局長の答弁にございますように、いままでの答弁の延長線から言ふと内容が質的に変わった、いわばいままでは、損金性があるのだから少なくとも一〇%くらい損金限度額を残しておくのが、損金性の持つてゐる会計原則からいって、会計原則じやないかもしませんが、税法の理念からいって当然ではないかという考え方できていたわけでありまして、これが一〇〇%になつたということは、福田主税局長が言われたように、まさに質的転換なんです。交際費課税の論議の歴史上、まさに質的な転換をしたわけですね。ここまでのことは、そういうことでよろしいですね。

○福田(幸)政府委員 お答えします。
経費は経費であるということは従来と同じだと

思ひます。それはやはり経理上経費でございませうね、会社経理では経費で落としますから。これを税がどう対応するかという問題で、それを否認するといふのを租税特別措置でやつておる。だんだん上げて九〇%になつたといふところでは、一〇%が残つておるから経費の性格が残つておるということであらうと思ひますが、九〇%と一〇%の間にどれだけの差があるかという問題はあらうかと思ひます。

これは、やはり政策の色彩を強く出すかどうか、相当政策の判断であらうと思ひます。ですから、九〇%くらいでその間一〇%が残つておるから経費性があるといふことではなくて、本来経費である、しかし、この際一〇〇%課税するといふ政策をとるといふことであらうと思ひます。一〇〇%というのは従来の九〇%よりは性格が変わつたといふことが言えますので、したがって、それは三年間と区切つて、その間にどういふふうな対応が民間企業で行われるか、それで合理的な交際費の支出になるのか、それともそれが弊害的な作用をするのか、それを見定めるということもあつて、三年間といふことであらうと思ひます。

ですから、税の対応といふのは、会計で経費で落とすとしても、御存じのとおり英国で一〇〇%課税です、また外国では適當なものでなければ交際費にしないといふのがあつたのですから、ここで一〇〇%といふことを政策で出して、企業の方がそれをまじめに受け取つて、販売促進に直結するまじめな支出をするという自戒も必要だろつと思ひます。これは販売促進といつても、交際費を払つたから販売が促進されるかといふ点にも問題はありますので、むしろ、いい商品をつくつて、それをいい商品としてそれ自体の販売、PRに努めるということもまた見直しの機会であらうと思ひます。

また民間の企業のことですから、税の立ち入る範囲は限られますけれども、ここで一度一〇〇%といふことで、どういふふうな民間の対応があるかといふことを見定めるといふので三年間、後はそ

ダレトな交際費の様子になつていけば、それに応じた見直しがあらうか、こう思ひます。

○佐藤(親)委員 日本の場合には、交際費自体が自分の家計として払ふべきものの中に入れてしまつてゐるという問題があるものの中から、税法上は別の扱いになつてゐるわけでありまして、これは、会計原則として経費であるといふことの性格は、私もわからぬわけではないのであります。

ただ、私はあえて三つの、福田主税局長の先輩の主税局長の方々の答弁を読みましたけれども、私たちが主張して九〇%を一〇〇%にできない理由といふのは、やはり経費性があるのだから一〇〇%はいかぬのではないかといふ意味のことを言つてゐるのだと思ひます。それで、主税局長が言われるように、いや、交際費課税の性格上質的転換である、あるいは内容の性格が変わつたといふことなので、変わったならば、私は変わったままでもいいのじゃないか。三年間だけ性格が変わつて、三年たつてみたら、またもとの性格に戻るといふのは、税のあり方として、そんな便宜的ではないのでしょうかといふことは私に疑問に思ひます。

私は、いまあえて読みましたように、この議事録からいって、私たち何度が交際費課税を議論してまいりまして、一〇〇%でいいのじゃないかといふことでやつてきたけれども、皆さん方は、損金性あるいは本来経費だからといふことで、いや一〇〇%といふのはちよつとひどいんじゃないかといふことで、いわばそのあかしとして一〇%、最後のところを残しておいたわけですね。

今度それを超えたわけでありまして、言われるように、もとの三百万、四百万というのは確かに経費性を持つてゐるけれども、それ以上は税では見ませんよといふことになつたので、その意味では、交際費課税の歴史上まさに質的転換であるし、私は内容の性格が変わつたと思ひます。十年くらね。そこで踏み込んだと思ひます。十年くらいたつて、やつとわれわれの主張が認められたと

いうことだと思ひますが、それを三年間に限る。わかるんですよ、財政再建期間中といううな意味だと思ひますけれども、税の性格というのは、そんなところ変わつて、そんな便宜的なものでいいのだろうか。

私たちが、いろいろな税の細い議論をしてきただけに、それは皆さん方の議論になかなか勝てないで、平行線である、あるいはこちらが負けたのかもしれませんけれども、いづれにせよ、大きな壁があつたわけですね、それはそれなりに皆さんの理屈があつたから。でも、ここで性格が変わつたのなら、私は、税の理論といふものは、いや損金性がどうです、経費じやありませんとか、あるとかないとかといふいろいろな議論は別として、そういうことを言つておきながら、三年たつてみたら、また今度とは別の性格に戻りましたといふような、税法といふのは、そんなに安易にいじるべき性格のものじゃないのじゃないか。

一つここで踏み切つたら、別に三年と限らずに、これはそのまゝ一定の額を超えたものは一〇〇%、三百万、四百万をもう一回いろいろ考え直すこともあつたけれども、私は、交際費課税のあり方といふものは、何も三年に限らず、そこまでするまでもないけれども、何か行つていいのではないと思ひますが、いかがですか。

○福田(幸)政府委員 政策の強さといふことで、一〇〇%といふことが租税特別措置にあるといふことで、人がかゝつたといふより、私は、一〇〇%でも政策ですから構はないと思ひます。それは、三年たつたところでもう一回見直すといふことは、政策ですからあり得ると思ひます。それから、四百、三百といふのが残つておるということは、税理論からいけば問題があると思ひます。それは下の方が多かつたおつたといふことではないわけで、その辺は政策論が、またそこに別の観点が入つてゐますので、いまの体系が絶対的にいいか、全体一〇〇%ならまた一つの理屈です。そういう面も含めて、やはり見直しの機会が

あるという意味で三年がある。政策は常に變動的でいいわけですから、一〇〇を掛けるということはそのなりに正しいので、それが恒久的であるかということとは、また常時見直しをこういう場でやっていたらどうかということであると思います。一〇〇になった将来とも本質的に一〇〇だということに考えるかどうかは、租税特別措置の範囲内の政策論であらうと思います。

○佐藤(観)委員 きょうは福田主税局長の大変いいお言葉を聞いて、政策の性格が多くなる、そういう主張をしていけばわれわれの言うこともかなり通るな、こういう政策を取り入れるべきではないか、つまり本質的な性格がどうかあるかということとでなくて、その上に政策的な性格というものを乗せていくわけですから、その政策的な性格というものにだんだんウェートをかけていけば、これは、まさに本質とは違う部分も政策的な性格だということと言えるということになっていくのではないかと思考のす。

それは別といたしましても、時間も来ておりますので、最後に、租税特別措置の減収額の問題についてお伺いしておきたいのでありますが、大蔵省の方でも大分資料を出してもらいました。しかし、いまのような調べ方では、正直言って大ざっぱなものでありますし、また正確な数字がどうも出てこないようなのであります。

私たちが、租税特別措置の改廃ということ、毎年皆さん方に資料を出してもらうわけでありまして、これだけ財政が厳しい中で、一体こんなことまで租税特別措置で見なければいかぬのだらうかと思うにつけても、一体これが本当に具体的にどれだけ使われているのだらうか、何件ぐらいあるのだらうか、幾らぐらいの減収になっていくのだらうかということがどうもわからない。大分出してもらいましたけれども、わからないのです。

たとえば、この要綱を見ましても、所得控除制度になっております技術等海外取引に係る所得の特別控除制度、これを著作権の譲渡等を対象から

除外した上、その適用期限を二年延長する、こんなのが一体何件ぐらい一年に出されて、どのくらい減収になっているのかわからない。公害防止用設備の特別償却は三百四十億というのは皆さん方の方に出ていますね。それから無公害化生産設備と工業用下水道等への転換設備とか、こういうようにいわば有用だと思われるものは、私たちも有用性はわかるにしても、どうも金額がよくわからないのです。重要複合機械装置の特別償却、こんなのは一体何件ぐらい使われて、どのくらい減収になっているのか。低開発地域等における工業用機械等の特別償却、これは百三十億という数字が出ておりました。

それから、ちよつと飛ばしますが、特定備蓄施設等の割増し償却制度、これが皆さん方の資料では二十億円の減収と出ているのです。二十億円ぐらいの減収になるものを、制度として一体とっておく必要があるのだらうか、どうなんだろう。大変少ないということとは、きわめて特定な企業にいわば隠れた補助金として行くことではないかという意味で、それは租税特別措置でありまして、その意味ではある程度特殊な形態になることは免れぬと思えますけれども、その次の中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却制度、これも数字を見ますと、減収額が三十億という数字が出ています。三十億といえは一件当たりは大変少ないものだと思うのですけれども、その辺の実態が、何件ぐらいあるのかというのがわからないのです。一体、このくらいの額のものを、いまこの財政が厳しいという中で、金目にはならぬけれども、やはり不公平税制の是正という面で件数が少なく額が小さいものは、もともとと、まさにこれこそ償却していく必要があるのではないかと。

皆さん方から出してもらいました五十五年度の減収額と比較してみますと、大分減っているものもあります。そういったことから考えてみますと、一度、百二十項目ともいわれておりますこの租税特別措置の、これはなかなか作業が大変だと

思うのですが、わかり得る件数と減収額、大分大まかには、全体としては出してもらっている、そこは評価するのでありますが、特別措置の改廃といったときに、税調にそういう資料を出しているのかどうかかわかりませんが、一体こんなものは有用だらうかと思うようなものはあるのか、恐らく余り使われてないというのはきわめて特殊なもので、そういったものは私はほとんどもう少し削っていいのではないかと思いますので、来年度に向けて大変な作業だということは私もわからぬわけではないのでありますが、ひとつ国会の審議の重要な資料として、なお一層全項目にわたる申告件数、一番最近のいいです、大変な作業です。減収額、これは恐らく見込みになると思うのでありますが、そういったものをひとつ来年度に向けて出してもらおう。それが冒頭大臣と議論をしたように不公平税制の是正の、総金額は大したことはないと思えますが、さらに前進になるのではないかと思考のす。政務次官でも主税局長でも結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

○福田(幸)政府委員 お答えいたします。

租税というのはやはり特別措置ですから、ある意味では補助金的性格があるということでありまして、ただ、準備金、特償は課税の繰り延べですから、その辺は単なる補助金ではないわけ。しかし、税額控除とか所得控除になると補助金的性格が強い。これは十分に認識した上で特別措置の各項目があるということだらうと思うのです。

御指摘の点は、われわれも常に自覚しております。資料としては三つほどお出ししたしております。実績もお出ししたのですが、やはり作業はなかなか困難でございましたが、とりあえずという

うか、われわれのできる範囲で出したというので、今後御検討をさらにしていただいて御指摘を願うとありがたいわけで、各項目に金額を書いてございます。いま御指摘になったものについては、それぞれ金額は五十五年実績を出しております。おっしゃる通りに小さい数字もあるわけ

です。これはもう目的を達したのではないかと。これは、われわれ常に、その数字がないことがもう目的を達しておる。しかし各省の政策から見れば、ないということは今後それを必要とするんだというようにも言えますけれども、長い期間経過してしまして使われてないというのは、やはり意味がない。だから、これはインセンティブでやるわけですから、当初期間それが使われることによって、後は企業ベースになっていくわけですから、したがって公害といえども、また省エネといえども、ある期間がたてば、もう後はコーンヤルベースで企業活動をやってもいいというのを考え方の本則で、政策目的とその成果というのは常に見なければいけません。

したがって、これは今後やはり各省においてその実績を把握する努力をする。そして、われわれに対して、その意味があるかどうかを説明して要求を求えてもらいませんと、これは水かけ論になりますので、われわれとしては、実態がどうだということとを常に相手に問いかける。相手もその実際を把握してもらおう。非常に法人が少ない場合の、船舶とか航空機、湯水なんというものは、監督官庁も、そこを見える立場にあればわかるわけですね。あとは一般的になってきますと、利用状況が非常に把握しにくい。税務署資料でも限界がある。しかし、やはり特定の企業に偏っておって、その額が大きいという場合も問題だらうと思うのです。おっしゃる趣旨は、私、常に同じ気持ちでおりますので、それをブレイクダウンした形でどういうメリットを与えておるか、それは把握しながら、今後特別措置のあり方は具体的に検討するということが大事だらうと思います。

○佐藤(観)委員 ひとつ、答弁のように努力をしていただくようにお願いしたいと思います。

あわせて、いま準備金は隠れた補助金じゃないと言われたいけれども、これもいわば益金に上るるところをそこで留保しているわけですから、そういう意味では、私は、広い意味での隠れた補助金だと思っておるわけでございます。

私は、百分の八十がいいとか悪いとか言っているのじゃありません。法律と國稅庁長官の通達とのじやありません。法律と國稅庁長官の通達の間を詰めて話しているわけです。つまり、法律が何らかの政令なり省令なりあるいは通達なりこういうものに委任して、この場合で言いますと、法律なんでしょう、たとえ相統稅法によつて時価による、これはわかるわけです。これは私もよく知っています。しかし、時価によるといつて、直ちにそれがストレートに國稅庁長官で百分の八十と来るといふことはどうかということを知っているのです。

○吉田(哲)政府委員　先ほどの答弁の繰返しになります、その時価というものが、いわゆる居住用または事業用の宅地のうち必要最小限の部分につきましては、むしろ通常の土地の取引価格、

宅地の取引価格のおよそ八掛け程度ぐらいが本当の時価であろう、こういう考え方に立っているわけでございます。私は、二十二条の時価主義の範囲内の考え方であるというふうに考えているわけでございます。

○大島委員 どうも何回もこの問題を取り違えていると思うのです。百分の八十が相当とかなんとか言っているのじゃないんです。

○山崎(武)政府委員 先生の御質問は、租税法律主義に長官の通達が反してやしないか、つまり、新たに租税を課す、また現行の租税を変更する際は法律または法律の定める条件によることを必要とするというこの租税法律主義、憲法に規定せられております租税法律主義に、国税庁長官が示さないし通達によってそれを定めようという感じがなものであろうかという御質問であらうと思ひますが、形式的に言われますと、内容を変更することでありまから、そのひつかかる疑いがありはせぬかなという感じがせぬでもありません。

しかし、一切国税庁長官は従来の法律ないし租税の定めについて解釈上疑義がある場合について必ず法律で云々しなければいけないということになりますと、執行がまたきわめて複雑になりますし、解釈上食い違いも出てくるし、現場においても戸惑いが出てきますから、したがって、合理的と思われる範囲内においてそれをなすことは、またいいのではないかとこのように思ひますし、いま先生が御指摘なされた点が形式的に租税法律主義に違反する疑いが全然ないということと言えないのではないかなという感じはします。

しかし、それはそれとして、国税庁長官の、国家行政組織法の第二項によりましますこの規定によつてそれをパーセントを定めようということは、その中にまた含まれてもいないのではないかと、それが合理的な解釈の範囲内において許されたことではありやせぬだらうかというふうに考えるわけでもありまして、一概に租税法律主義に反するというふうには決めつけるのもまたどうかという感じがせぬでもありません。

○大島委員 政務次官のいまの答弁は、やや私の質問に答えていただけたと思うのですが、しかし、まだ誤解されているのは、私は、すべてそういうことは法律で決めようというのじゃないのです。ただ、国税庁長官通達ができる前には何らかの政令なり省令なりに委任があるべきはずだということを知っているわけなんです。たとえば、いまの相統法の百分の八十というところは、法律なり政令なりによりまして近隣地域その他のいろいろの諸般の事情を勘案して国税庁長官が定める、そういうことまで規定しているならば、それで結構なんですよ。そういうことを私は伺っておるのです。

したがって、これは何も私が出したのは相統法だけじゃないのです。国税庁長官通達にはいろいろあるわけなんです。それから、繰り返して誤解のないように言ひますが、解釈はいいのですよ、賦課処分は直接関係してませんからね。百分の八十とかなんとか直接決めるということとは、しかも委任じゃなくて、これは憲法違反じゃないかということを知っているのです。

○福田(幸)政府委員 御質問の趣旨はよくわかります。それで、憲法の変更のところで国家行政組織法十四条のところで行政的な通達の関連だと思ひます。

相統法を引いて御質問でございますので、それに限って申し上げますと、相統法二十二条で「時価」と書いてあります。時価と書いて、あと政省令がない。そして通達をパーセントを掛けるという点の御疑問だと思ひますが、時価と書いておりますので、時価自体、時価をどうするかという問題、それは非常に技術的、行政的な面が強い面だと思ひます。ですから、何%を掛けるというのが時価評価の範囲内であるかどうかでございます。ところが、庁の方で評価する際に、そういうものを掛けた方が時価評価として適切であるということをやっておるということであれば、その時価の範囲をどう執行面で統一的に見ておるかというぎりぎりのところだろうと思ひます。

だから、余りにパーセンテージの掛け方が理屈

がなかったり、また非常に大幅にやっておつて時価の概念を損なうとかということになれば問題だらうと思ひますが、それは説明できる時価の合理的な範囲を、そういうやり方でやっていると入つていまして、政省令で時価をどうすると委任していかなくても、時価そのものを行政のところで適切に評価しているという範囲内に入るといふことで解釈されていると思ひます。

○大島委員 どうもよくわからぬですが、時価とは何かと、そういうことを言っているのじゃないかと、むしろ形式論にいきたいと思ひます。つまり、こういう国税庁長官通達は、憲法、法律その他政令等の委任なくして国税庁長官が賦課課税処分を勝手に決められるのかどうか。何かの委任があればいいのです。それを法律で書けなんというふうなやばなことは言ひませんよ。たとえば法律の委任に基づいた政令あるいは省令——余りストレート過ぎるというのを聞いていますので、いまの相統法の問題でも、法律からすると国税庁長官の通達になつてくる。これは憲法違反じゃないかというのを聞いています。つまり形式論をやつてくだされ。内容はいいのです。内容は百分の八十でも百分の六十でも、そんなことをこつちは伺っているわけじゃないわけなんです。

○福田(幸)政府委員 法律で時価と書いてあります。その時価をどういうふうな執行が解釈し、統一的に評価するかという問題でありますから、その途中で委任規定がなくても、法律の時価というものを執行で時価を評価するという問題に直結しても構はないということができると思ひます。

そこで、委任をどうやっていくか、どういうふうなことを政省令で書くかということ具体的を考えますと、時価自体は現場に即して適切に時価を判断するわけですから、途中で委任規定がなくとも、法律に時価と書いてあることを執行が適切に判断するというところで、途中で委任規定が必ずしも要らないというふうに考えます。

○大島委員 相統人にとつて、時価というのは太

いかにんに判定されれば、相統人にとつて大変なことになると思ひます。したがって、時価と法律で書いておつても、むしろ政省令にある程度ゆだねて、時価とは何か、それで国税庁長官は、それに基つて百分の八十とかあるいはその他そういう数字を決めるべきだということを言っているわけなんです。

だから、その間、時価と法律に書いてすぐ国税庁長官が決めるということも余りにも恣意じゃないか、極端に言えばむしろ憲法違反じゃないかというところを言っているわけなんです。時価というのは抽象的なことで、それを法律に書いてあるからといって、国税庁長官が百分の八十、その間に何らかのワンクッションあるいはツークッションあるべきはずじゃないかということを言っているわけなんです。

○吉田(哲)政府委員 法律の規定のもとにどういう政省令を設けるか、通達でどの程度規定するか、広い意味での立法政策とも絡む問題かと思ひますが、ただ、私どもの立場で、ただいま御質問のありました相統法二十二条の關係について申し上げますと、実は、その長官の通達の範囲が広過ぎるじゃないか、こういう御議論は以前からもときどきはあつたわけでありまして、その点につきましては、実は最高裁でも問題になつたことがあります。その判決がございます。

要点を申し上げますと、相統法二十二条の規定は、相統等によつて取得した財産にかかわる評価の原則を定めまして、取得財産の価額または控除すべき債務の金額を、取得財産の価額につきましては「時価」、控除すべき債務の金額につきましては「その時の現況による」というふうに規定しておるわけでありまして、その規定の仕方につきまして最高裁の判決は、当該規定が時価の算定を課税庁に一任したもので、あるいは一任したと同視すべきものであると解することはできないとしたしまして、憲法八十四条との關係で合憲性を判断した事例がございます。

○大島委員 課税庁に一任したといふ意味は、法律からす

と課税庁というストリートで最高裁がその判決を是認したと言えそうです。しかし、たとえ時価によるとあれば、政令で時価とは何か、近隣地、固定資産台帳その他を勘案して決めるのが時価である、こういうふうなワンクッションあるのはワークツッションあつてもいいじゃないかというのを私は言っているわけで、いかがでございますか。そういうのを聞いています。その最高裁判決も私はよく知っています。それは直ちに国税庁長官に委任したということの意味なんではないか。

○吉田(省)政府委員 私ども十分研究をしているわけではございませんが、ただいまの判決はあくまでも個別の事案についての判示でございます。いま先生御指摘のような、法体系をどういふふうに組み合わせたらいいかどうかというのは、むしろ広い意味での立法政策の問題であらうかと思ひます。特に判決の方でどうしろこうしろという考え方はうかがうことができません。

○大島委員 政務次官に再度お尋ねしたいのですが、いま私、たまたま相続税法の問題を出したので、それは相続税だけじゃないのです。これはあらゆるところにあるわけですね。もう恐らく無数と言えざるものがある。

それで、賢明なあなたですからあれですが、すべてそれを法律で書けと言ふのじゃないのです。また、国税庁長官が通達で解釈をこう解釈する、これは別に悪いことじゃないのです。しかし、法律ですぐ国税庁長官通達にくるといふのは余りに激しいじゃないか。その間に、たとえばたまたまいま相続税法を出したので、時価とは何か、それがあつて、それから百分の八十なら百分の八十とすべきじゃないかということをお私に言っているわけですね。ところが現行は、時価によるとしたら、すぐ国税庁長官が百分の八十とする、こう言っているわけですね。その間にワンクッションとかツックッションあつて、それでこそ合憲性がある、それだつたら憲法違反とは言えないということをお私

は言っているわけですね。いかがですか。

○山崎(武)政府委員 一般論として申し上げますと、いま先生が言われたこと、私もそうだと思います。完全に租税法律主義に反しないというためには、形式論を詰めてまいりますと、法律の委任というのを使いますと、それは完全であります。しかし、現行のこの国税庁長官の通達を直ちに租税法律主義に反しているかというこの議論をしてまいりますと、またいろいろの議論も出てくるかと思ひますけれども、先生のお気持ちには十二分よくわかりますし、一般的に言えば、立法論として考えなければいけない問題を御指摘賜つたというふうに思ひます。

○大島委員 この問題は、もうこれで私の質疑は打ち切りますけれども、何も個別に一々しなくても、単独立法でこういう場合はこうだというふうなことをすればいいのじゃないですか。私は、現行の国税庁長官通達はきわめて憲法違反の疑いが濃いというところだけを申し上げまして、この質疑を打ち切りたい。これは一つの提案です。しかし、これは大変なことだと思ひます。

民主主義というものは、そもそも税から始まったんですからね。フランス革命が最大の模範です。王侯貴族、僧侶は無税だ、その他の一般庶民は有税だ。いまの不公平税制どころじゃないのです。大変なものです。一七八九年にフランス革命が起つたのはやはり租税からです。そこで、とにかく租税法律主義というのが民主主義の最大の要請なのです。そういう意味におきまして、私は、現行の国税庁長官通達というの憲法八十四条違反の疑いがきわめて濃いつつあることを申し上げまして、きょう大臣がおりましたら、私は大臣にも伺いたかつたのですけれども、これはひとつ十分御検討をお願いします。

第二に、同じく国税庁関係ですけれども、昔、賦課課税処分不服があつたら、協議団というのがありました。国税局の中に、総務、直税、間税、徴収、そのほかに協議団というのがあつたわけですね。ところが、協議団というのは、要する

に、一般の直税部あるいは間税部によって課税されたものに対して不服があるから、公平な第三者でやろうということで不服審判所になつたわけですね。そういうことで、いわば直税部、間税部、徴収部から独立したというのが不服審判所制度ですね。

ところが、その不服審判所の上の方の指定官職というのは、国税庁長官が任命しているわけですね。それでは、なぜ不服審判所というものが独立したか。独立してゐるなら、不服審判所の指定官職は国税庁長官が任命する、これはきわめておかしいことじゃないかと思ひます。国税局にあつた協議団を、せつかく大変な努力をなさつて長い間の努力が実つてようやく不服審判所として国税庁から独立した。その不服審判所の指定官職を国税庁長官が任命するということは、その不服審判所の独立性を侵害することではないかというふうに思ひますが、この任命権についてはいかがですか。

○福田(幸)政府委員 お答えします。

これは行政のところで審判の性格の問題から発するわけで、行政の統一性という問題は、執行とその不服の申し立てを含めて行政の統一性の問題ということから考えるべきですが、税については、不服審査機関というのは、行政の範囲ということであれば税務行政の最終責任である国税庁、まあ置く場所は国税庁、そしてその任命は国税庁長官ということにならうかと思ひます。

あと司法裁判所との関係は、また御質問があれば申し上げますけれども、そういうことで、その行政の中で国税不服審判所の独立性をどう維持するよう組織にするか、それが具体的には任命権のところにかかつてくるわけで、それは、長官が任命していることが独立性を害するかどうかということでしょうが、行政の中で統一性ということであれば、その最高の税務執行については長官が任命するということで、国税不服審判所長につきましても、さらに大蔵大臣の承認を得て任命するということになっていきますので、この辺は、独立性は

行政組織の中で最大限に働いておるということで、あと司法裁判所系統は行政審判とは別な形で、また独立性があるわけでありました。したがつて、いまの国税不服審判所の組織というのは、行政の中では独立した形できつり組織されておるといふふうに解していいと思ひます。

○大島委員 私は、まあ常識論を言ひまして、不服審判所長の任命権が国税庁長官にあるということの現行制度であるならば、どうしても人間の心理として、任命権を持つ国税庁長官に服従しなければならぬということになるのじゃないですか、私はそのことを伺つておるのです。それが独立の機関でしょうか。

○小山(昭)政府委員 お答えいたします。

国税庁長官が国税不服審判所長以下の審判官を任命いたしております法的な根拠は、先ほど主税局長が申し上げましたように、国家公務員法に基づきまして、これが国税庁の外局として置かれておりますために、国税庁の長である長官が任命いたしております。国税庁の長でございますが、同時に、先生のたゞいま御指摘なさいましたとおり、その国税庁長官が任命するという任命権を持つておるがゆえに、不服審判所長を初めとする審判官が果たして十分独立してその職責を果たすことができるかどうかというところは、不服審判所のあるべき姿、職責を十分果たすことができるかどうかという基本的な問題を含んでいるというふうに、私どもも十分承知いたしております。

そのために、先ほど主税局長が申し上げましたように、不服審判所長の任命に当たりまして特に大蔵大臣の承認が必要であるという制度を設けております。現実に、現実の任用面におきましても、歴代の国税不服審判所長は高等裁判所の裁判官の方においでいたおるとか、あるいは東京、大阪といった主要なところの審判所長は、それぞれ現職の裁判官なり検察官の方においでいたというふうなさまざまな形で、外部の、しかも識見のある立場の方、非常にごりつばな方で、しかも税務についても十分な知識経験をお持ちの方を

○大島委員 不服審判所、あくまでもそれは行政の分野です。もちろん行政の分野です。しかし私が言っているのは、先ほどから繰り返しているように、その協議団から独立した意味というのは一体何かということ。国税局の中にあつた協議団というのから、なぜこんなに努力を払って不服審判所にしたのか、その意味が薄れはしないか。不服審判所の指定官職以上を国税庁長官が任命するということは、長い間国税局の中にあつた協議団というのをせつとく独立させた意味がないじゃないか。もちろん、これはあくまでも行政機関です。そういうことを言つて任命権の問題を、これは何も公正取引委員会のようにせよと言うのじゃないのですけれども、任命権を長官や大蔵大臣から外して第三者の任命権にできないかということを開いているわけですね。

○福田(幸)政府委員 御質問の、審判に対する課税権者と違つた独立性という趣旨は十分わかります。また、そのように努力していると思うのですが、任命をどこがするかという問題になると、具体的に、どこがどういう基準で任命するかというところに、また公正を確保する上での問題があると思います。

公正取引委員会は御承知のとおりで、他の行政機関が行つた処分を判断する機関ではなくて、私人相互間の取引について公正を確保するというので、公益を代表する第三者ということ、その判断で、違反者に対して一定の措置を命ずる審決等を行うという、司法に近い機能を持つておるわけでありまして、課税処分についての不服審査がこの公正取引委員会的なものとして仕組むこともできませんし、おっしゃる趣旨はわかりませんが、それじゃ、どういうところで、どういう形で任命するかというところで問題が解決されない。やはり行政の中での責任者がそれを任命し、行政の中の審判として迅速にこれを独立性を持つて解決し、そして不服は、さらに司法裁判所を確保されている。

それで、私が言いましたように、司法裁判所の

中に租税裁判所を置くという構想も従来あつたわけですが、その際においても、その租税裁判所ないし財政裁判所の任命というときには専門家がなるといふのが多いわけでありまして、いまの実態とどれだけ変わるのか。行政の中で審判が迅速に行われ、また裁判の中で本来の司法機能としてそれが救済されるという仕組みがやはり正しいというふうに考えます。

○大島委員 もうこの問題はこれで打ち切ります。私の言いたいのは、不服審判所長であられるは不服審判所の指定官職であられ、だれでもやはり、端的に言いますと任命権者はこわいわけですね。したがつて、賦課処分をしたその任命権者、これに対してどうしても原処分、原処分の方へ近づいていく、こういうことを私は憂へているわけなんです、その点ひとつよく政務次官も御認識になつて、これは考へていただきたいと思うのです。私が言うのは、なぜ不服審判所が独立したか、公平な行政をしようというところで独立したわけですから、それが、指定官職以上でなければ、任命権者が大蔵大臣や国税庁長官であるならば、その独立した意味がないということを示し上げていくわけ、まあこれも一つの提案ですけれども、任命権だけの問題ですから、それは判事、裁判官を持つてくるのも結構、検察官を持つてくるのもそれは結構です。しかし任命権は大蔵大臣、国税庁長官以外の第三者であるべきだ、そのためにこそ不服審判所が独立したんだということを申し上げて、この問題につきましては、ひとつよくお考えいただきたいというふうに思います。

続きまして、この問題はかつて当委員会にも取り上げられたと思うのですが、二月十七日の国税庁の発表ですが、国税庁の実態調査報告では、クロヨンとかトーゴサンというものは、ないということと言いましたが、本当にそうなんです。ちよつとその辺の事情を伺いたいと思います。

○小山(昭)政府委員 お答え申し上げます。税の執行が適正公平に行われなければならないということは最も基本的な問題でございますし、

また、その点につきましても国民の皆様の非常に強い関心のあることも重々承知いたしておるところでございます。このような判断に基づきまして、昨秋以来税の執行に関する実態調査というものを私も実施いたしまして、このほどその結果を発表させていただいたわけでございます。その調査の内容でございますが、二つございまして、一つは無申告の実態調査というものでございまして、全国九地域に所在しております。世帯主、約九千人でございますが、この方たちにつきまして、本来所得税を納めていただくべき所得があるにもかかわらず、把握漏れとなつておる方がいなかどうかを悉皆調査いたしましたというのが一つでございます。

もう一つは、同じ地域につきましても世帯単位の所得の実態調査というものを実施いたしまして、これは、それぞれの世帯につきまして、いわゆるサラリーマン、営業者、農家といったそれぞれの世帯単位ごとの世帯主の所得及び世帯員の所得の種類及びその額を調査いたしまして、その特徴を調べてみたというところでございます。

調査の結果を一言で申しますと、まず無申告の実態調査につきましては、約九千件の調査対象者のうち、本来所得税の申告等をしていただくべきであるにもかかわらず漏れていった者が全部で三十一名、率で申しますと〇・三四%ということで、それほど大きな把握漏れはなかつたというのが実情でございます。

二番目に、世帯単位所得の実態調査の結果について申しますと、いわゆる営業者や農業者を営んでおられる世帯の場合には、所得のある世帯員が比較的に多いということ、それからまた、本来の事業所得のほかに給与所得が世帯の所得の中で占める比重が相当大きくて、これが暮らし向きをかなり程度支えておるといふような事実が明らかになつたわけでございます。

調査を実施いたしております。その調査の結果、どの程度申告所得の水準が完全なものでないかというふうな点についても、実態をある程度把握しておりますが、これらを総合いたして考えてみますと、世に言われておりますような、いわゆるクロヨンといったような実態とはかなり違つてはなかつたというふうな認識を持つておる次第でございます。

以上でございます。

○大島委員 それははなはだおかしいので、まず私は、次の三つの理由を挙げたいと思うのです。一つは、実調率が一〇%を割るような現状で、それを調べてクロヨンではないとかトーゴサンではないということが言えるかどうか、これが第一点。それから第二点には、国税庁の脱税白書、これによりますと、年間約一兆から一兆八千億になる。いまの国税庁の問題は、これはもうほとんどやはり自営事業所得でしょうね。それからもう一つは、大島サラリーマン訴訟で、確かに税のクロヨンとかなんとかいうことはあるということが、一つは高裁判決でも出ておるわけですね。

そういうことで、つまり言いたいのは、実調率が一〇%を割るとか、しかも三つの国税局だけをサンプル的に調査して、そういうことが言えるかどうかというのを私は聞いておるわけですね。特に、いままざサラリーマン、つまり給与所得者がこんなに不満を持っているかという一つの理由は、自分たちの税金が高いというよりも、ほかの人なら税金が低い、つまり逆に言えば、実調率を高めても公平な税金を取つてくれ、貧しきを憂へず等しからざるを憂へようということが、私はいまのサラリーマンの実態だと思つております。

だから、そういう実態を踏まえて判断すべきものなものであつて、いまの給与所得者は、もちろん税金はここ五年間減税なしですから、それは自分

現在実調率は一〇%を割っている。しかも、今回の二月十七日の調査は二、三の国税局だけを調査して、そういう不公平がないことを言えるかどうかというのを私は聞いていたわけだ。

○小山(昭)政府委員 お答えいたします。

現在の国税庁の実調率が必ずしも高いものでないんじやないかと先生のお指摘はそれのとおりでございますが、法人につきましては約一〇%程度、個人につきましては四、五%程度というのが最近の現状でございます。したがって、先ほど申し上げましたように、私ども、決して世に言われているようなクロヨンというふうな実態があるわけではなくて、多くの納税者の方たちは誠実な申告をしておられるという認識を持っておりまして、しかし一方におきまして、やはり必ずしも誠実でない申告をしておられる方が一部におられることも、これは事実でございますので、限られた人員、能力のもとではございますが、よりの確な対象の選定、調査の充実そのほか心がけてまいりまして、国民の皆様方の執行の公正に対する大きな期待にできるだけこたえてまいりたい、このように考えております。

○大島委員 だから、実調率を四、五%あるいは法人においては一〇%というふうなことでいい、いわゆるクロヨンがないとか税の不公平がない、そんなに税の不公平がないというふうなことを言うのはやはり私はおかしいと思う。これが、もし実調率がたとえ三〇%とかなんとかいうことがあつて、しかも国税局を全面的に調査をしてやれば、それはある程度意味があると私は思うのですけれども、東京、広島、名古屋国税局ですか、この三局だけを調べて、しかも実調率が四%ないし五%というふうな低いものでもって不公平がないということは、不公平はないとは言いませんが、さほどひどくないことを言うのは、はなはだ不見識だと私は思うのです。

○小山(昭)政府委員 お答えいたします。私、先ほど実調率について申し上げましたのは、全国税務調査官一人当たり恐らく七千万くらい出していると思うのです。これを仮にいま国税調査官千人をふやすと、目の予算ですけれども、年間七千億の増収になるわけですから、もちろん直ちに使えるとは言いません。直ちに使えるとは言いませんけれども、特別訓練をしてやれば優秀な者であるならば恐らく一、二年でできると思うのです。これが東京、大阪、名古屋のよう大きな局におきましては一人当たり、不正所得とは言いませんが、合わせて増差所得見額が大体七千万くらいになると思う。だから、仮に千人ふやすと一兆に近いものになるわけです。

その結果、一つは、先ほど申しましたように、本来所得があるにもかかわらず全く申告をしていないというふうな方は非常に少なかったというのが一点、もう一つは、暮らし向きが外から見ると非常にいいのに所得は意外に少ないというものはおかしいではないかということが、周りから見ると実感としてよく言われるわけでございますが、その辺の暮らし向きと所得とのずれが一体どういふところにあるんだろうかというふうなことに付いて、実態がある程度わかったということを御報告いたしたわけでございます。

○大島委員 とにかく、いまから二十年ほど前は、法人におきましても個人におきましても、たしか実調率は二〇%くらいに上つたと思うのですが、いまはそういうふうな一〇%を切つていくというところだから、なるべく実調率をとにかく高める必要があるというところは当然のことです。そこで、いま国税調査官一人当たり、年間どれほど不正所得を出しているかということですが、私も、私の記憶によると、一人当たり大体五千万くらい出していると思うのです。これは大きな局と小さな局によって違いますけれども、東京、大

阪だと国税調査官一人当たり恐らく七千万くらい出していると思うのです。これを仮にいま国税調査官千人をふやすと、目の予算ですけれども、年間七千億の増収になるわけですから、もちろん直ちに使えるとは言いません。直ちに使えるとは言いませんけれども、特別訓練をしてやれば優秀な者であるならば恐らく一、二年でできると思うのです。これが東京、大阪、名古屋のよう大きな局におきましては一人当たり、不正所得とは言いませんが、合わせて増差所得見額が大体七千万くらいになると思う。だから、仮に千人ふやすと一兆に近いものになるわけです。

○小山(昭)政府委員 お答え申し上げます。まず初めに、五十七年度の国税庁の増員について一言申し上げたいと思つて、各省庁を通じて国家公務員の千四百三十四名の純減という非常に厳しい定員の査定があつた中におきまして、国税庁は前年の純増ゼロから本年は二十七名の純増を認めていただいております。これは、国税の職員の非常な困難性というふうなものである、それなりに関係方面の御理解を得られたものであるかと思つておるわけでござい

ます。ただ、先生も御指摘のとおり、現在の国税庁の職員をもつて、完全に実調率を私どもが希望するようなどころまで高めて、執行の公正を一〇%確保するというようなところまで持つていけるかというところになりますと、これはなかなかむずかしい面があるわけでございます。

ただ、そういう非常に厳しい行財政の中でございますので、私どももいたしましては、まず第一に、やはり納税者の方に青色申告を一層普及していただくとか納税意識を一層高めていただく、まず納税水準を高めていただくというところに積極的に働きかけていきたい。さらには、地方公共団体そのほか外部の諸団体との協力関係も密接に進めていきたい。また、先ほど申し上げましたように、調査対象の一層の確な選定等を通じて効率を高めていきたい。

こういふようなことを、いろいろ諸施策を今後進めてまいらうと思つておりますが、やはり最終的には内部の体制と申しますが、その基本となりますのは職員の資質とあわせて職員の数でございます。今後とも最小限必要な増員につきましましては関係方面にお願いを続けてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○大島委員 もちろん私は、ほかの省庁に比べて国税庁の人員は現状としては優遇されているというところはわかつていますけれども、さらに一歩踏み込んで、とにかくそれだけ職人がふえるのですから思い切つたことをやらねばならぬ。しかも今度行革というものがあつても、優秀な職員ですから、二、三年で一兆浮けば大いに結構なことじゃないですか。その人件費は幾らですか。もう徹底的に減らさなければ、優秀な職員です。さういふことに感謝にたえないところであります。ぜひひとつアメリカ並みにやつていただいて、財政再建の一助になればこの上ない幸いです。財政再建の一助に、ひとつ先生の御援助を心からお願ひする次第であります。

○大島委員 ずいぶん序論が長くなりまして、いよいよ本論ですけれども、きょうは本論につきまして一つだけ伺いたいと思うのです。きょうは、

実は道路特定財源の問題とかあるいは資産所得課税とかということでお伺いしたかったのですが、もう時間ありませんので省略します。主計局来られていませんか。——ちょっと、せつかく来られたんだから。きょうは建設省を呼ばなかったのですが、その呼ばない理由というのは、大蔵当局としての道路特定財源についての考えを伺いたいと思います。

ちょうど五十八年度は第八次道路整備計画の改定期になっていますね。それから、五十一年度以来税率は六年間据え置きですね。五十五年度末で舗装率が国道はもう九七%舗装されているわけですね。それから県道が八一%舗装されているという現状。それから臨調もこれは一般財源に回せということをお勧めしておりますね。

まずお伺いしたいのは、その八割を現在道路財源に使うという法的根拠はあるのですか、この膨大な金を現在八割使っておりますね。

○西垣政府委員 御質問は自動車重量税のことだと思えます。自動車重量税につきましては、制度の性格としては一般財源でございますが、この税の創設の経緯等から、従来ずっと八割を道路に充てるといふことでまいっております。五十七年度予算に当たりましては、これは八割は道路に充てられております。

この問題につきましては、先生御指摘がありましたように、臨調もそうでございますし、それから税調や財政制度審議会におきましても、幅広く検討するようにということになっております。いまおっしゃいましたように、五十八年度から道路の新しい五カ年計画ということで、従来から、道路五カ年計画を検討する都度その財源をどうするかということをおわけ検討いたしておりますので、私も、それはその検討の機会ではないか、こういうふうに思っております。

○大島委員 いままで、法的根拠もなくして八割を道路財源に、本来一般会計にあるべきものを道路に投入しておったのですが、こういう大変な時期柄、一般会計として考えるべきことじゃないか

と思うのです。もちろん、道路族といいますが建設省といいますが、あるいはトラック業者といいますが、それはいろいろ反対はあるかもしれませんが、反対はあるかもしれないが、これはひとつよく考えていただきたい。一般会計は火の車なんですよ。しかも、先ほど言いましたように道路の舗装はほぼ完全にでき上がっている。こういうときに、この八割をなおかつ道路に充てるといふことはいかなるものであろうかということを一層よく考えていただきたい、政務次官もよく考えていただきたいと思ひます。

最後に、本法におきまして価格変動準備金それから貸し倒れ引当金が規定されておりますが、まず、年度の改正におきまして退職給与引当金が改正にならないかという理由でしようか。

○福田(幸)政府委員 退職給与引当金は検討いたしました。検討過程で問題になりましたことは、引当金、これは債務性引当金ですが、引き当て残高が多いのではないかと、それは取り崩しに比べて大きいという問題。一方においては、その算定の根拠をどこに求めるか。債務性といつても、将来退職する人、近々退職する人、ずっとあるわけですね。それをいまの時点の数字に焼き直すというか現在価格に換算するの、現在五〇というのを四〇にしておりますけれども、それが正しいのかという問題。これは二年ほど前に五〇を四〇にしてますので、それをさらに見直すだけの理由があるか、今後勤務する年数、それから割り戻す利率、その辺も検討を重ねたのであります。が、いずれにしろ、さらに検討をしないと理論的にも実際の状態にもなかなか合わないという感じでございますので、引き続き検討するということでありま。

引き続き検討する際には、いまのような年数とか利率率、さらに特に問題は、今後の退職者の受け取る退職金及び年金の給付がどうなっていくか、その際、退職金自体も支払いを確保するの、どうしたらいいのかという問題、及び今後は外国のように年金スタイルに移っていくのかという、

非常に基本的な今後の退職者のあり方に絡みますので、総合的な点、労働法規の関連も出てくると思ひますが、そういうことを含めて、今後の雇用情勢及び退職者の地位がどうなるかということを見きわめる方が基本的な検討として正しい、こう思ひまして、直ちに財源論ということでは片づけるよりも、そういう過程で今後検討を続けたいというところであります。

○大島委員 たとえば三菱重工を例にとつてみますと、約六万の職員がいる。その六万の職員が一斉に退職したと想定した場合の四〇%を繰り入れる。ところが実際は、そういう大企業におきましては、退職率というのは大体六%ないし七%、その実勢と余り乖離があるのではないかと、このことを私は聞いています。しかもこれは莫大な金額だ。これを今回放置したということ、これは非常におかしいのじゃないかと思うのです。まさに大企業優遇というそのものの姿勢だと思ひます。主税局におきまして、これをやろうと考へられましたか。

○福田(幸)政府委員 あらゆる制度は検討いたすわけでありまして、御指摘の退職給与引当金も残高が大きい、それから取り崩し額との比較でいうのは、これは当然検討の対象にしはられるわけですね。

ただ、先ほど申し上げましたように、人員が多ければ残高が大きいのは当然でありますし、また今後どういふ形で退職者が生ずるか。これは国税職員と似たような形態で、高齢者がまとまって退職する時期があるかもしれない。それは個々の企業で非常に違うわけですね。ですから、直ちにいまの引き当てが過大であるということとは言えない。会計理論を言う人は、一〇〇%積み立てるのが正しい、債務がすでに発生しているわけですから、退職するのは先でも、その期間の損益計算上は費用収益の原則でいけば一〇〇%積み立てたもので計算するのが正しいという見方もあります。

そういう点も踏まえながら、また一方において、現在価格に換算するときに資本利子の利益率

がよいのか自己資本利益率がいいのか、やはりあらゆる問題がありますので、理論的に説明ができれば、説明ができる形で処理をしたいということ、直ちに結論を出すということには至らなかつたわけ、今後検討を続けるということでありま。

○大島委員 貸し倒れ引当金、今回金融保険業以外は引き下げられましたが、実は昨日どなたかが、当委員会におきまして、この率は、こういう大きなことは法律で決めるべきだと言われました。しかし私は、先ほど一番最初に説明した租税法律主義でこれは政令に委任する、こう書いていますので、これは政令でいいと私は思ひます。

しかし、それはそうとして、金融保険業について千分の三に引き下げられたけれども、これも退職給与引当金ともになおかつ甘いのではないかと。大体、銀行が金を貸すときに、そんな危ないものに金を貸す銀行というのはないですよ。担保を十分とり、その上で貸すわけですね。そうしたら、その千分の三というのは、たとえば十兆の貸し金を有する金融機関におかつ千分の三という恩恵を与えるというのはいかかなものであらうか、もうちょっと引き下げてしまふべきじゃないか、今回の改正におきましても。

だから、私は非常に不満を持つのは、今回の改正におきまして、たとえば退職給与引当金は余り甘いから、せめていまの四割を三割に引き下げる、あるいは金融保険業に対する貸し倒れ準備金を千分の三から千分の二に引き下げる、こういうことがあつてしまふべきじゃないかと私は思ひます。余りにも大企業に甘い。租税特別措置法を整理した、整理したと言ひながら、それは整理はされているでしょう、しかし余りにも大企業に甘い。ということ、退職給与引当金とか貸し倒れ準備金、特に貸し倒れ準備金の金融保険業に対する率、これは本来ならばもう利益留保、この利益留保を損金として認めているということ自体が非常におかしいじゃないかということをお聞ひしているわけですね。主税局長どうですか。

○福田(幸)政府委員 貸し倒れ引当金の繰入率の率が適当かという御質問であらうかと思うのですが、実績率というのはなかなかつかめませんけれども、われわれで調べた範囲のサンプル調査による率との比較を見ながら、二〇%カットを二年間にわたってやるということにしたわけです。前にもやったことがございますけれども、金融機関の方は、これは昭和四十七年当時は千分の十五であつたのを累次引き下げまして、御承知のように現在、五十六年度の改正で千分の五から千分の三に引き下げている経過期間の適用期間中でありま

す。それで、千分の三ということが実際の貸し倒れ率との比較でどうかということでありまされども、金融機関の貸し倒れ率というのは、ほかのところより実績が低いことは低いわけですから、金融機関は改訂しない千分の三でありますけれども、その辺の比較の問題になってきます。金融機関の場合過剰引き当てではないかという議論は常時ありますけれども、金融機関はやはり特殊性といえますか貸し付けを業としていますので、ほかの事業よりも貸し金自体の保全というのは重要な仕事そのものであるわけですから、ほかのところは商行為に伴う貸し付けになりますけれども。

したがって、この金融機関の貸し倒れに対する引き当てというのは、外国の場合を見てもこの率が余裕をとって設けられておるといふのは、これはその金融機関の特殊性からきておるといふのです。アメリカが、現在千分の十二でござい

ます。これを、一九八七年ですから相当将来ですが、千分の六まで落とすというところでやっています。日本の場合は千分の三でござい。西ドイツの場合は千分の十・五です。フランスが千分の五ですから、金融機関を業としてやっている場合にどこまでカットしていいかという問題は、やはり金融機関の特殊性を考へる必要がある。これを非常にシビアにやりますと、貸付先を非常にしぼってくるという傾向があります。貸し付けの回収

を確実にしようとする、そうすると選別をする、また増し担保を要求するということをさらにやりますと、その被害を受けるのは、金融機関ではなくて貸し付けを受ける弱い企業の方にいくという問題も実態上あるわけですね。

したがって、その辺を考えた上で金融機関の貸し倒れ引当率を適当な線にしておくということも重要でありますので、何も金融機関に余剰の引き当てをさせておるという意味ではございせん。いまの千分の三は、千分の十五から落としましたという点では、妥当な水準に達しておるといふ判断であります。

○大島委員 主税局はすぐ外国と比較して、それで万事終われりということですね。金融機関の貸し付けの実態が違いますね。向こうはほとんど人的信用でいくわけですね。日本は物的信用でいくわけですね。とにかく担保を二重にも三重にもとってやるというのが日本の貸し付けの方法でしょう。したがって、私は、その率だけではとても納得できないと思うわけです。しかし、もう時間がなくなりました。

最後に、一言だけ伺いたいだけども、先ほど言いましたように、サラリーマンがいま非常に不満を持っておるといふのは、実調率が低いということ、それからもう一つは、サラリーマン以外に合法的節税ができるということですね。合法的節税といふと、たとえば企業が自分の奥さんを重役にしたたり、あるいは日常家計費を全部会社の費用にしたり、そういうことができる。

繰り返して言いますと、実調率が低いということのほかに、いま言ったように自営業者は何でもできる。とにかく専従者控除家計費、極端に言えば電話代とかなんとかすべて経費として落とせる。これは法律にあるのだから、いわゆる合法的節税ですね。こういうのを何とか捕捉できる方法がないのかというのを最後に聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○小山(昭)政府委員 先ほど申し上げました税の執行に関する実態調査の点でも、まさに先生の御

指摘のような点が多々見られたわけでございます。確かにその点の一つの大きな問題でございます。

したがって、私もといたしましては、近時特に、たとえば青色申告者の専従者控除等が行われている場合に、その支払われている給与が本当にその家族の方の担当しておられる、実施しておられる職務の程度にふさわしいものであるのかどうか、あるいは先ほど先生のおっしゃいましたような家事関連費類似のものが事業の経費として落とされてないかどうかというような点につきましては、このほか厳重に注意して今後の税の執行に当たっていかねばならない、このように考えて、各国税局にその旨厳重に示達いたしているところでございます。

○大島委員 あと二、三分ありますので、最後に聞きたいのですが、諸外国では、大体中小企業その他に對しましてまで記帳義務というのを課しておられますけれども、これもいまのクロソンの不服の解消の一つだろと思うのですが、私の意見は申し上げませんが、主税局の意見はどうですか。

○福田(幸)政府委員 申告納税というものは、自分が一番所得をよく知っておる。記録も自分が持つておる、それによつて税額を計算して申告するというのが基本でありますので、やはり申告する基礎になるデータがあるのが当然であります。

したがって、申告納税の本来の考え方に戻つて、適正な申告をしてもらうのにどうしたらいいか、御指摘の点を含めて、やはり不公正がどこから発しておるかという問題については、率直に今後検討を進めたいと思つておりますし、政府税調においてもこれを取り上げてもらう、こう思っております。

○大島委員 終わります。

○森委員 ちよつと速記をとめてください。

○森委員 速記中止。

○森委員 終わります。

○小杉委員 大蔵大臣は、参議院の予算委員会から非常に忙しいところ御苦勞までござい

ます。時間がいかんせん九分間ですから、私は、皆さんの質問事項を持つておりますが、しぼつてお伺いしたいと思います。

いま一番焦点になっておりますものはグリーンカードの問題です。昨日の自民党のグリーンカード対策議員連盟の総会には、金丸信会長以下相当大ぜいの出席者が出て、参加者は二百人以上と聞いております。それに民社党の春日常任顧問なども個人の資格でと断りながらも廃止論を唱えております。そういうことで、グリーンカードに対する廃止論、見直し論がここへ来て急激に高まつてきております。さらに加えて、全国銀行協会の村本周三会長なども昨日反対意見を述べておられます。

自民党の首脳の中には、五十九年一月の実施、この実施時期を延期すべきだということを言っている方もおられますし、特に今国会中に廃止法案を提案をするというふうな動きが活発になつてきておりますけれども、これは大蔵大臣が提案をし、その国会で決めた問題でござい。昨日、昨日もわが党の依田実議員から質問があつたと思つたのですが、改めて大蔵大臣の見解をお伺いしておきたいと思つた。

○渡辺国務大臣 簡潔に結論を申し上げますと、私としては変える考えは持つておりません。

以上であります。

○小杉委員 本来、議院内閣制で政権を握っている自民党の中の二百人以上の議員がこういう反対運動に立ち上るといふことと自体が、私は大変不思議な現象だと思つた。また、いまのようなこういう事態を考えますと、提案をされた大蔵省側が十二分に事前の調整なり事前の啓蒙なり、そういう点の努力が足りなかつたのではないかと。それから、最近不思議に思うことは、そういう反対論とか見直し論が出てくるにもかかわらず、大蔵省の方は反対者に対する啓蒙運動とか説得活動を何もしてない。こういうことになると、従来、国会で決めた法案が実施をする前に廃案になるんというところは前代未聞のことですね。こう

いうことでは、国会の権威あるいは内閣の権威は一体どうなるのかというのを思うわけです。

私は、提案者として、いまのこのいうふうな状況に対して、ただ拱手傍観するのみで何ら手を打たないというのは、非常に無責任ではないかと思うのですが、そういう提案者としての責任についてどう考えるのか。そしてまた、この問題がこういうふうな揺れ動くことによつて、国民の信頼感というものが非常に損なわれてくる。特に最近ゼロクーポン債とか金の購買がふえているというふうな状況から考えましても、やはり大蔵省としての確固とした対応が望まれると思うのですが、いかがですか。

○福田(幸)政府委員 お答えします。

この制度の趣旨についての啓蒙が十分でなかったという御指摘については、今後十分にそれはわれわれを責めまわして、もっとわかりやすく周知させる必要があると思います。いままでも個々にいろいろ御説明しておりますけれども、どうしても新聞等の影響とか、正確に内容がわからないまま議論が進む、もしくは正確に理解しないでおいて、むしろ反対にそれを御利用になるという向きが多いわけです。

この機会でございますので、時間をとりまうけれども、限度を管理するというのは、租税特別措置によつて三百万、三百万、三百万というもののついでに税金がかからないわけでありまうから、それを的確に管理してもらふというところはぜひ必要です、郵貯を含めて。ところが、これが管理されていなくて、いろいろな不満がほかの口実をつけて噴き出ているという感じがします。

さらに、総合課税ということであれば本人を確認しなければいけません。したがって、本人を確認するのには抵抗があるというところは架空預金が多いということの意味しているわけですから、それがどこかに流れるというところは、これは厳に抑えなければ公正は確保できない。

いま減税問題の背景に不公平感があるというのは、サラリーマンはその比較において重い税金、

というのは、やはり軽い税金を、税法の適用において通脱しておられるというものがそういうところから隠れておられるわけでありまうから、これを厳格に管理するグリーンカード、しかしこれは誤解がございまして、グリーンカードによつて非課税枠を管理するわけがございまして、預貯金の出入りとか残高、ブライバシーを侵害するような出入りまで税務署が知るというたてまえではありません。これは従来の同じ枠を確認する、それをいま各店舗でばらばらにやっておりますから、それをまとめて、三百万を確実にやるということ、それが守られていないから銀行側から抵抗が出るということとであります。したがって、これはやはり厳格にやる必要がある。

さらに、金が入っておりますといつても、これは年間五千億ぐらいの話です。それからゼロクーポンといつても、二億ドルであつたのが、二月にはふえておると思ひますけれども、しかしこれは金額とすれば、全体の金融資産は三百四十兆ぐらいです。しかも個人預金はふえておるわけでありまうから、むしろ問題はそういうところの問題、ゼロクーポンは抑える必要は各国ともあるわけ、これは、アメリカがキャピタルゲイン課税をしておるのに諸外国がキャピタルゲインをしていないので、金がそこに行くわけで、むしろゼロクーポンから来ているよりも金利の選好から来ているわけ、ゼロクーポンを理由にする廃止論というのは口実にすぎないという感じがします。

いずれにしても、的確な課税を行うというのが公平感の基本でありますので、これは御審議願つて通つた法律の趣旨に照らして厳格にやるという姿勢には変わりありませんし、今後これは十分に周知徹底を図りたい、こう思つております。

○小杉委員 とにかく時間が九分間ですから、余りだらだら答弁されたいらういふね、私の時間みんな奪っちゃうのだから。だから、私の聞いていないところまで答弁しないで結構です。

うなという気はさらさらない。ニューリーダーとして最近自民党内でも台頭著しい渡辺大蔵大臣なんだから、金丸信さんとあるいは実力者に出会つて、このグリーンカードを提案者の立場で実現するといふ運動をすべきじゃないかと思うのですよ。そうでなければ、何のためにこれは議決したのかわからなくなるので、そういう政治的な立場を考へて、ひとつ答弁を願ひたいと思うのです。

○渡辺国務大臣 本当に困るのです。提案をしておいて、今度は一年たつたら反対して、そして過ちを改むるにはばかることなれどもはちよつと困る。しかしながら、グリーンカードは非常に誤解されているという点もたくさんございまして、誤解も解いて公平確保もできて税収も上がつて、何かうまいことではないか、こう思つて考えております。

○小杉委員 とにかく動きが急に活発になつてきておりますから、ひとつ最大の力で努力をしていただきたいというふうに思ひます。

それから、もう時間がありませんから、さつき主税局長ちよつと触れられたゼロクーポン債の問題ですが、大したことはないというふうな言つておられますけれども、昨日の日米貿易小委員会でもやり玉に上げられておるわけですね。この問題、法律的な措置ではなくて証券業界に対する行政指導という形でやつておられるようですね。けれども、この行政指導の趣旨ですね、どういうねらいでやつておるのか。それから、こういう行政指導は永久的に続けていくのか、あるいは暫定措置なのか、もし暫定措置だとすれば、いつごろまでの行政指導なのか、そういう面について、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○河野政府委員 お答えいたします。

ゼロクーポン債は昨年の四月から発行されたものでございまして、この一月までの国内の販売実績を見てみますと約三億四千万ドル、そのうち本年一月分が約一億五千万ドルだったわけですが、二月の数字をとつてみますと、二月だけで

で約七億八千万ドルと非常に急速な拡大を見たわけでございます。

そういうふうな数字を背景にして考えてみますと、証券会社の販売の姿勢にも過当な行き過ぎた面が十分考えられる。ひいては、投資家層がかなり広がつてきておられますが、そういう点から、その商品の性格なりあるいは税の扱いなりというもののについて、正確な説明なり周知徹底が図られておるかどうかが疑問が生じている、こういうことから急遽とりあえず販売を自粛してもらいたい、こういう要請をいたしましたものでございまして。

ただ、あくまでも投資は投資家の責任と判断で行うべきものでございまして、また、資本の市場というものは開放されるのが原則と申しますか、されるべきものでございまして。そういう点から外貨証券の取得も原則自由、こうなつておるわけでございますので、私も、いつまでもこれを抑えてしまふというのは適当でないであらう、かように考えております。

現在、証券会社に対して、これまでの販売のやり方、その実情を聴取いたしております。それから、今後の販売体制についてどう考えるかという意見も求めておりますので、そういうことが終わりました、今後どう対応していくべきか考えた上で結論を出したい。しかし、これは私どももいたしましてはやはり一時的な措置にとどめておきたい、こういう感じがいたします。

○小杉委員 もう時間が参りましたのでやめますが、こういうゼロクーポン債が爆発的に売れるというのも、これはやはり国民感情としていたし方のないところで、グリーンカードに対する一つの不安感のあらわれだと思ひます。そういう面でも私は、やはりもうちよつと大蔵大臣を中心として大蔵省が腰を据えて、啓蒙活動なり説得に当たるといふ姿勢が必要だと思ひますが、このグリーンカード問題についての姿勢を見てみますと、どうも及び腰だと言わざるを得ないわけなんです、この点はやはり確固とした姿勢で臨んでいかれることを望みまして、私は質問を終わります。

○森委員長 柴田弘君。

○柴田委員 どうも大臣御苦勞さまで。私は最初に、昨年も質問をいたしたわけでありますが、所得制限の諸問題、これを不公平の是正という観点から取り上げたい、こう思うわけであります。

大臣、ちょっとこれをごらんください。つまり大臣、所得制限が、いろいろ年金とか手当とか、こういうものを支給するについて課せられていて、わけでありまして、昨年もこの問題について御質問をいたしました。それで、一円違うだけで手当がもらえなくなる、こういった限界収入者に対して、高額所得者は別に、いわゆる配慮すべきではないか、こういうことであります。大臣からも、非常に前向きと申しますか理解ある答弁をいただきました。厚生大臣のときからこういう点は問題に思っておった、ひとつ専門的にも一週研究して、そして結論を出していこう、こういうような御答弁であったわけであります。

いま、たとえ老齢福祉年金、所得制限の対象者が、二人世帯の本人の場合は五十七年度予算ベースで二百三十八万四千円、支給額が年額にいたしまして三十万一千二百円。それで一円多くなる人、二百三十八万四千円から二百六十八万五千二百円、こまごまの人がいわゆる逆転年收階層であるわけであります。

それから、同じく老齢福祉年金の六人世帯の扶養義務者、これは所得制限が六百万、三十万一千二百円の年額の支給、逆転年收階層が六百万一円から六百万二千六百円。それから、これは二段階に分かれておりまして、六百万を超える八百七十六万までの人が年額二百七十九万六千六百円、逆転収入者が八百七十六万一円から九百三十三万九千六百円、これまでであるわけであります。

それから障害福祉年金の場合は、これも二通りありまして、二人世帯の本人の所得制限が三百十五万、支給額が四十五万二千四百円、逆転の年收階層が三百十五万一円から三百六十万二千四百円。六人世帯の扶養義務者が八百七十六万の所得制限で、支給額が同じく四十五万二千四百円、逆

転年收階層が八百七十六万一円から九百三十一万二千四百円。

それから児童手当が、六人世帯の本人が三百九十一万、これの所得制限がありまして支給額が六百万。そして逆転年收階層が三百九十一万一円から三百九十七万。サラリーマン対象の特別給付の場合は、三百九十一万から五百六十万までの所得制限の対象者であります。これが六百万円の支給で、逆転年收階層が五百六十万一円から五百六十六万。

これは表を見ていただければわかるわけですが、それで昨年の答弁では、先ほど申しましたように、とにかくそういった矛盾がある、もったいなくしてある、だからひとつ検討しましょう、研究しましょう、こういうような御答弁でありました。その後一年たつたわけでありまして、大蔵省は、いろいろ聞いておられます、非常に事務的な問題があつてなかなか作業が進行していない、こういうふうな思われ方があります。

そこで私は、これをより一歩検討を前向きに進めていただきたい、そのためにはやはり厚生省とも相談をしていただいて、各種の審議会、たとえば児童手当の場合は中央児童福祉審議会に諮問するとか、あるいはその意見を聞くとか、あるいはまた年金の場合は国民年金審議会に諮問するとか、必要に応じてそういったことをやって、そして何とかこういった不公平をなくしていくような前向きな姿勢というものをひとつ今後ともより一層進めて、いわゆる中期の展望に立つてこの問題の解決を図っていくべきではないか、こんなふうに考えているわけでありまして、大臣、今後の取り組み、あなたも非常に共鳴をいただいております。

それについて承りたいと思つております。

○渡辺国務大臣 かねてこの問題は柴田議員から御指摘があつて、私も矛盾を感じておるわけでございます。

しかし、所得制限をなくしてしまうわけにもいかない。確かに、そういうところで逆転、一円違

つたら実際の収入が三十万円も少なくなつてしまふ、もたないといふことで非常に矛盾がある。そこを細かく分けていっても尽きないのです。どれくらいのところまでがまんだのか、どこかで線を引くといふと必ずそういう問題が起きますけれども、三十万がいかに五万ぐらゐまではまんだのか、どこかで線を引かなければなりません。非常に専門的な問題でございます、各般にわたつておるということで、大蔵省だけでも決めかねる。

そこで、これは引き続き厚生省とも協議をさして、そして知恵をお互に出し合つて、それぞれまた審議会を持てているわけですから、それらの審議会にも諮つて、私は、何とかその矛盾が完全解消しないまでもそんなに開きがなくなつても済むように方法を考えたいと思つておりますので、作業は進めさせたいと思つておりますから、もうしばらく時間をかしていただきたいと思います。

○柴田委員 どうかひとつ、御答弁がありましたように前向きな作業、検討を進めていただきたい、こう思います。

現実の問題として、これは大蔵省の事務当局も言つておりましたが、老齢福祉年金の場合、二人世帯の本人それから六人世帯の扶養義務者、こういうふうな二通りに分けて、逆転現象が、六百万円と六百万円を超えて八百七十六万、この二つに分けてや開きが狭くなつていくわけなんです。大臣、その表を見ていただくとわかりますね。だから、やはりこういった方法も考えられるわけでありまして、いろいろな専門家の意見あるいは審議会の意見、あるいは厚生省とも相談をして、できるだけ早くこういった結論が出て、少しでも不公平が是正される方向への御検討をお願いしたい、こういうふうに思います。

それからいま一つ、所得制限の第二の問題点であります。何を基準にして線引きをするかといふ一つの問題が出てきます。課税所得が基準に使用されているといふことでございますが、果たして

これがサラリーマンと自営業者との間で公平と言えるかどうか、こういった問題が出てくるわけがあります。自営業者の自主申告の場合は、売り上げや必要経費のとり方に工夫の余地があつて、源泉徴収されるサラリーマンよりも有利ではないかと言われている。だから、申し込み本人や扶養義務者の課税所得を基準にする制度自体が適正であるかどうかというのは、いま一つ御検討していただいてもいいのではないかと、こういうふうに思つております。

自営業は、本人の事業所得のほかに専従者としての家族に収入を分けることができる、そういうことになりまして、自営業が世帯としてかなりの収入があつたとしても所得制限にかからない場合が出てきて、御主人だけが稼ぎ手である大多数のサラリーマン世帯に比べては有利である。だから、所得制限の基準の線引きにサラリーマンとその他の自営業に分けた二つの所得制限を設定する方法はいかか、あるいはまた、世帯全体の収入を基準にしたかどうかといったいろいろな意見がいまあるわけでございますが、こういった問題も、やはり一つの問題点として研究なり検討を進めていく必要があるのではないかと、いふふうに私は思つておるわけです。この辺、今後の取り組みでもし何か御意見があれば、お聞かせいただきたいと思つております。

○渡辺国務大臣 これも所得制限のあり方全体の問題の一環として検討をいたしたいと思つております。

ことに、基礎控除を上げたり給与所得控除を引き上げたりいたしますと、この矛盾は一層拡大するわけなんです。一軒の家に五人おつて、一人について基礎控除十万円、給与所得控除十万円ずつ二十万円を、もし課税最低限を上げるために上げるといふことになれば、家の中で五人が所得を取つてゐる場合は一世帯として百万円無税、こうなつてしまふわけなんです。ところが、一人で働いているのは二十万円だけということになります。そういうような問題もある。どういふふうにしたらい

のか、実はこれはなかなかむずかしい問題でござい
ます。自営者でも一人で働いているような自営
者の場合は、逆に五十万円というような概算経費
控除は制度上ないわけですから、正確にやれば制
度上はむしろ自営者の方が不利かもしれない。そ
ういう矛盾もある。したがって、それを含めま
して一層検討を続けたらと思っております。

○柴田委員 現行税制では、要するに、自営業者
には二分二乗方式というのが事実上適用されてい
るわけでありまして、ところが、サラリーマンには
そうならないわけでありまして、そういうこと
中で世帯主の所得だけで判定をすれば、生活レベ
ルの高い自営業者が給付を受けて、それより低い
サラリーマンが受けないというよう不公平
が生じます。またサラリーマン同士でも、共稼ぎ
の家庭とそうでない家庭とに同様な不公平も出て
くるのではないかと。だから、その判定基準という
のをどうするか。やはり世帯収入方式というの
いかなるものであるかというふうに考えるわけ
であります。

それから同時に、現行税制の改正はしばしばこ
の委員会でも議論をされておりますが、特に、サ
ラリーマン家庭でも主婦労働が夫の収入をもたら
す支えになっているというふうになんて、こう
いった二分二乗方式を適用することがよりベター
ではないか、こんなふうに考えるわけでありま
す。

こういった問題も、今後の検討の中で税調に諮
問して前向きに対処していくべきではないか、こ
のように考えるのですが、この辺の取り組みはい
かがでしょうか。

○渡辺国務大臣 これも所得税の根本問題の一つ
でございます。いま言ったように、独身世帯との
問題、共働きとの関係、それから奥様は家事に専
念しているが、そのために夫の方がいい稼ぎがで
きるといふような人との問題、まあ、こういう人
は二分二乗はいいのでしようが、現実問題とし
て、自営業者は青色申告をすれば専従者の給与を
取るということで二分二乗できるじゃないかとい

う問題もございまして、いろいろ検討いたしま
すが、二分二乗方式というのは、今後所得税制の
大改正をする場合の一つの大きなテーマであるこ
とは間違いないと思っております。世帯単位とい
う制度がいいのか、よく研究をさせていただきた
いと存じます。

○柴田委員 次に、中小企業の承継税制の問題で
あります。

わが党としても、この中小企業の相続税の緩和
の問題については、ぜひひとつ前向きに進めてい
ただきたいというところであります。そういうた
い意味で御質問をいたしますが、現実の問題とい
たしまして、中小企業の間で、相続する機械が過大
に評価されてしまっている税負担が重くなる、事業に支障
来す、こういった声があるわけでありまして、
それで、通産省の方からも大蔵省に対して要望
があったというところでございまして、私も見せて
いただいたところでありますが、一つには、取引相手のな
い株式の評価方式の改善について、中会社、小会
社等々に分けて一つの計算がなされてくるわけ
であります。それから類似業種比準価額方式の改善
の問題、二つ目には個人の事業用または居住用土
地の評価の改正、こういった大まかに二点にわた
る中小企業の承継税制に関する要望が通産省から
大蔵省にきているわけでありまして、こういった
問題についても税調に諮問して前向きに対処され
る方針があるのか。これは大臣からひとつ御答弁
をいただきたい。

○渡辺国務大臣 私は、これは実際のところ、制
度としてはむずかしいのではないかと気がす
るのですがね。ただ、中小企業の方が同族会社を
つくっておいて株主がない、したがって、そのと
きの正味財産を株主で割って一株当たり幾らとい
うことで出すわけですが、そのときに、それが必
ずしも簿価でなくて、そのときの資産の時価評価
というふうなものをやっておる、それがいかぬと
いう話なんです。

しかし時価評価といつても、実際の売買価格と
いうような評価ではなくて、固定資産の価格とか
あるいは路線価方式でとった土地の値段とか、そ
ういうようなことをやっているわけですから、実
際の時価よりも安く評価していることは事実なん
です。しかしながら、そのところがよくわかっ
ていただけないという問題がございまして、ど
ういうふうにしたらいいのか、一般の上場株式と
の権衡上の問題も含めまして検討いたします。
いたしまして、そういう制度をつくれるかどうか
余り自信がないのですが、その評価の方法につ
いて何か改善して、納得していただけるような説明
がつけられるようにはできるのではないかと、そう
思っております。

○柴田委員 大臣もあとわずかで退席をされます
ので、ずっと聞いて後でまた当局に聞いていきま
すが、今度の税制改正で、特別障害者の控除の問
題で緩和をされました。これは、同居している特
別障害者について、現行の扶養控除二十九万円、
または配偶者控除二十九万円に加えて五万円の特
別控除を認める、こういう趣旨です。

私は一昨年、当時の竹下大蔵大臣に、寝たきり
老人を中心にした障害者に対して、補助金の問題
あるいは福祉手当の問題といろいろあるにして
も、税制面でフォローアップしていく方向はない
ものか、より一歩それを進める方向はないものか
どうかというのを質問し、必要に応じて税調に
諮問いたしました。よう、こういうことでした。昨年
も同じような問題で渡辺大蔵大臣に質問をいたし
ましたら、大臣も、ひとつ前向きに取り組んでい
こう、こういうことで今回の税制改正になったわ
けであります。

それで、この特別障害者は、所得税法あるいは
施行令によって規定をされているわけでありま
すが、具体的にどのような人が対象になるのか、そ
して、この五万円の控除の恩恵を受けられる人
は、同居ということですが、全国でどの程
度おみえになるか、この辺を当局にお伺いして
おきたいと思っております。

○福田(幸)政府委員 お答えします。
同居特別障害者控除の対象とされる特別障害者

は、所得税法上の控除対象配偶者または扶養親族
でございまして、本人またはその家族と同居して
いる特別障害者でございまして、この特別障害者
は、所得税法第二条第一項第二十九号及び所得税
法施行令第十条第二項に規定されておまして、
重度の身体障害者や寝たきり老人などが該当しま
す。この控除の対象者数は二十万人程度、これは
五十七年度予算ベースであります。

以上でございまして。
○柴田委員 それで大臣、いま、特例公債ゼロ、
財政再建という大きな政治課題があるわけであ
りますが、考え方として、障害者あるいは老人、恵
まれないと言つては言い過ぎかもしれませんが、
そういう方に、いま厚生省が行っておりますい
わゆる手当の支給とかいった問題もあるわけであ
りますが、中長期の展望に立つて、やはり税制面
においてもさらにフォローアップしていくという
考え方であるべきである、こんなふうに思うので
す。ひとつ将来展望に立った大臣の御見識をお伺
いしたいわけでありまして、どうですか。

○渡辺国務大臣 中長期的に十分考慮させてもら
います。

○柴田委員 簡単に御答弁をいただいたわけであ
りますが、私がいま言った基本認識に変わりはな
い、こういう理解でいいですね。

それで、あと大臣の時間が五分ということでご
ざいますので、私は、きょうはグリーンカード制
の問題でいろいろとお伺いしようと思ったので
すが、いま小杉委員からもお話がありましたので、
大臣だけに簡単に聞きましておきます。

いま指摘がありました見直し論は、大臣は当然
マスコミ等でよく知っておみえになる、こう思
うわけでありまして、その辺の認識をどうお持ちに
なっているかというところが一点。

それから二つ目には、この見直し論の根拠にな
っているのは、要するに、民間の金融資産、大衆
の金融資産が、グリーンカード制の導入というこ
とで金とかゼロクーポン債とかそういった他の資
産あるいはまた海外逃避をするのではないかと、そ

それが国民経済に大きな混乱を起すのではないかと、また現実に起っているんだ、こういうこととが見直し論の一つの根拠になっております。

あるいはまた、ブライバシーの侵害につながるのではないかと、こういうことであります。それが事実であれば、私どもとしても、こういうグリーンカード制の問題については真剣な検討を重ね、その見直しということについても真剣に考えていかなければならないのですが、もしそれが事実でないとなれば、これはいたずらに国民大衆に対して混乱を起すだけになる。

だから、そういう根拠というものは果たしてあるのかないのか、大臣としては、どういう御判断でいまお見えになるのか、その二点についてまずお伺いしておきたい。

○渡辺国務大臣 私、目下見直す考えはありません。ありませんが、問題は、なぜグリーンカードができたんだと。

一つは社会的公正の確保だ。それは何なんだと申し上げますと、分離課税制度というのは、五分しか取られていないではないか、高額所得者にとつては有利ではないか、ですから、五割も六割も税金を払う人は、合算してそれだけ取れという話の一つありますね。

それからもう一つは、非課税貯蓄というのがある。これは三百万円まで非課税だ。ところが、貯蓄の非課税限度枠が、税務署へ報告があるからわかるはずなんだけれども、現実にはどうもなかなかつかみにくい、乱用されている、それは実際から言えば無税なんだから。片方は三五でも取られているんだ、片方は全然取られていない。三百万を超えて何千万もあるという人があれば、これは一番の不正ではないか。全くそのとおり。したがって、それはきちんと掌握して、少なくとも最小限度無税の恩恵を受ける人だけは、その額だけはきちんとつかまえないかならない。これは反対する人はいないんじゃないかと私は思うのですね。

そうすると、あと、グリーンカードでいろいろ

第一類第五号 大蔵委員会議録第八号 昭和五十七年三月十日

なものを過ぎなきやならない、通帳をつくるたびに一回だけは免許証とか住民票とか何か出して本人確認をやる、それがもうおつくだと言う人もあるでしょう。それは一回だけで済む。しかし、それでも反対だと言う人があるかも知れぬ。しかし、これは仮名預金をなくすためには仕方がない制度なんだ。どつちを優先するかという問題です。

それからもう一つは、抜け穴があつては困る。グリーンカードをつくったんだけれども、抜け穴があつてみんな細かく分散して抜けていってしまえば、余り関係ないというので手数ばかりふえちやうって、何のためにやつたんだという話になつてしまふ。こんなものを置いたのでは意味のない話だと私は思っていますよ。

したがって、そういうものも総合的に考えて、公正の確保ができて、現実的で、しかもインセンキにやぶさかじやありませんが、そういうようなことをまだ検討したことはないから、私はわからなう思っているわけでありませう。

○柴田委員 経済に混乱は起こつていませんか。証拠がないのです。ないのだけれども、経済というものは本当に人の心理状態でかなり動くことがありますから、絶対ないということを断言するわけにもいかない。

いづれにしても、グリーンカードが必要以上にこわがられているという現実があることもこれは事実です。二百万しか貯金のない人が、何かグリーンカードができたから、みんな税務署にわかつてしまふみたいにして騒いでいる。私はそういう人に会つた。そうじやないのですよと言つたら、そうですかという話で、その程度の税の知識しかない人がいることも事実ですから、そういう人がいなくなるように政府としても大いにPRをする必要がある、そう思つております。

○柴田委員 では大臣、結構です。御苦労さまでした。

さらに、グリーンカードの問題で当局にいろいろお聞きをしていきたいと思ひますが、いまもお話がありまして日米小委員会の中で、ゼロクーポン債の販売禁止、これは非常に不透明と批判をされておるということでありまして、これは、一つにはアメリカ企業の円滑な資金調達の妨げになるのではないかと、また二つ目には、やはり行政指導として行つたのは不透明なやり方ではないか、こういう二点が言われているということでございます。

が、果たして大蔵省としては、わが国政府としては、こういう批判に対して、どう対応して相手を納得させていくのか、また説得できる見通しというものは十分あるのかどうか、そこら辺を最初にお伺いをしていきます。

○荒河政府委員 ゼロクーポン債をとりあえず当面販売自粛ということと関係証券会社にお願ひをして、その協力をいまだ得ておるわけでございます。

私どもがそういう要請をせざるを得なかつた理由は、先ほど御答弁申し上げましたが、ここにきて一種のファイバー的な販売競争というものが現れまして、投資家保護の観点からも、このまま拱手傍観するのはいかかであらうか、こういうこととで、緊急に一時的な措置としてとりあえずとつたものでございます。そういう措置の経緯、それからその内容、一時的な措置であるというふうなこととでございますので、これは海外におきまして私どもも理解を得られるものと実は期待をいたしておるような次第でございます。

きょうの新聞にも、アメリカの方からの批判というふうな記事が出ておりましたが、きのうから開かれております日米貿易小委員会におきまして、現在のところ、まだその辺のところが出ておりません。あるいはきょうの夕方あたりに、アメリカ側からそういう問題の提起と申しますか言及があるかもしれませんけれども、そういう事情をよく説明いたしまして理解を得たい、かように考へておる次第でございます。

○柴田委員 次は、郵政省にお伺いをしていきますが、このグリーンカード制の実施が決まりましてから、郵貯と民間のマール優預金との間に取り扱ひ上の不公平があるとの議論が起りました。それで郵貯へのシフトが起こつた。これは私も一昨年、昨年は当委員会においていろいろな質問をした経緯もあつたのですが、そういう中で、一昨年末に大蔵、郵政両省間で郵貯のグリーンカード番号による名寄せが決まり、解決を見たということとあります。

それで、郵貯のグリーンカード番号による名寄せシステムの開発費、これが五十七年度予算に計上されておる、こういうことでございますが、この大蔵、郵政両省間の合意の線に沿つて、やはり今後とも確実なシステムをつくっていくべきではないか、こういうふうな思ひますが、郵政省の取り組み、決意はいかがでございますか。

○荒瀬説明員 お答え申し上げます。グリーンカード制導入に際しましては、郵便貯金も含めてこれを実施するというに相なつておりますので、五十九年一月からの円滑な導入に向けまして、郵政省としましては諸般の準備をいたしております。先生御指摘のとおり、来年度予算案の中では、名寄せシステムのためのプログラム開発経費、及び窓口端末機を改造いたしますけれども、そのための試作機の経費、こういったものを計上いたしておる次第でございます。

従来から、郵便貯金の名寄せにつきましては、預金者ごとに全国一本で、全国九つの計算センターでもって集中処理をいたしておりました、限度額管理の徹底を期しておるわけでございます。現在、住所、氏名で名寄せをいたしておりますけれども、グリーンカード制導入以降は、グリーンカード番号によつてやっていくということによりまして、さらに徹底されるということに相なるわけでございます。

五十七年度予算に要求いたしております額でございますけれども、プログラム開発等経費が一億四千万円、それから窓口端末機の試作機の経費が

約五千万円、合わせまして約一億九千万円要求中でございます。

○柴田委員 郵政省、結構です。

次は、銀行局にお聞きをしますが、先ほど申しましたように、現在起こっておる見直し論というものは、果たして事実関係に基づいてそういうものが起こっておるのかどうか、こういう問題について、これからいろいろお聞きをしていきたいわけであります。

まず、金融資産のシフトの問題ということで、最近の民間の金融機関の預貯金の動向、伸び、そういうものについてひとつ御説明を伺いたいと思います。

それからいま一つは、銀行局の立場から見ても、そういった動向の中で、果たして言われているような、他の資産にわが国の経済が混乱をするようなシフトが起こっていると判断をしていらっしゃるのかどうか、この問題もあわせてお伺いをしていきたいわけであります。

○宮本保政府委員 お答え申し上げます。

最近の民間金融機関の預貯金の伸びはかなり好調でございます。可処分所得が四割ぐらいいしか伸びていないのでございまして、民間の貯金の伸びは、五十六年中、去年の一年間と比べてみると、全体の個人の貯蓄実績で見ますと、三十五兆三千億ほどふえてございまして、前年の増加額に比しまして七・九割伸びております。

ただ、これは保険とか郵貯とか債券とか全部を入れた個人貯蓄でございますが、預貯金だけについて見ますと、銀行、特に都市銀行の場合には、実は一昨年から非常に少なかったものでございまして、昨年は三兆七千億もふえまして、その伸びは四五割、それから地方銀行も大体三兆七千億でございます。三兆八千億の伸び、相互銀行は一兆八千億程度で三三割、信用金庫におきましても二兆六千億程度でございまして一七割というふうな状況でございます。預金の伸びは、可処分所得に比べれば、確かに一昨年の伸びが少なかった点がございますけれども、最近はまだまあ順調な伸びではないかと思っております。

そんなことございまして、特にいろいろ最近金とかゼロクーポンとか言われておりますけれども、その実態は、全体の個人の貯蓄から見ますと、非常に表面的に生じた現象みたいな感じがいたしまして、私どもとしては、グリーンカード云々によりましてこのシフトが生じているというふうには見ておりません。

○柴田委員 いまお話をいたしましたように、個人預金の増加状況、都銀の場合は一昨年非常に少なかったというところでありますが、都銀、地銀、相互、信金合わせまして二けた台の伸びを示している、都銀に至っては四五・二割、こういうことでございまして。こういったことから見て、先ほど銀行局長の答弁がありましたように、そういった状況で見ると、銀行預金が増えているのは資産にシフトしているといった状況にはないであろう、このように判断をされてもいいのではないかと、こういうふうに思っております。

そこで、次は金の問題でお伺いをしていきたいわけでありまして、やはり金にシフトが起きている、こういうことで、現実に、それではまず金の輸入量、その推移は最近どうなっているか、ここ数年で結構です。それから二つ目には金の輸入額、それから三つ目には金の相場の変動状況、これは最近のですね。この辺についての把握をひとつ御説明をいただきたい。

○大場政府委員 初めに、金の輸入状況、数量でございますが、最近五カ年間を申し上げますと、昭和五十二年が五十二トン、五十三年が九十八トン、五十四年が六十三トン、五十五年が三十二トン、昨年五十六年が百六十七トンになっております。

次に、金額でございますが、円で申し上げますと、昭和五十二年、数量で五十二トンのときでございまして、六百五十七億円、昭和五十三年が千二百七十六億円、五十四年が千二百九億円、五十五年が千三百六十九億円、昨年五十六年でございまして、五千三百七十億円、このような推移になります。

っております。

それから価格でございますが、金の価格のピークは、御高承のように、昭和五十五年の一月でございました。一オンス当たり八百六十ドルになりました。その後、一高一低はございますが、その後は、昨日、三月九日で見ますと、これはロンドンの金の価格でございますが、一オンス当たり三百二十九ドル二十五セントというふうになっております。

○柴田委員 金相場の動きというのは上下が非常に激しいわけでありまして、これだけ金相場が激しく動く以上は、果たして国民、庶民が預貯金にかなりの貯蓄手段となり得るであろうかという問題があります。だから、グリーンカード制の問題で金があるのこのことではないか、やはり何か別の原因があるのではないかと、私はこんなふうに考えているわけでありまして、私の持っている資料によりますと、仮に、昨年一月から九月までの金の輸入額のうちの約半分が、まあ半分は産業用になりますから、半分が個人に消費されたとしても、その間の個人のいわゆる預金の増加額の〇・七割にすぎない。こういった一つの試算をいたしておるわけなんです。

だから、どうでしょうか、金へのシフトによって国民経済が混乱をしている、それがグリーンカード制の導入のためなんだといった議論は、そういう状況にはないのか、あるいは、そういうふうな判断をした方がいいのか、あるいは、そうじゃないんだ、やはり経済に混乱を来しているんだ、そういうふうな判断をした方がいいのか、その辺のところをひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○福田(幸)政府委員 ほかの局にもまだあります。私が、私から全体を御説明します。

グリーンカード制度が実施をされるということ、資金が土地とか株、特に御指摘の金それからゼロクーポンというものにシフトをしておる、そして海外へ投資をするという議論が行われておりますけれども、いま御指摘のように、預金の増加

状況から見ましても、そのような現象が国民経済に影響を与えるというふうな形で実際に起きているというふうには考えませんし、また起こることも思えない。

もう一度申し上げますと、金の方は五十六年に、これは輸入総額でございますので増分ではありませんが、五千億の数字なんです。一方、ゼロクーポンのところは、昨年の四月から一月までで約三億ドルですから六百億円なんです。二月には相当ふえたといまして、これは数字の台として見当がつくわけで、こういうふうな数字であるわけなんです。

それと比較します個人金融資産の増加額は三十五兆であるわけですね。三十五兆三千億。預貯金だけを見ましても、二十三兆五千億ふえているわけなんです。それとの比較で、いまの五千億とか六百億、またそれがふえたとしても見当がつくわけなんです。それが全体にどう影響するか、増分には影響していないというのが率直な、非常に大きな数字が金融資産ではふえている、これは認識していただきたいというか、余り知られていない問題です。

それからもう一つは、個人の金融資産の全体が幾らあるかということなんです。日本にある個人の金融資産の残高、これは五十六年末で三百三十八兆あるわけなんです。したがってその三百三十八兆の中において、いまのような数字の移動が国民経済的に影響があるかというのは、もう常識的にこれは影響がないということであって、いまのようなことは、末端において問題が起きておるといふふうに言われても、国民経済に影響があるとは言えないということとははつきりいたしておるということなんです。

ゼロクーポン債については、やはり金利を求めておる。課税の方式が、アメリカの場合には、繰り返しますが、キャピタルゲインが課税される。ところが、課税されない形で途中の売却は日本の場合非課税である。

もう一つは、償還差益のところ、雑所得に支

払い調書がないという問題もあります。これは適切に対処したいと思っております。執行の方でも、取引口座についての調査を充実すると思っております。

また、これはヨーロッパにおいても同じ問題で、ゼロクーポン債が売れているという問題を徴税当局は問題にしていますが、これはそういう制度からきておる、また金利面からきておる問題で、ゼロクーポン債がグリーンカードによって売れておるといふような説明ないし受け取り方で、このグリーンカードの本来の公平課税というところを問題にするとは、むしろ、いままで限度管理に問題があった、それから仮名預金が行われておったということをお認めしておるわけでありまして、われわれとしては、これは既定の方針で準備を進める、また御指摘のような点を含めてPRに十分に努めたい、こう思っております。

○柴田委員　ゼロクーポン債の問題は、後でまた税制の問題を含めてちよっとお聞きしますが、その前に、銀行が個人に対し金の販売を開始する、こういうことでございますが、これはいつ、どのような形で販売を開始するのか。また、どのような目的でそのような業務を行うのか。銀行業の業務の趣旨あるいは目的からいって、そういう点は問題がないのか。あるいは、金融機関が金を販売する以上は、金融機関がグリーンカード逃れの片棒を担ぐことがあってはなりません。この点について、銀行局はどのように御指導なさる方針であるのか。

以上、四点について御説明を承りたい。

○宮本(保)政府委員　実は、ことしの四月一日から、去年通していただきました新しい銀行法が施行になるということでございます。

その新しい銀行法によりまして、金の取り扱いが銀行の付随業務として解釈されておるといふこととでございます。そういうことによりまして、銀行といたしましても、この四月から金を取り扱いたいというふうな希望もあるわけでございます。

〔委員長退席、小泉委員長代理着席〕

銀行で金のような商品を取り扱う点につきましても、いま先生御指摘の御疑問について、ちよっと御説明させていただきます。金は、現在価値の尺度としてはもう機能はしていないのでございませうけれども、価値の保管手段としては、たとえば外貨準備に組み入れられる等、保管手段としての機能は有しておるわけでございまして、また支払手段としての性格も持っております。欧州通貨決済制度等におきましてはその機能が認められておる等、通貨に類似した機能を持っておりますわけでございます。

したがって、金の売買は他の商品の売買とは異なりまして、両替等と類似する側面がございまして、銀行の付随業務ということと銀行に取引扱わせてもいいのじゃないかということが前回の国会審議の過程でも議論されたところでございまして、特に欧米主要国におきましては、いずれも金の売買を銀行が行っておりまして、かなり金の中心の役割を果たしておるといふような点もございまして、また日本の銀行におきましても、最近いろいろな金融のノウハウを活用いたしまして、国民に多様な金融サービスを提供する必要があるのだというふうな点もございまして、金の取り扱いという点を今後認めてもいいのではないかと考えております。

ただ、御指摘のとおり、非常に値動きの激しい商品でもございまして、それからまた、いま御指摘のように、グリーンカードとの関連でこういうものに貯蓄資金が流れるということがあってはよくない、悪いわけでございます。もちろんグリーンカード逃れに悪用されるようなことがあってはならない、御指摘のとおりでございます。ただ、銀行に金を取り扱わせると、他の業者に比べまして一般に経理が正確であるとか、あるいは帳簿の保存が良好であるとか、あるいは保護の確保をする場合には本人をフォローもできるというふうな点もございまして、またお客はおおむね預金者でございまして、銀行が取引を把握しているというふうな点もございまして、銀行の金の取り扱いとい

う点につきましては、そういう秩序ある金の取引という面におきましても、かえっていい影響を与えるのではないかと、こう思うわけでございまして、ただ、私どももいたしましては、いま申し上げましたいろいろな問題点も含んでおりますので、通達を出しまして、厳重に秩序ある健全な取引方法でとり行わせない。また、実績の報告を求めたり、必要に応じては所要の規制を行っていくというふうなことで、支障のないような方法で円滑な金の売買が行われるように努力してまいりたいと思っております。

○柴田委員　次に、ゼロクーポン債の問題ですが、ゼロクーポン債の爆発的な人気はそういったグリーンカードの影響である、こういった指摘があるわけでございしますが、まず最初に、このゼロクーポン債の発行実績、国内での販売実績について、大蔵省の把握はどうなっているのですか。

○荒河政府委員　ゼロクーポン債は昨年の四月から欧米市場で発行されております。

アメリカ市場それからユーロ市場でございまして、内容は御存じのとおり長期の割引債というところとございまして、期間は大体七年から十年ぐらいのものが多々ございまして、利回りは現在大体年一四、五％、こういうふうなものでございまして、その発行実績は、発行企業がこれまで約三十社ございまして、その発行総額は、二月までに払込金ベースで約二十八億ドル、額面で申しますと約百一億ドル、こういう状態のようでございまして、それに対して、わが国での販売の状況でございまして、二月末までの累計で約十一億三千万ドル、これは払込金ベースでございまして、額面で申しますと約三十九億ドル、こういう数字に相なっております。

○柴田委員　それで、円安問題であります。最近の円安はゼロクーポン債に原因がある、こういった主張もあるやに聞いておりますが、この辺はどう判断をしておりますか。

○大場政府委員　円安の問題でございますが、私は、円の対ドル相場は、中長期的にはインフレ率

格差ということが主因で決まってくると思っております。短期的には、金利差によりまして円相場が動いているというのが実情でございます。

最近の円安につきましても同様でございまして、米国の金利がかなり高い水準にあります。昨年末に一時下降傾向をたどったわけでございますが、ことしになりまして、また若干上がったという事情がございまして、いままた下がる方向に向かうかどうかというところにあると思うのでございまして、こういった米国の金利によりまして円の対ドル相場が動いていることは事実でございまして、したがって、この金利差が資本の流出をある程度起こしている。昨年一年間の居住者の外貨証券の取得は六十億ドルぐらいでございまして、金利差がこういった資本の流出を起していることは事実であると思っております。しかし、先ほど御指摘のゼロクーポン債等の居住者による証券の取得が円安の大きな要因になっておるとは思っておりません。いまの円安は、もっぱら米国の高金利によるところが大きいというふうに考えております。

○柴田委員　主税局長、ちよっと先ほどおっしゃった税制の問題ですね。これはいろいろお聞きしております。国内の割引債は償還時に支払い調書が提出をされる。ところが、ゼロクーポン債の償還益については支払い調書が提出されない、こういったことが何かゼロクーポン債のセールスポイントの一つになっている、こういうことであります。こういった課税の適正化という問題についてはどうお考えになりますか。

○福田(幸)政府委員　償還差益については、これは雑所得としてその償還時に総合課税されます。ですから、いまのように、払込金は小さいのですが、償還は相当先のように、差額の大きい金が入ってくる。その差額はその時点で総合課税で累進がきくということで、雑所得扱いであるという

もう一つは、いま御指摘の支払い調書の問題でございます。これはいまございません。償還が行われるのは将来先でございますが、できるだけ早く、このいまの支払い調書を含めた適正な把握ができるようにということで対処したいと思っております。それから、証券会社の外国証券取引口座で取引が行われますので、税務調査によるこの把握は可能であります。

そういう面でも、執行面を含めて十分に対処したい、こう思っております。

○柴田委員 それで、マスコミの報ずるところによりまして、ゼロクーポン債の税金逃れを防止するために、ゼロクーポン債の償還益、これは証券会社の支払い調書の提出を義務づける、これは五十八年度の税制改正で義務づけられるか、あるいは先ほど答弁があったと思いますが、途中売却による課税を免れようとする人、これを監視するために、証券会社の口座を通じてゼロクーポン債保有者の税務調査をやる。これはいまおっしゃったとおりであります。こういった五十八年度の改正というものはお考えになっているかどうか。この辺はどうでしょう。

○福田(幸)政府委員 償還時における支払い調書の問題を含めて万全を期したい、こう思っております。いろいろな関係の調査会がございますので、来年度というふうには申し上げられませんが、その時点においてこの問題を提起して検討してもらいたい、こう思っております。これは、償還時は先ですから十分間に合いますけれども、姿勢としてはできるだけ早くその制度を確立したい、こう思っております。

○柴田委員 それから次に、このグリーンカード制のために資金が土地や株に逃避する、こういった見方もあります。これは、昨年私も再三お聞きしましてあらわかっておるのですが、ちょっと質問の都合上、簡単に結構でございますが、ひとつ御説明をいただきたい。

○福田(幸)政府委員 ほかの局の問題ではございますが、株に行っているかという問題は、最近の

個人部門の株式の売買動向、これは売り越しでございます。その辺、グリーンカードによっての影響というところは、株式自体も今度のグリーンカードの対象になるわけでありますので、その形での移動というものはない、こう見ております。土地の方は、現状のようなことで投機的な動きはないということでもあります。

○柴田委員 結論的に申しまして、先ほど来御答弁がありましたように、グリーンカード制の実施によって資金シフトが大量に生じて国民経済に不利の影響を及ぼす、こういった見直し論というのは、事実関係から見ても誤りが多く、いたずらに国民に不安を与えるものである、こうした議論によつてグリーンカード制の本質というものが見失われることは重大なことではないか、こんなふうな考え方であるわけでございますが、この辺はどうでしょう。政務次官でも結構です。

○山崎(武)政府委員 そのとおりです。

○柴田委員 グリーンカード制はすでに国会で法律として成立をいたしております。昨年十一月には関係の政省令も公布されております。大蔵省あるいは国税庁はもちろんでございますが、民間の金融機関、銀行、証券会社あるいは郵政省におきましても準備を着実に進めていかなければなりません。

こういった時期に、先ほど来申しておりますような無責任な議論に惑わされて、国民の間にグリーンカード制についての動揺が起こっては大きなことである。政府は確実に実施するとの決意を再三表明されておりますが、その内容につきましても、さらに、これによって資金シフトが起こるとの議論はいずれも根拠がなく、これをもっともつと国民に周知徹底をして、混乱とか動揺というものを防ぐことが、そういった努力が大蔵省当局は必要ではないか。今後そういった問題について、もっとと具体性を持ったものでわかりやすく説明をしていく、また、そういった努力というものをより一歩動揺が起らない、そういった方向へ持っていく、これは何か考えていらっしゃるのか、ひ

とつ御説明を承りたい。

○福田(幸)政府委員 カード制度の実施が国民に無用の不安や誤解を与えないように、十分に正しい知識を深めてもらうように広報活動を充実したいと思っております。

たとえば、いま一世帯当たりの預金は四百七十万くらいであります。しかし、九百万までは非課税でありますので、一般大衆はもう問題はないわけでありまして、経済への、いまのような海外へのシフトとか金の問題は、全体には影響ないというところでもあります。あと仮名を排除するというのは公平の基本でございますし、日本税制の一番おくれいているところか指摘されている問題点は、この仮名預金が制度上公認されている、これが他国に例を見ない問題でありまして、総合課税は先進諸国の原則でございます。したがって、この制度を推進するということが、われわれはいろいろな形でPRを周知徹底するようにしていきたい、こう思っております。

○柴田委員 それじゃ、グリーンカードの問題はこの程度にしてまいりまして、あと時間が多少ありますので、次は住宅投資の問題で、税制問題と絡めていろいろとお聞きしていきたいわけであり

最初、経済企画庁にお伺いをしたいと思ひます。

企画庁からいただいた資料を見てまいりますと、昭和五十六年度から五十七年度、この住宅投資の見通しと実績、これは名目、実質ともに一度も政府見通しを達成したことがないわけでありまして、私は、五十七年度も同じような見通しの甘さといひますか、誤るのではないか、こんなふうに危惧をいたしているわけでございます。

そこで、お尋ねをする第一点は、たとえば五十七年度の場合、名目が、政府見通しが一〇・二の伸びであったわけですが、これはマイナスの二・三、実質で一・七の見通しであったのがマイナスの九・四、五十六年度は、これは実績見込みであります、八・五の見通しに対して、名目は二・

四、実質が四・三の見通しに対して一〇・九、こういったことではあります、こういった大幅にダウンをした原因はどこにあったのか、企画庁にお尋ねをいたします。

○宮島説明員 お答えを申し上げます。

先ほど先生が御指摘になりました民間住宅投資の政府見通しと実績の差でございますが、名目の数字はそのときどきの物価の関係がございまして、で、実質で見ているのがよりわかりやすい、このように思ひます。先生御指摘のとおり、昭和五十七年度から最近に至るまで、住宅投資の実績はその伸びが非常に低い結果となっております。五十七年度においても、御指摘のとおり、見通し、政府一・七に對しまして、実績はマイナスの九・四ということになっております。このような住宅投資の伸びの鈍化は、一つには婚姻件数の減少や三大都市圏への人口流入の数が減ってきたということ、それから地価や建設費の大幅な上昇があったこと、また実質所得の伸び悩み、こういったところに原因があるものと考えられております。

しかしながら最近におきましては、先ほど申し上げました婚姻件数も大体八十万程度で横ばいに推移してきておりますし、また三大都市圏への人口流入数も、差し引きネットではほぼ増減なしというふうな状態となつてきておりますので、これらの点については、住宅投資の足を引っ張るというふうなことはないものと考えられております。また、最近の物価の安定を支えにいたしまして、住宅投資を取り巻く環境は好転してきつつあるというふうに考えております。

○柴田委員 五十七年度名目で一四・三、実質で一〇・四、こういった見通しを立てているわけですが、非常にこれが高いのではありませんか。民間の各種経済研究機関、そういったところも見通しを立てているわけですが、非常に高い。果たしてこれが実現できるであろうか。実現するとすれば、その根拠は何があるのですか、お示しをいただきたい。

○宮島説明委員 お答えを申し上げます。

五十七年度におきましては、実質所得の回復が見込まれること、それから建設資材の価格が、御承知のように、引き続きこのところ安定した動きを示しております。それから地価も上昇率が下がってきておりますので、これも安定するということが予想されますので、これら住宅投資を取り巻く環境の好転が五十七年度はかなり期待できるもの、こういうふうに考えております。

これに加えて、五十七年度予算におきまして、住宅公庫について、五十六年度の五十一万戸から五十七年度五十四万戸に貸付戸数が拡大されました、また貸付限度額の引き上げ等、融資条件に關し大幅な改善が図られたところであります。

〔小泉委員長代理退席、委員長着席〕

さらに税制改正におきましても、農地の宅地並み課税の拡充あるいは長期譲渡所得税の軽減等、効果的な宅地供給策がとられているところでございます。

これらによりまして、五十七年度の住宅投資の伸びは政府経済見通しに掲げられております率は達成できるもの、このように期待をしております。

○柴田委員 企画庁はいろいろおっしゃいます

が、物価が安定しているといつても、これは国内需要の停滞によって不況だから安定をしておるわけです。潜在需要があるといつても、十万户、約二兆円の在庫がある。あるいは企画庁自身が生活白書を出しているわけでありまして、最近の住宅取得能力の低下、これは五十四年、五十五年二年間ずっと低下をいたしております、五十五年度は六七とピーク時より七・五ポイントの下落もしております。あるいはまた家計の余裕度を見ても、赤字分岐点からの余裕度あるいは資金繰り分岐点からの余裕度、こういったものを見てまいりまして、一貫して低下をいたしております。しかも、住宅購入や建築を計画している世帯の割合も五十三年以来連続して減少して、四十五

年度以降における最低水準を更新をしている。やはりこういった傾向が続くのではない。婚姻件数も出生数も毎年減少している。しかも、社会的な要因としてのUターン現象も起こっている。こういうことでは、私は非常にむづかしいというふうに思っております。

先般も、当委員会におきまして参考人の方に御意見を聞きまして、あるいはいまの政府がとっている住宅対策では、とても実質一〇・四、百三十万户の建設というのには不可能であろう、もっともと技術的な土地対策を含めた対策が必要であるというふうなことを御意見で申されておたわけでありまして、私も、それはもっともである、こんなふうに思っております。

現実に建設省の調査によつても、住宅着工はこの一月は六万六千戸で前年同月比二・三％の減少である。八カ月間連続低下をいたしておりますし、民間の金融機関の予測によりまして、政府の見込みはとも無理であろう。そこにやはり所得の伸び悩みの問題あるいは非消費支出の増大の問題あるいは住宅価格と所得とのより一層の乖離の問題、こういった問題を指摘をしておるわけでございますが、私は、景気回復の一つの大きな柱がこの住宅建設であるというふうに思っております。

住宅建設というのは非常にすそ野の広い産業でありまして、中小企業の景気も大いに左右されるわけでありまして、果たして、今回の五十七年度予算に見込まれた住宅対策だけであるいは税制の緩和だけで目標が達成されるのか、非常に危惧をいたしているわけでございます。

そこで、次は大蔵省に種々聞いていきたいわけでありまして、今回の土地税制の大幅緩和、やはりこれが一つは宅地供給につながってくるであろう、そして住宅建設が促進されるであろう、こういうことであるわけでありまして、私が一番心配いたしますのは、土地税制は緩和した、ところが目標どおり住宅投資が伸びない、こういうことでは単なる不勞所得の優遇策に終わってしまうのではない、さらに不公平というものを助長するこ

とになるのではない。

だから、私は、こういった土地税制というものを緩和する場合、その前提として、きちっとした条件整備というものをしていく必要があるのではないかと、こういうふうに実は考えているわけでありまして、過去の土地税制の改正、ずっとやってきましたが、その土地税制の改正と宅地供給の効果、こういったものについて過去の例に照らして、大蔵省は一体どういうふうに御判断をされているのか、分析をされているのか、お伺いをしていきたいわけでありまして。

○福田(幸)政府委員 過去におきましては、四十四年から五十年の期間、これは段階的に分離課税の税率を上げるといふ形で供給促進をやつた。

五十一年から五十四年の間、これはいまの四十四年—五十年間の供給促進の結果、非常に土地は出た。これは出るわけですが、だんだん税率が高くなるわけですから、一方において、いろいろな投機が起きたオイルショックの時期があつたということもあつて、非常な土地投機が生じた、仮需要が生じたということも踏まえて、五十一年から五十四年の間というのは、これは二千万を超える部分は長期譲渡所得については四分の三という総合課税をした。これは非常に厳しいことで投機を抑制したわけですが。

いまの時点はどう考えるかでございますが、いまの時点は、投機的な土地需要というものは去つておるといふふうに判断していいと思うのです。税が過去、申し上げたように非常に政策的に動いたわけでありまして、最初は段階税率による土地供給促進、その次の時期は重課による抑制、こういうふうな動いてきたわけでありまして、今回の改正は、税というものは本来中立的な立場を長期的に、安定的に保つ、これが正しいんじゃないかというところが基本的なスタンスであります。

したがって、いま残っています四分の三課税は五十五年以降から—五十五年以降は緩和の傾向が出ておりますが、これは従来二千万超の四分の三を八千万超のところを四分の三、こういったした

わけでありまして。その後を受けた今回の改正は、この八千万超の四分の三という残りを排除してしまつたということでは阻害要因を外すということ。それから、そうしますと二分の一が原則になりますので二分の一総合、四千二万までは二〇％ですが、いづれにしても、政策的な要素を外した二分の一総合というものを長期安定的に確立するということが基本的に考えられたわけで、その結果、いままでは頭打ちになっておるために、売り惜しみもしくは分割して売っておるというふうなこともなくなるのは結果的な問題でありましょう。

あと、土地保有税とか固定資産税を農地について強化をいたしておりますけれども、もう一つは、長期、短期の問題で、長短の区分を十年ということにいたしますと、四十三年十二月三十一日以前が長期だといふふうにしておつた狂乱時期の区切りを、十年といふふうにしますと、その時点以降のところが十年の上回つた分が出てくるという結果はありますが、これは結果論でありまして、長期、短期の区分は、土地でありますから投機要素を考えなければ十年であるということと原則にするといふことで、十年の長短区分ということと、四分の三といふふうな過重な負担を上にかけないといふことで二分の一の総合、総合税率として累進はかかるわけですが。

そういうことでございますので、ちよつと全体を言わないとわからないのですが、そういうすっきりしたものにして、あとは政策を土地政策自体、住宅政策自体として所管庁が推進する。税は本来過当に介入すべきでないというのが過去の経験で示していますので、今回のものはすっきりすることが結果的に土地の供給につながるにしまして、マイナス要因ではない。それは基本的にはほかの政策を十分展開してもらふことに期待しておるということでありまして。

○柴田委員 要するに、税制改正だけでは住宅投資の推進にはならない、どう他の政策とかみ合うかという問題だと私は思うのですが、現実の問題として、土地税制の緩和というのは、聞くところ

によりますと、当初大蔵省が反対しておりまして、それだけではだめだ、こういうことだったのですが、要するに、過去の個人分の宅地供給状況を私なりに見てまいりますと、昭和五十年以降最も多く土地が供給されたのは昭和五十年の十一万八千ヘクタール。これは対前年比で見ても、五十一年度がマイナスの二六%、五十二年度がプラス三・九%、五十三年度がマイナスの二五・五%、五十四年度が一七・五%、五十五年がマイナスの九・七%。要するに、五十四年を除いて土地供給はほぼ横ばいであるわけです。

そして、この推移と税制の改正とを比べてまいりますと、五十年には、五十一年度から土地税制が大幅に重課税になることが決定をしております。つまり課税逃れの駆け込み譲渡があった。これはむしろ効用とでもいいますかね。それから五十四年度は一部緩和があったことと、年度後半には五十五年度の一部重課税が話題になった。これはあめとむちとの併用。しかも、五十年以降中期的に見ると、土地供給は横ばいで、新設住宅戸数は低減をしている。

以上から見ますと、私は、この五十七年度の土地税制が、抜本改正と言えるほど大幅に緩和をされておりますが、果たしてその効果というものがあろうか。余り期待ができないのじゃないかという疑問を持ちたいわけでありまして。

事細かにもう一つ言っていきますと、その理由としましては、一つには、五十年以降あるいは過去の例を見ますと、土地供給がふえたときは、いわゆるあめとむちとの併用、これがきちっとしておいた。五十七年度はあめだけ。緩和だけです。特に宅地並み課税の後退というのがその典型であると言わざるを得ないわけです。

第三点目は、改正部分のうち、期限つきものは、優良住宅用に売った土地は四千万を超えても三年間に限り二五%のみで他の項目は無期限であるから、土地保有者が果たして昭和五十七年度に売らるであろうか。土地を売ってというふうな積極的な条件にはなっていない、私はこういうふう

思うわけです。

それから第四点目は、保有十年超のものは土地保有税、追出し税が免除されたことから負担の重みを感じなくなる。俗に、相続税のときにしか土地の売り物はないと言われているように、大口の土地保有者が土地を売る、そういう条件がない。

しかも、先ほど来お話ししておりますように、社会的な現象、社会的な諸条件の変更、婚姻件数の減少とか都市への人口流入の低下あるいは取得能力の低下、こういった問題を積極的にカバーする対策というものが今回の政府予算の中にはいまいつ見当たらない、こういうことで、税制改正を過大に期待することは現状ではむずかしい。やはりきちっとした条件整備をして、抜本的な対策を講じていかねば政府目標は達成をされない、私はこういうふうなことを考えておるわけでありまして、時間が参りましたので、ひとつ簡単に結構です。それから、この辺の大蔵省としての御見解をお聞かせをいただきます、私の質問を終わりたいと思

います。

○福田(幸)政府委員 簡単にお話ししますと、阻害要因がなくなる、それから長期安定的な税制になるということと土地供給が行われる。またそれは、いろんな予算面、財政面で補完されておるといふことであると思ひます。阻害要因がなくなるということ最大のポイントであります。

○柴田委員 阻害要因とおっしゃいますが、私が言っているのは、そういう問題がきちっと五十七年度予算の中に組み込まれて政府目標を達成する、しかも、土地税制の緩和をしたわけでありまして、そういうふうな大蔵省としては確信しているのかどうか。あれば、その根拠を示してもらいたいという意味での質問でございます。それはどうですか。

○福田(幸)政府委員 税の方は税の立場で中立的にするという結果として土地供給が期待されますが、これがどのくらいかわからない。これはほかの政策に期待するというのが正しい行き方

で、予算面、財政面、また関係省庁の政策がそれを十分に配慮してある、こう思ひます。税の面はその前提としてつきりなっておりますということでありまして。

○柴田委員 時間が参りますが、一つだけ、意見ですが、私はきちっとした条件整備がなされていないと思ひます。ただ単に土地所有者、いわゆる不労所得者、そういう方たちに対する不労所得の優遇策に今回の税制改正はなってしまうのではないかと、こういった危惧を持っているわけでございます。その点を表明いたします、時間が参りましたので質問を終わります。

○森委員 午後五時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

午後五時五分開議

○森委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

○正森委員 それでは、大臣はおられますので、質疑を続行いたします。正森成二君。

たので、質疑の細かい内容は御存じないと思ひますが、あるいは大蔵省内で概略の御報告をお受けになったかもしませんが、昨日、法人税法等の質疑に関連して、国民が要求している減税を実現するために、不公平税制の是正あるいは財源はないかという問題について広くお互いに考えてみる必要があるというところで、幸か不幸か大臣がおられますので、昨日は比較的技術的な問題について、主として事務当局、場合によっては政務次官に質問いたしました。

〔委員長退席、小泉委員長代理着席〕

それで、非常に申しわけありませんが、それをもう一回ここで繰り返すわけにはいきませんので、概略それを前提にした上で伺いますので、お許しを願ひたいと思ひます。なお、必要に応じてはやむを得ない重複ということはあるかもしれせん。そこで、この前の質問のお約束の宿題から伺

たいと思ひますが、昭和四十三年に初めて株式の公募時価発行ができましたから現在までの資金調達額、それからプレミアム分、それから還元分についての概略の数字を証券局から御報告願ひます。

○荒河政府委員 御報告申し上げます。

東証の方で公式に発表いたしましたのは、四十三年から五十三年度までの数字でございますが、その後、私もちよつと東証の方に当たりました五十五年度までの数字がわかりましたので、五十五年度までの数字を申し上げます。

資金調達額が、四十三年から五十五年度までの累計で申しますと、株式で六兆三千七百四億円、転換社債の分で四兆六千二百四十四億円、十兆九千九百八十八億円。その調達に伴いますところのプレミアム額の累計は、株式の発行によるものが五兆四千五百六十一億円、転換社債の転換によるものが一兆七千四百七十三億円、その合計が七兆二千三百三十四億円。そのプレミアムのうちから無償交付されたものの累計は合計で一兆四千四百三十四億円、こういう数字に相なっております。

○正森委員 いま証券局長が答えになりました数字は、非常に御親切に、公に発表されているのは五十三年度までのようであります。私が東証に直接聞き合せて五十五年分まで聞きました数字と正確に合っております。ですから、そういうことであらうと思ひます。

そこで、伺いたいと思うわけでございますけれども、大臣、この間本会議でわが党の野間友一議員が質問をしたときに、大臣が、プレミアム課税ができないんだぞというところで答弁になりました趣旨は二つあったと思うのです。一つは、これは法律の規定が変わり、特に商法の規定が変わって資本準備金に積み立てることになったんだ、言ってみれば資本取引だから課税しないんだ、同時に、これは主要諸外国でも課税している例がないんだ、だから、これは当分の間というふうなものじゃないに、制度そのものとしてやらない

い、あるいはできないという考えであるという答弁のようでございます。

昨日政務次官に伺いました。これが大蔵省のお考えかと言えは、まさにそうでありまうという答弁でしたが、大臣、そのとおりですか。

○渡辺国務大臣 私、そのように考えております。

○正森委員 そこで、本日はきのうの一時間の質疑を踏まえて言わなければ、なかなかうまく続かないのですけれども、それを大きく省略いたしますが、私がきのう来賓としてまいりましたのは、大臣は経済にお詳しいので特に聞いていただきたいのですが、プレミアムは経済学的な性質はどういうものか、なぜ株式の額面価額を上回ってプレミアムが発生するのかという問題提起をいたしました。

学説がいろいろありますが、このプレミアムというものは本来株主に帰属するものである、言ってみれば創業者利得のようなものであるという見解が、多くの学者に認められている見解ではないか。したがって、株式会社は非常に安いコストの、言ってみれば無コストの資金だ。つまり、額面の増資をすれば配当というコストを払わなければならない。銀行から借りれば利息というコストを払わなければならない。ところが、プレミアムの場合には、プレミアムでございりも

らったから、それには配当はしなくていいわけですね、資本に組み入れなければ。それから利息はもちろん払わなくてもいいことになって、企業としては非常にコストのかからない資金がたかさんとなるのだという考えは、これは誤りである、そういう考えによつてはいけないというのが、そこにおられますが、証券局長が朝日新聞などに投書された趣旨であり、そして谷村裕理事長などが言っておられることであるというように、ことを説明したわけですね。それは事実そのであります。明治や大正の時には、当時これは利益であるというので、わが国ではずっと課税して

と、あるいはできないという考えであるという答弁のようでございます。

五年から、これは利益ではない、株主のものであるということ、発想の転換が行われているというところになっておるわけでありまう。

ここからが問題であります。ところが、本来株主のものであるにもかかわらず、企業が無コストの資金であるということ、その大部分を企業内に留保して、配当もせず、もちろん銀行から借りた金でもないから利息も払わないというところで使っているというものは、経済的に見ましても、制度から見ても非常におかしいのではないかと、會計学者などが言っていることでもあります。

そこで、商法が去年改正になりました。二分の一以上資本に組み入れることになって、ことしの十月からはそれが実施されることは御承知のとおりであります。商法はもちろん法務大臣の管轄であります。大蔵大臣も非常に関係が深いと思

います。なぜこういう改正が行われたのですか。○渡辺国務大臣 いきさつをつまびらかにいたしません。本来プレミアムは株主のものであるという考え方があって、それを勝手に使ってしまうというところは株主の権利が守られない、重役の独裁、独裁と言つてはなんですが、重役が勝手にし過ぎることを法律上歯止めをかけよう、少なくとも二分の一は資本に組み入れる、そういう趣旨ではなかったらうかと思ひます。

○正森委員 大臣がお答えになったとおりです。少し踏み込んで言いますと、いままででも、企業の経営を担当している者が利益として配分してみたり、そういう形で自由に使つていい金だとはなっていないんです。資本準備金としてちゃんと積み立てなければならぬというようになっていたのですけれども、株主に株式として還元するといふことは、行政指導は行われておたけれども、二分の一以上という規定は商法上はなかった。それを、最小限二分の一以上は資本に組み入れなければならぬ、つまり株式としてこれは発行しなければならぬ、ということ、それは株の配当をしなければならぬから、コス

トがかかってくるというところに改めたわけですね。

これは、なぜそういうことになったかといえ、本来プレミアムというものは株主のものなのに、あたかも株主を全く無視して、株価が高くて、時価発行が高ければ高いほど企業はぬれ手にアワで、配当もしなくてよろしい、銀行から借りた金じゃないから利息も払わぬでよろしいという金が入って、自由に使える。これは得じゃないかというところで、株主を無視した経営が行われていたから、これはぐあいが悪いということになったわけでありまう。

そこで、私はさらに伺いたいと思うのですが、プレミアムがもし株主のものであるとしたら、これが無償交付その他の形で株主に還元される場合には、株主としては文句を言うことではないし、それから税法の立場からいたしても、株式として外に出れば、株式に対しては利益があられば配当しますね、配当には当然のことながら所得税がかかりますね、もらった側に対して。だから、国に対して税収がふえるわけでありまう。

ところが、資本準備金のままで配当せずに置いておいた場合には、本来ならば株主に対して株式として交付するといふことをやれば所得税の税金として入るべきものが入らないで、企業の中に留保されて、株主から見れば無限に所得税が延納される、そしてそれを企業が利用するといふことになりまう。企業の側から見れば、株主に対して配当は要らない、銀行から借りた金でないから利息は払わなくてもいいよという結構な金があるんだに企業が蓄積されていく、こういうことになるんです。それがどれくらいあるかといふことをいま証券局長に聞きましたら、全部で十兆幾らだけれども、その中にはプレミアム還元部分もありまうから、プレミアムとして還元もされずに残っているのは約七兆二千億円もある、こういうことになるわけですね。

そこで、私は、この七兆二千億円に対して、全く税の方面からも手をつけないというのは不合理ではないかという問題提起をしているわけでありまう。これについて大臣として、本会議での答弁も含めて、さらにお考えいただく御見解があれば、大臣ないしは主税局長から御答弁をいただきたいと思ひます。

○福田(幸)政府委員 お答えいたします。プレミアムがあつて、その還元といひますか無償交付が十分でないというふうなことで、無償といひうか、コストのかからない資金がある、それはむしろ配当にすれば所得税という形で税収が入るのじゃないか、繰り延べじゃないかという御趣旨のようですね。しかし、やはり払い込み資本であることは間違いないと思ひます。ですから、この性格は商法でもまた企業会計でも明確でございまして、税法でもこれは明確であるわけでありまう。御承知のとおりでございますけれども……

(正森委員「わかつてる」と呼ぶ)よろしゅうございませう。しかし、もうちょっとなしますと、これは大事なところですから。これは商法では資本準備金といふことで、額面超過金、プレミアム、それから払い込み剰余金、減資差益、合併差益、再評価積立金、企業会計原則では資本剰余金と同じ項目がある。法人税法も資本積立金といふ言葉で同じ項目を挙げているといふことで、かつてはこの資本剰余金ないし資本積立金といふ概念がなかった時期があつたけれども、いまは企業会計が確立されていまして、資本金があり、資本剰余金がある。これは払い込み資本であると解されていますから、資本取引による分であるわけですね。

ですから、これが還元されてないといひましても、還元されて無償交付しましても、あと配当の問題だと思ひます。配当を幾らするかの問題です。資本金がふえましても株主への配当率は下がるかもしれません。そこはやはり配当金としてはふえるわけではないわけ、配当といふのは所得から払われますから、したがって配当がどうされるかという問題で、還元のところでは株がふえましても配当率は下がるというふうな問題もあ

るといふことが一つです。

〔小泉委員長代理退席、中西(啓)委員長代理着席〕

それから、還元を進めるといふ意味での課税でございまして、これはちよつと別な政策が入ってくることになろうと思ひますね。還元を進めるために、プレミアムに課税して還元を促進するという御趣旨がもしこの課税の理由であれば、むしろ課税することによって還元がその分減るわけでありまして、プレミアムに課税しますとプレミアムが減りますから、それは還元分が減るということで課税理由はない。外国の話は、また御質問があればその辺申し上げますが、いずれにしても、資本主義における株式会社の原則でございますので、そこは課税はあらゆる面から認められていないというのが商法、企業会計及び税法のたてまえということでございます。

○正務委員 大蔵大臣、きのうからの議論が一時中断してしまつたから、おわかりにくいと思うのですが、私もちよつとやりにくいのですけれども、念のために言いますと、主税局長の議論には、きのう私が指摘したことを再度無視した議論があるのと、それから、私が言つてもおられない前提を、おまへは多分そういうことを言うんだらうというので早とちりをして、そして見えない敵に対して大砲を撃つておるといふところがあるのです。その二点がありますから、えらい重複するようでも申しわけありませんが、大臣に御説明したいと思ひます。

まず第一に、主税局長は、企業会計原則でこうなつておる、商法でこうなつておる、税法も当然こうなんだという意味に近いことを言われましたね。これが実は誤りである。大臣は御専門ですから、企業会計原則を私のような弁護士から言うのは申しわけないのですけれども、企業会計原則と財務諸表規則というのは、企業の経理といふのできるだけ健全に保つといふことから定められているものですね。それから商法といふのは、私

はそこにおられる政務次官と同じように弁護士です。それから比較的知つておりますが、株式会社、株主、債権者、そういう利害関係者の利害を調節するといふ目的でつくられておるもので、税法といふのは、これは国が税金を安定的に得る、公平の原則から得るという目的でつくられておるのです。ですから、企業会計原則と商法と税法といふのは、ほぼ同じ分野を扱つておるのですが、同じ規定をしている部分もあれば違つて規定をしている部分もあり、それは、それぞれ三つの存在理由が違つておるから、当然のことなわけですね。

それで、私がきのう説明しましたのは、多分主税局長がそう言うのだらうと思つて、「財務諸表新論」という河合信雄さんの本を持ってきた。この二百八十ページには、この三つの関係について論ぜられた部分がある。ここにずいぶんたくさんあるのですけれども、時間の関係で一つだけ説明すると、たとえば会社更生等による固定資産評価差益といふのは、企業会計原則では資本剰余金になつておる。しかし、商法では何ら規定がない。実務上は任意積立金としておるようでありまして、そして税法では、欠損繰り入れに充てた部分を除いて全部益金として税を課するといふようになつておるのです。つまり、三つはそれぞれ目的が違つておるから、同じように規定されている部分もあるけれども、それぞれ違つて規定されている部分もあるのです。

あえてはかの点を言へば、資本的支出に充てた国庫補助金とか工事負担金といふのも、企業会計原則では資本剰余金などに挙げておるが、税法では圧縮記帳を認められませんが益金だといふようなことで、それぞれ違つておる。ですから、企業会計原則がこうだからとか、商法にこう書いてあるからといふだけでは本当の説明にならないので、それらを全部統合して、そして公平の原則から、あるいは税法の目的からどうあるのが正しいかといふことをやはり考へてみる必要があるのではないかと、主税局長が言ひました最初の部分に對

して、きのうも言つてわかつておられると思つておつたのですけれども、どうもわかつておられないみたいですから、もう一度説明したわけですね。それからもう一つは、これはあくまで資本であつて、それ以外のいろいろな意味で課税するといふことになれば、それは利益還元を促進するんじやなしに、逆にプレミアムを資本準備金として積み立てたものが減つてしまふことになるという意味のことをいま言ひました。だから、そういうものは認められないんだという発言なんです。

これはどういふ発想から來ているかと言ひますと、主税局長がそういう見解を持たれるのも無理はないと思ひます。わが党の政策にもそれに近いことを書いてある部分がありますから。しかし、私がいま質問しているのは、そういうことに立つて質問しているのじやなしに、お互いになんか考へてみようといふことを、きのう質問の冒頭に言つたわけですね。ですから、私は、プレミアムは利益なんだ、だから利益に対して課税しろといふような、そういう議論をいましているわけじやないのです。

私の意見は、プレミアムを資本準備金として積み立てるなら積み立ててもよろしい、商法は、そのうち二分の一以上を資本に組み入れなければならぬといふのだから、それはそれでもよろしい。ですから、資本も資本準備金も何年たつても減らないわけですね。何年たつても減らないわけでも、プレミアムとしていまだ資本に組み入れられない部分については資本準備金として残つておるわけですが、それを企業は配当もしない、利息も払わなくてもいいといふことで、非常に安いコストで運用できるわけですね。

それからまた、株主の側から言ひますと、これに對して利益還元で株式として配当を受け、株式として無償交付が何かでもらう、そうすると、それは当然配当が行われまふ。おわかりですね。配当が行われれば、当然所得税が課税せられます。もし所得税が三〇％なら配当の三〇％

分、あるいは五〇％、六〇％、七〇％という高い税率を課せられる人がおるかもしれない。そういう人は、これは当然所得税を納めなければならぬのに、納めないでそれを活用していくといふ利益を得ることになるわけでしょう。これはおわかりになります。

ですから、そういう不公平が残るわけだから、少なくともそういう不公平をなくすために、企業としてはやらざるをたくりみたいに坊主まるもうけで使つておる、そういう利益に着目して、株主の側から言へば、もし無償交付を受けてそれに配当をもらへば当然かかるべき所得税を払わなくて、株主の集合体である企業の中でそれを運用しているといふ利益を得ているのだから、それに着目して一定の低い税率の税金を課されても当然ではないかといふのが、私の一つの意見であります。

そして、この意見が決してとんでもない意見ではないといふことは、シャープ税制まで、あるいはシャープ税制でも、このプレミアムはそのときには行われておりませんでしたけれども、当時は配当性向がだんだんと少なくなつて、企業の内部留保が多くなつていたのです。それに着目をして、内部留保といふのは、個人企業の場合には全部所得税として税がかかるわけでしょう。それが株式会社の場合には内部留保でどんどん利用できるので、これに對して利子賦課税といふ税金を課する必要があるのではないかといふ声が出まして、利子賦課税といふのを一定の期間取つたことがあるのです。これは、同族会社に對しては約七％、同族以外には大体二％の利子賦課税を取つたわけですね。

そのときの考へ方はどうかと言へば、もしこれが配当されておれば、三〇％なり五〇％なり、その人の所得によつて税金がかかるはずである。それを税金がかからずに無償で利用しているのだから、それ掛ける平均利子率、平均利子率が八％とすれば、三〇％の所得税を課せられる人は二・四％、五〇％なら四％、それぐらいの税金は課せられて当然ではないかといふ考へから、二％とか七％とかいふ税率が出てきて税金が課せられたとい

うのが、ここに本を持ってきたけれども、あえて読みませんが、出された考え方なんです。

私は、こういう考え方をもちと広げるとすれば、いま企業が持っている膨大な内部利潤全部にだって、かけようと思えばかけられるかもしれないけれども、いまはそこまで言わないが、少なくとも坊主まるもうけでぬれ手にアワのプレミアム分に対しては、資本準備金ないし資本金として積み立てるのはいいけれども、それによって無コストの資金を利用してという利益に着目をして、それに対して二%とか五%とか低い税率の税をかけても決して不当でないではないか。そして、それは公平を保つゆえんではないか。ということも言っているわけです。仮に七兆あるとすれば、それに三%とすれば二千億円でしよう。五%とすれば三千五百億円でしよう。大蔵大臣にとって結構うれしい財源になるのですね。ですから、そういうことも考えられるのではないかと。それは資本取引であるとかなんとかいう議論が仮にあるとしても、それに低税率に実行できる、そういう考え方ではないかということも申し上げているわけです。

ちよつと、きのうからの続きがありますので大分長くなりましたが、主税局長、大臣、どちらでもよろしいから御答弁を願います。

○渡辺国務大臣 まことに理路整然として明快でございます。それは一つの考え方。だから、直ちに課税するかどうか、これはまた別な問題、産業政策上の問題、税法というのはいろいろな政策目的がありますから。

私も、理論的にはあなたの言っていることは本当に一つの理論だと思えます。現実の問題として、同族会社に課税をするというときに、それは一般の非同族の場合は株主が承知しないから、利益があつたら配当せざるを得ない。片一方は、配当してもらつて所得税を取られるのなら、自分の会社だから積み立てておいた方がいい。それでは不公平になるから留保金課税をしているわけです。

ところが、非同族の会社がたとえば時価発行をやつて、いまのようにプレミアムを取つた。しかも問題は、時価発行をやる場合において、あるいは転換社債の場合も同じでございますが、従来の株主に全部割り当て、時価発行というのは時価よりは幾らか低いので、まず優先的に株主にみんな割りつける。五百円のものを四百円で割りつける。それで、株主が引き受けなかつた分は市場に出すというやり方をやるならば、株主がほとんど大部分のものを時価発行の——自分たちが出した金なんだから、そういう場合は課税するといつても、これは私はちよつとおかしいのではないかと。思う。本来の株主が、自分が出したのだから。ところが現実には、そういう場合は確かに少ない。そして株主割りつけよりも一般市場から募集するというやり方の方が多いでしよう。どれぐらいの割合になつていくかは私は知りませんが、私から言わせれば、それは従来の株主からすれば一種の権利の侵害だ。

だから、このことについて実は私も持論がありまして、商法改正前にもやましく私は言ったのです。個人株主が減る減ると言うけれども、減るようには減るようにするのだから個人株主が減るのじゃないか。本来は、増資する場合は額面です。旧来の株主に増資させるのが本当です。しかし、こんなにも五十円株なんてことになつて、配当の問題その他になると、現実には配当の率が非常に少なくなるといふ姿がある、株価と額面との乖離という問題で。だから、それはなかなかできないので、時価発行というやうなことが行われているわけです。それから、全部資本に組み入れちゃう、全部それで無償で交付するといふなら、これも課税問題は何も起きない。株主が全部払い込んだ場合も起きない、全然起きないと私は思ひます。そうでない場合は、仮に割しか資本準備金に繰り入れなかつた、四割は非課税のものとして運用しているといふことになれば、それは同族会社と不均衡じゃないのかという理屈があつて当然だと私は思ひます。

そこで、どうするかが問題なわけでございます。証券局などの考えは、要は、それはそうかもしれないが、運転資金がコストのかからないものがある、それが稼いで利益がいつぱい出る。利益がいつぱい出れば法人税をよけい払う。それから、当然それは配当するわけだけれども、問題は、無償交付だけが配当じゃない。要するに、税引き後利益に対して何割配当するか。いわゆる配当性の問題ですね。それをふやすように行政指導すれば、仮にそういうものがあつてそれが非常に利益を生めば、配当をよけいにし出す。そのときに所得税をいつぱい取れるんだから、そこで帳消しになつてくるということも言っているわけです。

あなたの場合、その前にちよつといたしたいらどうだという問題なんです。どちらがいいか。理屈を言えば、そういうふうに手つかずで、資本準備金にも繰り入れない、宙ぶらりんのものがあれば、権衡上そこらから幾らかいただけというの、これは理屈ですよ。どちらがいいか、これは非常に根本的な問題だし、産業政策の問題もいろいろございまして。一長一短あるでしょう。しかし、一つの課税の理論という点からすれば、正さんの考えと私の考えはむしろ近いのじゃないか。できるかどうかは別ですよ、これは。そういうような意見を持っております。

○正森委員 いいですか、局長。何かあります。

○福田(幸)政府委員 大臣のは実感のある詳しいお話ですけれども、資本剰余金、特に額面超過金、プレミアムにはやはり課税しないというのが私は原則だと思ひますね。資本取引で、払い込み資本金であるという性格はつきりしていますから。諸外国もそうです。これはやはり利益の留保の話との比較ではないと思ひますね。利益の留保の方の話は留保金課税でございます。しかし、この資本のところ、発行差金があるから、それを留保金的に扱つて課税するというのは、理論的には成り立たないというのが本当じゃないでしょうか。

か。

○正森委員 大臣がせっかくいい答弁をする、横からちよつとちよつとやうに言いたいんだけど、大きなうたひだから、のそのそ出てきて、若干それに水を差すやうなことを言うといふことですけれども、世の中にはいろんな意見があつてもいいわけですから結構ですが、私はさらに申してもいい、局長は、資本取引である、資本準備金であるということに非常にこだわつていられるといふように思ひますね。

局長もある程度は理解されてきたと思ひますが、私は、資本準備金としてプレミアム分が百億円あれば、そこから五億円ずつ引いていけといふやうなことを言っているのじゃないのです。資本準備金は十年前も百億円積んだらいいし、現在も百億円ずつと積んでいく。しかし、その資本準備金が運用されて利益を生み出すわけですね。その利益は、配当もせず利子も払わないといふことなんだから、そういう利益を生み出すところに着目して一定の税率を課するといふことで、たとえれば、これは非常に平たい言い方ですけれども、固定資産税といふのがあるでしょう。固定資産税といふのは、それに二%とか三%とか税金をかけるといつても、何もその土地を売つてかけないと言つていけるのじゃないに、その土地を使用することによって生み出す利益あるいはその土地を使うことのできる地位に着目して、一定の税金を課しているわけですね。

ですから、そういう考え方は十分に成り立ち得るし、それは決して資本準備金なり資本を取り崩すといふやうなむちやなことを言っているわけではないといふことを申し上げたいと思ひます。それで、大臣のお考えは、将来実行していただけるかどうかは別として、非常に近いものを持つていられるといふことは言えると思ひますね。それで、さらに進めまして、いまお話が出ましたように、プレミアムが相当ふえれば、それによつて、その資金を活用してもうかるわけですから、だから、配当をどつとふやすといふことで株

主に還元するならば、それも還元の方法なんですね。何も株式の無償交付だけをやらなければならぬということではない。

現に外国では、野間議員に対する答弁で、大臣が、主要諸外国ではやっておりますというように言われましたので、私は国会図書館へ行つて調べてみたのです。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕
やはり大臣だけのことはありますな、間違つてうそは言っていない。主要諸外国ではやっています。やっているとを調べましたら、スイスには悪いのですが、これはスイスだけなんです。これは主要諸外国とは言えないかもしれない。アメリカ、イギリス、西ドイツというようなところはやっています。

スイスはどうかあいにしているかといいますが、これは大蔵省もお調べになったと思います。スイスの場合には、ただにプレミアム分を資本準備金として積み立てた、それに課税するといふようなものではないのです。これは非常に独特な制度でございまして、いま局長は、資本に税をかけるというようなことは考えられないと言いましたが、スイスでは資本税という資産税があつて、資産に対してかける。これは連邦と州と両方ありますが、連邦税は資本に対して〇・〇八二五%の税率。各州は同じように資本金、資本準備金に対して税を課する。これは州によつて違いますが、一番高いところで〇・九一七%あるいは〇・七%。両方合せて一%ぐらいです。そういう税金を課しているわけですから、資本に対して課税しないということは、現在外国で絶対ないかという、ないことはない。

それから、わが国の場合には、局長よく御存じのように、戦前はもちろん資本に対する課税があつて、一定の低い税率で税金を課しておつた歴史があるわけですね。ですから、これは絶対にないというわけではないわけですね。

リカの場合には無額面株式制度が多いのですけれども、株式の分割と株券配当とが盛んに行われて、公募時価発行による旧株主の不利を十分にカバーするようになつていっているのです。だから、株主は株式分割で株がふえる。そうすると、配当がふえてきます。あるいは株券配当というもので、株券で配当してもらつたという利益がございまして、決してやらずぶつたくりになつていないということだから、文句も出ないし、プレミアム課税という問題も起こらないことになつていっているのです。

イギリスではどうかといいますが、イギリスの場合も還元が十分に行われているということで、プレミアムの増資後の増配が非常に行われているのです。だから、配当というところで十分に還元されている。

西ドイツはどうかといいますが、西ドイツの時価発行は一九五八年以降の現象なんですけれども、プレミアムそれ自体を決める時価の額がわりと低く定められていて、余りむちゃくちゃな増資を取らないようになつていっているのです。その上で、なおかつ株主の立場を害さないように、配当額をどんどん上げていっているのです。一九五七年の平均が八・六四%だったのが、五八年には九・二八%、五九年一〇・六%、六〇年一一・七九%、六一年一三・一七%というように、どんどん配当の率を高めているのです。ですから、そういうところからプレミアムも比較的少ないし、配当は上がつていっている。だから、旧株主は、自分たちに十分に還元があつた、こういうぐあいになつていっているのです。そして、配当に対してはもろに所得税がかかるということで、国庫に対しては税金が入るようになっておつて、決して、プレミアム増資をやつた企業がぬれ手にアワのうけで、コストのかららない金を運用しておる、中小の株主に迷惑をかけても構わないというようになつていない。だから、大臣の言われたような、主要諸外国では実施していませんということになるのです。

ところが、日本の場合はどうかであるかというところについて証券局に伺いますが、いろいろお調べになりましたか。私の持つておる資料では、機関投資家として非常に有力である生命保険協会が調査した調査結果があるようですが、そのうちのさわりがわかりなら答弁してください。

○発行政府委員 定かな記憶ではございませんが、生保協会が昨年出しましたのは、いわゆるファイナンス銘柄、時価発行株式につきまして、時価発行後におきますいわばキャピタルゲインと配当の合計額をファイナンス銘柄とそれ以外の銘柄と比較してみた場合に、むしろファイナンス銘柄の方が普通のものよりも下回つておる、こういう傾向が見られておるということだと思ひます。

○正森委員 結構です。きょうは総括質問じゃありません。大蔵委員会の気楽な質問ですから、御参考までにお聞きいただいたらいいのですけれども、いまの証券局長の御答弁のとおりですが、私は、質問するために、五十六年九月一日付で、生命保険協会が「公募株の投資効果について」ということで調査をしていられる、その調査概要というのを願ひしてここへ取り寄せました。相当厚いものですが、全部読むと大変ですけれども、そのさわりを大臣に気楽に聞いていただきたいと思ひます。

どう言っているかといいますが、「四十七年から五十五年に公募増資を実施した全銘柄について、五十六年三月末を基準として投資成果分析を行った。調査対象企業は五百七十四社、延べ千四百十二銘柄である。」という前提で、「一、公募株の平均投資収益率は、五十四、五十五年の両年を除き、各年とも市場収益率を下回つていられる。つまり、プレミアム増資をした方が、していないところよりも収益率が下だ、こう言つていられるのです。だから、プレミアム増資に応じて損したということになるわけですね。五十四年、五十五年はなぜそんなことになつたのかという理由は、ここに書いてありますが、省略します。

したら、公募価格というものは普通の時価よりや低い目に決めるのですから、それよりもさらに時価が落ち込むというようなことだつたら、公募に応じた者や旧株主はえらい損をするわけですから、そんなことは絶対にあってはならないということ、で、プレミアム発行をする企業は考えなければいけません。ところが、生命保険協会の調査では、公募価格割れは二百九銘柄で、その比率は二〇%であるということになつていられるのです。特に五十三、五十四年に増資を実施した銘柄に公募価格割れが目立つ。両年で公募価格割れ比率は三九・三%である。これは、公募に応じた者も旧株主もまるきり損であるということになつてくるわけですね。

さらに言いますと、「公募価格割れ幅の大きい二十五銘柄は表のとおり」と言つて、名前が全部挙がつていられるのです。いろいろおもしろい会社があるから、ここで読んでもいいのですけれども、企業のイメージダウンになつてもいいかぬから、多少配慮してそれは読みませんが、それについてこういうことを言つていられるのです。そういう会社は「各社につき業績を調べると、八六%が悪化の傾向を示している。そして「公募増資直前期と五十六年三月直近の決算期を比較すると、経常利益では減益十五社、赤字四社。配当では無配転落九社、減配六社という結果である。」

だから、配当性向を高めて増配して利益を還元するといふような、そんな話じゃないのです。株価はできるだけ高くやつておいて、プレミアムでぬれ手にアワの資金をどつさり稼いで、後は株価が下がらうが、配当が減らうが、無配に転落しようが、そんなことは知らないよ、はいさようならということをやつておるといふのが、この調査結果に出ていられるのです。だから、理屈の上で、プレミアムの無償交付なんかやらなくても、配当性向を高めれば、これで十分還元になつていられるのです。そういう行政指導をしているんですと云つたで、そういうぐあいにないから問題なんですよ。

そこで、私は、余りこの問題ばかりやってもいい
けませんから、そういうことを聞いていただい
て、主税局長、あなたのお立場で、はいはい、正森
議員の言うとおりです、直ちに税制を改正します
なんてなかなか言えないでしょう、言ったら最
後、自民党税調その他から怒られるでしょうから
そういう答弁は期待しませんが、しかし、虚心
に聞いていただいて、これはこのままほっておけ
ない、資本主義社会の健全性を維持するという
観点から見ても、私が言うのはおかしいですけれ
ども、ただいまもちょっと言いましたけれども、
そういう観点からいっても、これは放置できない
事態なんです。だから、証券局長も、きのう読み
上げたんですけれども、朝日新聞の夕刊に投書を
しておられる、あるいは東証の理事長も憂慮の念
を示しているというのは、そういうところにある
んです。

そこで、私は結論として、いろいろ意見はある
でしょうけれども、もちろん配当性向は高めなけ
ればならないし、増配というところで還元はし
なければならぬでしょうけれども、商法の改正
もありましたのは、いろいろあるけれども、資本
準備金というところで、株券で交付せずに、配当
の義務を負わないで、そしてコストの要らない金だ
といつて使っておるばかりではあかん。商法は、
少なくともことしの十月からは二分の一以上は資
本に組み入れなければならない、つまり株式として出しな
さい、そうすれば配当しなければならぬんだ、そう
いうかっこうで必ず還元するんだ、そうなれば、
それに対しては、配当所得に対して税金も取れる
んだ、税も払わずにうまいことばかりはできませ
んよというところで歯止めをかけたわけですね。

しかし、それでもやはり二分の一は資本準備金
のままでぬれ手にアワで残る可能性がある。それ
に対しては、企業に対してその場合には利益とみ
なして四〇％や四二％というような税金をかける
というの、これは資本準備金の性格からしてで
きないけれども、株主から見れば所得税も課せら
れないで猶予してもらっているという利益、企業

から見れば配当もしない、利息も払わないで自由
に使えという利益、その利益に着目をして、元
本はそのまま置いておくが、それに対して平均利
子率よりも下回るような低い二ないし五％という
ような程度でこれは税金をいただきますよ。それ
がいやだったら、資本に組み入れて株主に還元す
るか、いろいろ別の方法を考えなさい。留保して
おる限りは、これは一定の、最小限の税金はいた
だきますよ。どっちにするか、支配的な企業経営
に従事している株主は考えなさいということにな
れば、これは商法の面からでも手当てできるし、
税法の面からでも手当てできるし、そして資本準
備金ないし資本金として積み立てる元本には傷が
つかないわけですね、それはずっと残るわけです
から。

これは、皆さん方の考え方に最大限配慮して、
質問に当たって私が考えたんで、まだわが党の正
式の政策にはなっていないんです。ですけれども、
あなたの方がみやすいように——のみやすいよう
にと言っておかしいですけれども、考えやすいよ
うに理論構成をして、結論としては似たようなも
のなんですわ。一どきに四二％もろうもの、七兆
円もあるんだから二％でも三％でもいいから、ち
びちび十年、二十年かかってもらうものも結局同じ
ことなんです。気は長いこうということ
で、これは安定的な財源なんです。一般消費税よ
りもずっと安定的なんです。だから、そういう
ことをやはり考えてみる必要があるということ
を申し上げるんですね。これは決して荒唐無稽な、
思想が違ふから問題にならないというふうな、そ
ういう御提案あるいは考え方はないということ
で、すべてこれは資本主義社会を肯定する立場の
著書等を引用して質問したわけですね。

以上、えらい長々となりましたが、大蔵大臣あ
るいは主務官庁である主税局長あるいは証券局長
の御意見を承って、この項目についての質問を終
わります。
○渡辺国務大臣 局長が答弁するとしかられるか
ら、私が答弁をいたします。

私は本当に先ほどから聞いておるし、私の持論
にも近い話なんです。これはやっぱり、もし法人
税の体系等を抜本的に見直すようなときには、当
然一つの大きなテーマとして検討をさるべきもの
であるし、検討したい、そう思っております。
こういう時期でございますから、やはりいろん
な面で国民に負担を求めなければならぬ。一方、
企業の活力もそぐわけにはいかない。しかしなが
ら、何かその中間の問題で、みんなが納得できる
ようなことは当然やっていかなければならぬとい
う点から、大変示唆に富んだ御意見として、十分
私は記憶をいたして検討したいと思っております。

○福田(幸)政府委員 個人的見解かもしれませんが、
が、やはり資本準備金は資本取引である。利益準
備金ではない。企業が活動した所得から法人税が
払われるというのが基本でございますので、そこ
はやはり利益準備金的な考え方ではない。無コス
トであっても、それは、それを原資にして活動し
たものは法人税がかかるわけでありまして、そこ
のところをやはり利益準備金的に考えられるの
は、企業会計的な形式論かもしれませんが、商法
的にも税法的にもこれはやはり資本であるという
基本は崩せない、こう思います。

○正義委員 そういうことを言うから、また一か
らやり直さなければいかぬわけです。時間がなく
なってきましたけれどもね。

主税局長、日本だって、明治から大正、昭和の
この間まで、資本そのものに対しては税金を
かけていたときはあるんですね。これは考え方の
相違であつて、資本に税をかけていると言つたつ
て、利益が上がるなければ、結局は最終的には税
金を払えなくなるのですから。だから、法人税を
非常に高くする、あるいは法人税を一定の額に
置いて、資本に対して資産税の一種として低い税
率をかけて、合わせて利潤全体の中からどのぐら
いを国家がもらうかというように考えれば、一方
を一方と峻別する必要は全然ないわけですね。

だから、そこそこがもしわからないという
ことになれば、これは極端に言えば固定資産税だ

つてかけるのはおかしいということになつてくる
わけで、だからその点は、現在でもスイスは資産
税の一種というところで考えているわけですから、
その点について指摘をして、次の問題に進みたい
と思ひます。主税局長はこの三月で退官するわけ
でもないでしょうし、私も解散させなければまだ
国会議員でありますから、まだ論議をする機会が
あるでしょうから、そのときをまた楽しみにして
おきたいと思ひます。

それでは次の問題に移りますが、国税庁おいで
になつていますか。それでは、国税庁と大蔵大臣
にお伺いしたいと思います。

ほんの短い質問ですけれども、実は、先日全国
税の労働組合が私どものところへいろいろ来て、
大臣、国税の職員というのはいまの財政危機の中
で一生懸命徴税にがんばつておるといふことで奮
闘してくれているわけですから、その人たちの
いろいろな処遇の問題で非常に問題があるんじや
ないかというところで、問題を申し上げたいと思
ひます。

といひますのは、この国税の諸君は、非常に厳
しい条件の中に人数が余りふえないで仕事をし
ているわけですが、そういう人たちが非常に配転が
厳しいわけですね。そして、配転をする場合に、
他の省庁では最低は一週間前、早い省庁では二カ
月前に配転の内示がある。当然のことながら本人
の意向も打診されるのに、国税庁では、公務の要
請という理由で事前の打診がない。日曜日を挟み
一律四日前に本人に知らせるといふのが現状だ
というところで、これをもう少し改善をしてくれな
いというところが非常に強い要求になつておるわ
けです。これが一つ。

時間がありませんので幾つか申ししますが、それ
から、単身赴任者というものが非常にふえている
んですね。たとえばここに、北海道の札幌四署及び
札幌への通勤可能者、これは小樽とか岩見沢だ
そうですが、これを除いた地方署の単身赴任調べ
といひのを見ますと、昭和五十年には全部で千七
十名の職員のうち百二十一名、一一・三％だった

のが、昭和五十六年度では、千四十三名中二百十四名の三〇・五％に単身赴任者の率が増加してあるということになっておるんですね。この単身赴任者というのは、われわれ国会議員も単身赴任者でありますけれども、われわれは土曜日に帰って月曜日出てくるとか、大体がみずから立候補してなったもので、とやかく文句を言えたりはしないという身分はよくわきまえておりますけれども、なかなか単身赴任というのはいくらもありません。どこかの大臣のように、自炊が大好きで大いに楽しんでおられるというところもそれはおありでしょうけれども、自炊がうまくない者にとっては相当な苦痛であります。

「単身赴任者の苦痛」というのがここに書かれているのですが、たとえば室蘭署に勤めている五十歳の菊田悟郎さんというのは、現金手取り額が二十五万八千七百四十円、ここから税金だとかいろいろのものを一万六千六百八十八円引かれ、組合費が案外高いのですな、七千五百円引かれ、妻と幼稚園の息子のところに十万円送りし、内地の私大に進学した娘に七万円送金し、残った五万七千三百二円二月二回女房のところに帰ると二万円かかるというのです。残り三万七千三百二円で、生活保護以下の生活をしておる。それで、冬は朝だけパンを食べ、昼と夜は外食だ。夕食はいつも役所の近くの食堂でラーメンとかカレーで済ませています。昨年の生化学検査で、何か正常基準値を超えた数値には星のマークがつくのだそうですが、それが四つから五つは五つになったという訴えなのです。これはチョンガリの悲哀であらうと思ふのですが、せめてこれを、四年も五年も単身赴任しているものをもっと縮めてほしいというのの一つの要望であります。

その次に、これは個別のことになるから本当はこゝで言わない方がいいのかもしれないが、高松局今治税務署に勤めている高橋浩一さんという人は、せつかく四国へ行かせてもらったのだけれども、観音寺の税務署に勤めているものだから、母親が病気で看病しなければいけないということ

で行ったのだけれども、往復に非常な時間がかかる。それで、観音寺から高松まで行きも帰りも急行に乗っているのだそう。そうすると、一日に急行券が千二百円、二十五日通勤して三万円要するというところで、決して高い給料じゃないのに、こういうことで時間が非常に長くなるというところで、何とか御配慮願えないかと、関信国税局の小近という人は、関信に行つたのだけれども、長岡署に勤めておつて、自分の住んでいるのは新発田市で、通勤に五時間かかるというのです。だから、父も母も病氣だというのでそこへ行かせてもらったのだけれども、事実上自分自身の体もたないというふうな状況だ等々、いっぱいここに書いてあるわけです。

こんなことを全部言えれば、ちよつと質問としてどうかと思ひますから、また国税局へ行つて個別にいろいろな事情も御説明したいと思ひますが、これらに象徴されるような単身赴任者あるいは転勤等の問題について、もう少し実情を配慮して、役所にもいろいろ人事配置はあるでしょうけれども、現在非常に大きな困難の中で税収を確保するためにがんばっている国税関係の職員に対して、やはり配慮してあげるべきではないかというふうに思ふのですが、御答弁をお願いします。

○小山昭(政府委員) 答え申し上げます。

国税の職場で第一線でお仕事を税務職員につきましましては、できるだけ働きやすい環境の中で精いっぱいがんばっていただきたいというのが私どもの願いでもございます。

ただいま先生から、転勤に関するいろいろな問題を御指摘になりました。これは、実は税務の職場にとりまして避けがたい、私どもにとりましても非常にむずかしい問題でございます。仕事の特長性と申しますか、余り長期間同じ職場に置いておくということが種々の弊害をもたらしがちであるというふうなこともございますし、また、勤務地である税務署が納税者の便宜等を考えまして全国各地にたくさん散在しているというふうなこともございますので、毎年相当数の方にどうし

ても転勤をしていただかなければならない、こういう特殊な事情があることがまず一つござい

ます。そこで、先生御指摘の、四日前に内示をして

ございます。もう一つ申しますと、たとえば札幌国税局でござい

るが身上の把握は十分ではないのではないか、こういう点についてでございます。

また、その場合何年長期にわたつて家族と離れて暮らすということが、本人にとりまして心身ともに好ましい状態でないことはわれわれも重々承知しております。その辺につきましましては、現地の各国税局におきまして、局長初めみんな肝胆を砕いて適切に対処するように心がけておるところであると存じますので、個別のお話も含めまして、その辺につきましましては十分配慮が行き届きますよう、私どももいたしましては重ねて各

の辺が大体限界ではないかというふうに考えております。

また、その場合何年長期にわたつて家族と離れて暮らすということが、本人にとりまして心身ともに好ましい状態でないことはわれわれも重々承知しております。その辺につきましましては、現地の各国税局におきまして、局長初めみんな肝胆を砕いて適切に対処するように心がけておるところであると存じますので、個別のお話も含めまして、その辺につきましましては十分配慮が行き届きますよう、私どももいたしましては重ねて各

か、こういう御指摘でございます。これも、ただいま申し上げましたような税務官署が各地に散在しているという特殊性がございまして、そのほか地域的な特性がございまして、地名を挙げるとあれですが、東京国税局とか名古屋国税局とか、そういう大都市の国税局でございまして、比較的

○正森委員 それでは、いまそういう答弁もござい

その次に、単身赴任者が非常に多いではない

それが、昨年の十一月十六日に——大阪の大淀

高松国税局といったようなところは、何しろ地域

選挙区ではないのです。ここの税務署長の藤井勇

という人と、それから統括官の川井彰という人が、資本金たしか一億円以上の法人約二十五社ぐらゐを集めて税務懇談会をやったのです。その詳細な内容、私のところへ報告書が来ておりますけれども、そこで納税協会の社団化への支持、協力等のお礼を述べた後に「各組織の中で民商について余り知らないのに驚いている。本日はその民商という団体について説明します。」といううぐあいに言っていて、いろいろ話を始めたわけでありま

その中で、藤井署長もいろいろけしからぬことを言うておるのですが、中でも、川井統括官というのは民商の全国組織や地方組織の形態を簡単に説明した上で「民商は全国的な組織で、共産党の下部組織である。会員の会費やカンパという名で資金をかり集め、共産党の財源もここから出ている。組織の指導は縦割りでの命令的できつい独善的なものである。彼ら民商の目指す目的は、日本の資本主義社会を根柢から覆し、そして革命を意図している団体である。」こういうことを言うて、そして、下請、孫請会社で民商に入っている会社があるなら、その中身をよく教えてやってくれという意味のことを言っている。

もつてのほかだと言わなければならぬのです。日本共産党の下部組織で、われわれが民商の会費やなどと言うて金集めて、それが共産党の資金になっている。日本共産党は、われわれが党費を納め、また、党の機関紙である赤旗を三百万余の人に買っていたいて、そこからの収益と、そして、われわれがいろいろとカンパを訴えていたばかりお金もありまうけれども、そんな民商であれ何であれ、会費の中からくすねてわれわれの財源にするというようなことは絶対にないのです。それを、事もあろうに下部組織で、共産党の財源はこの会費から出ているというようなことを言う。

いいですか、私たち共産党も、きよりの質問を聞いていただいてもわかりますように、日本資本主義社会を根柢から覆すというようなことをいま

直ちには言うてないのですよ。民主連合政府をつくって、大企業を横暴を抑えて、資本主義の枠内で中小業者の利益を守って生活と営業を守ろうというところで、民主連合政府の綱領は出しておるけれども、そんなもの、資本主義社会を根柢から覆して世の中ひっくり返そうというようなことは言うてない、共産党でさえ。こんなこと言うたら上の人からいられるかもしれないけれども、本當さくばらんな話が。それが、資本主義社会を前提として、この団体は資本主義社会を根柢から覆して革命を意図している団体である、こんなことでもないことを言うのは、民商に対する誹謗であるだけではないに、共産党に対するとんでもない誹謗じゃないですか。

私は、念のために全国民主商工団体の規約等も取り寄せて読んでみましたけれども、そんなことはもちろん全然書いてないですね。資本主義社会を前提として、中小商工業者の利益をどういふやうに守るかというのがその設立の目的であります。こういうことを一税務署長や統括官が言う。大阪では、近年こういうことが横行しているのですね。私は、こういうような思想、信条による差別、あるいは特定政党や特定団体をこいう公務員が誹謗して差別的に取り扱うということとは断じて許されてはならぬ、民商に対しても許されてはならぬけれども、共産党に対してもとんでもない話だというように思ふのです。

私も、昨午、日本共産党の国会議員が国税庁に抗議にも参りました。そのときにはまだ十分調査ができていないので、調査をした上でお答えするということをおっしゃったようですが、この公の席で、調査の上明白にさういうことは誤りで、今後やらないということを責任ある立場の人から言明をしていただきたいというように思ひます。

○吉田(哲)政府委員 ただいまの大淀税務署の關係につきましては、先般来共産党の先生方からいろいろ御質問があったわけでありまして、私も

も、実情を国税局を通じて調査したわけでありましたが、結論的に申しますと、大淀税務署の税務懇談会は、税を知る週間行事の一環として、関係の法人を集めて、その場で税務行政の実態を知ってもらい、理解してもらい趣旨に出たものであるというふうに考えられるわけでございます。

その発言の内容でございすけれども、残念ながら、大淀署の管内におきましては、民主商工会なりあるいはその会員の方々の中から、いわゆる納税非協力的な行動があったり、あるいは納税意欲を低下させるような宣伝等があるわけでありまして、私も税務行政を執行する者としていたしまして、それに対しまして私どもが正しいと思うこと、それをとお答えし、PRするということは当然であらうと思ひます。そういつたようなことで、私も正しいと思うことを申し上げまして、そういう宣伝等に感ぜられないよう税務行政の実態を知っていただくということで、そういうお話をやつたのでございすけれども、それ以上に、民主商工会とかいふ特定の団体あるいは特定の政党を誹謗、中傷するといふような趣旨のものではないかというふうな報告を受けております。当日の懇談会の場におきまして、聴講者の中から質疑がありまして、それに対しまして真意を申し上げたような経緯もあるようでございす。

ただ、税務職員としていろいろ誤解を受けるようなさういふ行動を慎むべきことは、これは当然でありまして、私も、特定の団体の中傷、誹謗したり、あるいはさういふものの組織結成等に介入することのないように、言動には十分注意するよう各局署に改めて徹底をしたところであります。

○正森委員 いま言うことはもつてのほかやな。全然そんなことはないけれども、誤解されるようなことは言うな、つづめて言えばさういふことじやないか。現場の言っていることとそれは違ふじやないか。私は、民商についてのあなたの方の見解を述べたとか何とかんとかいふことだけ聞いて

ているのじやないのですよ。私が聞いているのは、「民商は全国的な組織で、共産党の下部組織である。会員の会費やカンパという名で資金をかり集め、共産党の財源もここから出ている。」とか、「彼ら民商の目指す目的は、日本の資本主義社会を根柢から覆し、そして革命を意図している団体である」とか、さういふことがけしからぬと言っているのですよ。

そうしたら、大淀の総務課長すら、民商の代表に「懇談会の席上、民商について大部分の時間をとつて話をしたことはよくなかった。誹謗、中傷と受け取られるような発言をしたことはよくなかった。川井統括官は「個人的見解を述べた」と言っているが、懇談会で個人的見解を述べたのはおかしい。」「税務署は、民商を他の団体と一切の差別をしないし、税務行政を混乱に陥れし込む団体とは考へていない。」「企業に下請の民商会員を求めさせようとは言っていないし、脱会工作を指示した」と誤解されたのは心外だ。そんな意思は全くない。署長は今後このようないふやうにわれわれのところに報告が来ているのですよ。

現場でさえ、ちと言ひ過ぎて悪かったというように思つてさう言うてゐるのに、上の者が、さういふことはなかったけれども、誤解されるようなことは今後ないようにするとは何ですか。そんなことをわれわれが納得すると思ひますか。余りごまかしだらうかぬですよ、本當の話。これでもさういふん遠慮して言うてあげてゐるんだから。全然こんなことを言わなかったと言ふのですか。大臣、経緯を言ひましようか。

この二十五社の中に関西共同印刷所というところが含まれておつたのです。この関西共同印刷所というのは、税務署は知らなかったのが百年目なんだけれども、共産党関係の出版物を印刷する会社なんですよ。私の選挙ポスターもそこでやつてもらつてゐるのです。その総務課長が出てきてちゃんと聞いているのに、それがわからぬものだから、いま言ったことを全部言つたから、全文速

度、施策の中で、特に消費的経費に使われるものが税金の中から賄われないで借金によつていつまでも賄われているということは、これはどうも一番まずいことである、そういうような観点から、やはりこの赤字国債の発行というものは一日も早く脱却をしたい、その目安として五十九年というもの掲げたわけがあります。

しかしながら、財政は経済と連動している部分もかなりございます。ございすが、しかし、いまの段階において、全くそれが手の届かないところに行ってしまったというようにはわれわれは考えておられない。一つの目標でございすから、全然届かないというところなら目標という意味はないかも知れぬけれども、あるいは届かないかも知れぬが、努力すればあるいは届くかも知れぬというところにやはり目標を置いて、最大限の、総理の言葉をかりれば、それはもう政治生命をかけるというようないきなり決意で取り組んでいく、それぐらゐの強い意志がなければ、これはなかなか言わなくては、赤字国債という安易な財源があるわけですから、それから抜け切ることとは困難であるということであって、そういう観点から、一方、歳出カットを臨調答申を得て大幅にさらに続けてやっていくというやさき、歳入の方は、赤字国債は続けてもつと長く発行するんではない、これは、どうも締まりがない。そういう点から、これを現段階において延ばすということとは考えられない。やはり最大限の努力をやってみるということが優先するということでございます。

○玉置委員 いまの経済状態を見てみますと、やはり国民の中に大変不況感というのがあるわけですね。ところが、いろいろな税収から見ても、不況じゃない、ただ横ばいが長いからよくならない、よくならないという気持ちが強いと思うのです。これがいわゆる個人消費の足を引っ張るわけでございますけれども、そういう意味で、これからの経済そのものに対する刺激策、そして特に消費マインドの喚起、そういう方向が必要だと思ふのです。

いまの財政状態というのは、やはり昨年の末では一兆六千億ほどはみ出たというふうな状態がありましたし、それがいつの間にか入ってしまった。今年度を見ても、五十六年度の税収の状況を見ると、このまま景気回復がなければ、五十七年度というのは、まず、予算は組まれたけれども

ども実際の財源が確保できないのではないかと、いうような心配があるわけですね。そういう場合を考へて、国内需要の喚起というものを、これから五十七年度、進めたいかなければいけない、かように思ふわけですね。

ところが、いまの財政の中で、五十六、五十七、特に五十五年からはほぼ定着しているようなそういう財政の中身でございすから、五十七年度は五十六年度と同様に財政の経済に与える効果というものはないであらうというふうに思ふわけですね。その辺について、何らかの手だてというものを考えなければいけないと思ふのですけれども、いかがでございますか。

○渡辺国務大臣 国の財政は必ずしも個人の家計と同じだとは申しません。申しませんが、ただ出るをはかっている方をそれに合わせるといふことも、もう限界に来ておるといふことでございすから、やはり歳出の方を、歳入が思うようにならないければ、まず極力歳出カットをしたり抑え込んだりするという努力をしなければいけません。国の税金で賄う話ですからね。ですけれども幾ら歳出を切っても切れない部分がある。したがって、どうしても切れない部分が大きく残るわけですから、それさえも支えられぬ歳入減になつては大変だ、これも事実でございます。したがって、経済の活動を伸ばすような努力をわれわれはしていかなければならぬ。

ところが、日本の経済は日本だけで動いているのではなくて、世界の経済と連動しておる。輸出がかけりが出たというの、やはりそれは外国の方で不景気がひどいからということも原因の一つですから、日本だけでなかなか自由になるものではない。日本だけでできるだけのことをしなればならぬ。

そういうような点から、われわれといたしましては、五十七年度予算を一刻も早く成立させてもらつて、それに関連する諸法律も年度内に上げていただきたい。まずそれによって可能な一すで

に準備したものがおくれれば、それだけおくれるわけですから、準備したものをまず実行させてもらう。その上において、さらに公共事業の前倒しを初め、いろいろな工夫はこらしてみましよう。それから後の話は、経済は生き物でございすから、やはり経済の実態をにらみながら、どういふふうにするかはそのときに検討すべきものであつて、われわれとしては、一応この予算の中で最善を尽くせば何とかなるだらうというように目下思つておるわけでありま。

○玉置委員 昨年もお伺いしましたけれども、たとへば、予算がつくられまして、そのときに五十六年度の税収は幾らぐらゐというところで政府から国会の方に提出をされます。その時点でやはり責任問題が出てくるということですね。昨年お伺いしますと、大蔵大臣が予算の執行に対する責任とともに、税収に対しては主税局長と大蔵大臣というのがやはり責任を持って当たるということになつております。足らなければ足らないで何とかしなければいけないという、それが一つの責任でもあります。あるいは、政治的責任というものもあります。

そういう面では、いろいろな責任のとり方がありますけれども、そういう意味では非常に重要なポストにおられるわけですね。特に、こんな財政の悪いときに大蔵大臣をやられるというのは、不運と言へば不運ですね。もつとたくさんあるときに、どうやって活用していかうかという方が楽しいですけれども、切り詰めたらしめられるというところで、いいことはないと思ふんですね。

しかし、そのなの中で国民の合意というものを得られるようなことをやっていくというの、重要な責任ある地位におられる方の当然の任務でございすから、これからの財源不足をいかに補つていくか。今年度多分不足するというのがわかつておりますけれども、それを追及するとまたいろいろ問題が出てくると思ひますので、それはやめますけれども、たとえば五十六年度で不足するだらうというように思われております。ところが、五

十六年をベースに組まれました五十七年になりまして、その五十六年度で不足した分がもろに効いてくるわけですね。

この間、一月末に出されました中期展望によりまして、五十八年度が要調整額という形で不足額が出ておりますけれども、この金額が三兆三千七百億円というふうに出ております。そうなつてまいりますと、いま幾らかわかりませんが、不足が五、六千億はいくだらうと言われておりますけれども、それが上乗せされるということになりますと、大体四兆円の不足額、これは五十六年度と同じ財政の組み方をして、同じ現行制度でやつたという前提が入つておりますけれども、そうなつてくると、それじゃ五十八年はかなり思い切つた増税を考へるか、あるいは行政改革によつて四兆円を切り詰めるような効果を出さなければ、財政運営ができないということになるわけでございます。そういうようなことを考へますと、先ほど申しましたように、財政再建期間というのは、五十九年というのは非常にむずかしいんじゃないかということでございます。

しかし、先ほどのお話で、五十九年にやるんだ、それは手に届くか届かないかわからないというお話でございすけれども、いまのところは手に届くようにするんだというように受け取りました。ところが、まず来年度四兆円、実際は三兆三千七百億円という数字でございすけれども、この不足額について、これは大蔵省が出した数字ですけれども、これについてどうとらえて処理をしていくのか、それについてお伺いしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 五十七年度でもいろいろの心配がある、それが五十八年度ではさらに大変である、結果的に、結論的に言へば非常に厳しい情勢だと私は思ひます。本心にどうして予算を組んでいか、だれが大蔵大臣をやつても、なかなか手がないんじゃないかと思つていらっしゃるでございす。しかしながら、そうばかり言つておられません

から、まずわれわれは最大限できるだけのことをやらねばならない。その第一は、何といつても景気の持続を図ること。第二番目は、思い切つて制度、施策の見直しをやつて、歳出のカット歳出削減を最大限どこまでできるか、これもおのずから限界があるでしょう。なおかつ足りない分をどうするかという問題がそこで出てくるわけですが、それが、それは歳出の削減のやり方にもよりまゝです。どうしても切れないものはだれかが持たなければならぬわけですから、それは、要するに受益負担というものをとふやうか、あるいは税の中でそいつを埋めていくか、何かの手は使わなければならない。

どうしてやるかという具体的なことはまだ考へておりませんが、いずれにしても予算は組んでいかなければならぬわけですから、そのときの経済情勢を見て、その経済情勢に一番近しい姿で、一番可能性があつて現実的だといふものを選んでいかざるを得ない、そう思つております。

○玉置委員 いつちも聞いていられることしか返つてこないのですけれども、いつも大体わからないうらしいですね。ところが、四月十五、六日くらいから次の体制を組まれるというふうな状況になりますから、大体その辺になるとかなり明確に出てくるんじゃないかというふうな感じがします。何でもわからないで対応されますと、思いつきで走るといふ心配もございまして、そういう面では、先ほどから聞いておりますといふいろいろな持論をお持ちでございますから、ある程度その辺をはつきりと出していただきたい、これはちよつと影響が大きいのですから、そう急には出せないと思ひますけれども、財政再建については、これまた時間をいただいていろいろやりたいと思ひます。

まず一番早い話で、三月九日、昨日でございますけれども、自民党のグリーンカード対策議員連盟というものがございまして、それが開催された。だれが火をつけたのか知りませんが、グリーンカードはこの間通りました。そういういろいろの制度、グリーンカード導入についていろいろ

問題があるというふうな話がどこから出ておりました、そういうふうな方々が集まられて論議をされた。そのときに、制度実施による課税逃れのため資金が海外に流出しているとか、あるいは個人の金購入額が急増するなど金融資産を物にかえる動きが出ていて、ゼロクーポンが要するに節税商品として人気が出て資金の流れが変わつてきている、こういうことから制度の見直しをやらなければいけないのではないかと、これは自民党の中の話をしていられるわけですが、そういう動きがきのうありまして、決議をしたというお話でございます。

こういうふうな動きがあつたといふことは、すでに事前にかつておりましたけれども、大臣の方にも当然情報が出て、動きの中身までびしつと伝わつていられると思ひますけれども、これはまず党内のことでありまして、国会議員さんが衆参同時に集まられてやられたといふことで、やはり何らかの対応をしていかなければいけないのじゃないかといふように思ひますけれども、それについてどう対応されるか、お伺ひしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 これは自民党、自民党といひますが、自民党ばかりじゃなくて、民社党のおえらの方も予算委員会でもやりましたし、もつと別な大物の方からじかに私のところへも、過ちを改むるにはばかるとなれとか言つてきておられますから、そういうふうな動きのあることは私はよく承知をいたしております。

しかし、そのことは、確かに民間の中でグリーンカードをよく理解してないといふ点が一つございまして、何か二百万円ぐらいしか持つてない人から、今度は何とかカードというのできたら全部税務署にわかつてしまふんだぞうですねとか言つて私は聞かれたことが現に二、三人ございまして、それから、そういうふうなPRの努力がまだ足りない、徹底してない。別に三百万や五百万の金を持つていられる人は余り関係ないですとよといふことがわかれていないといふことが事実一つござい

それから、もう一つの心理としては、税金を云々というのではなくて、自分の持つていられるものが人に知られるのはいやだといふそれだけのことで、いわゆるへそくりですね、それだけのことで心配していらつたといふ人も中にはございまして、これも事実でございます。だけれども、そういう方にはまず安心をしようといふ努力を一つしなければならぬ。

それからもう一つは、これが余り抜け穴があつたのでは、ただ手数はばかりかかつて何にもならぬわけですから、そういう抜け穴のあるやうなことはやめたいといふ私は思つておるわけでありま

一方、何といつても無税で貯金をしていられるという者が九百万では足りないんだ、もつと何千万も億もといふやうなことをやられたのでは、これは大変なことでございますから、少なくとも無税の貯金といふものについては、それだけははつきり限度だけをわかつてもらはないと不公平になることは当然でございます。

もともと、分離課税でも不公平だ、だから総合課税にしろといふことからこれは出発した話でございますので、そういうやうなままでのいきさつ、それから現実の姿といふやうなものをよく考へた上で、支障のないやうにグリーンカードは実施をしていきたいと思ひ思つております。

○玉置委員 いろいろな動きがございまして、何か署名運動まで始まつていまして、署名してない人も大分いるみたいで、署名してないところ、私の周りの人を見て、要するに、利子所得によつて生活が左右されるとか、それだけ持つといふのはまた逆に大変じゃないか、そういう気がするわけですね。そういう意味では、余り影響ないんじゃないかなといふ感じがするのですけれども、一つは、ブライパシーの守秘義務といひますか、これがどの程度税務署の中で守られていくかといふ不安感、それから先ほど大臣がおつしやいました何もかも把握をされてしまふ。それが実際は国民の中に非常にPRがされてないといふこと

も事実でございます。各金融機関がそれぞれ自分たちのところに資金を確保したいといふことで好き勝手なことを言ひまして、要するに預金獲得をねらつておる、こういうことがいろいろの混乱を招いていられる原因ではないかといふふうに思ひわけです。

そもそも利息に税金をかけられるといふことが嫌ならば、その資金をもつと有効に活用するやうな使い方を考えればよいんじゃないかと思ひますけれども、余り言うともまたうちの後ろからばしつとやられますので言ひませんけれども、利息に対して何で税金がかかつていられるのかといふのも一つあるわけですね。

たとえば、個人を考へてみた場合に、預けると税金がかかりますよ、マル優以外は。ところが、借金した場合、個人で借金を家を建てたといふ場合には、その分は減額されないのです。要するに、住宅取得の三年ですか、あれじゃないわけですか。ところが、借金は十五年なり二十年といふふうにくわつていられるけれども、その分の軽減がないといふこと。

たとえば預金をいたしますと、逆に不労所得といふか、所得だといふことで課税をされる。預金といふのは、一つは安全な保管といふ目的があると思ひます。もう一つは、やはり若干でも物価とかいろいろなものに対する目減りを防ぎたいといふことで預ける。自分で資金活用能力といふか手間がないといふ人だと思ひます。まず、そういう人に対して利息に税金がかけられるといふこと自体がなかなか腑に落ちないわけですから、逆にも、逆に言えば、では借金のほうは減額してくれ

○福田(幸)政府委員 むしろ簡単に考へ願つて、そこで利息というものが不労所得といふか資産性所得として発生する。あるいは勤労をして所得が発生する。こちらは預金するといふことで、預金を銀行が運用して、それで所得が預けた人に発生する。要するに、利子所得といふものがある

ということであるわけです。それに課税するのがやはり資産性所得を含む総合課税、この原則で、これを分離していくというのは、特に資産性所得については、勤労性所得との比較では、弊害が、不公平感があるわけです。ですから、勤労所得及び資産性所得、ともに所得は所得です。しかし、租税力はむしろ資産性所得にあるわけです。その元本を持っているという資産ですから、それを総合して累進課税の税率がきくわけですから、外していきまると累進課税の意味がないカーブになって、勤労者だけが高い税率を適用されていくわけですから、それを総合しようということから始まっています。

また、三百万というものを管理しなければ、それをたくさんつくっておるものだから、いま名寄せしようというので、取り合ひの競争をしているわけですね。その辺をきちつと三百万にしてもらう。それから、本人の確認をしなければ、仮名預金という形で脱税が放任されるというわけです。預金は、普通一世帯で定期性は二百五十万ぐらいなんです。だから御心配要らないということ。それから、お二人で老人で過しておられれば、九百万というのがあるほかに、課税貯蓄であっても一千万の利息というのは課税最低限のところまで税金がかからないのです。だから、千九百万はかからないという、その辺もやはりわれわれPRが今後要ると思います。そういうことで、利息には課税する。しかし、そういうことで生活しておられる老人のところは、七十歳過ぎればもっと高く、一千万が千五百万ぐらいまでいくと思います。奥さんにまたやれば九百万ふえるわけ、普通の方は御心配要らない。心配しておられる方は、どういうことで心配しておられるかということ、それがポイントであろうと思います。

○玉置委員 いろいろな問題点があるということ、見直しを迫る声といいますが、そういう方がかなり出ておられますので、これからもっといろいろな問題点というか、もめてくると思います。そういう面で、ぜひ、私が言うまでもなく大蔵省の

方も注目されておると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

毎回はみ出すのですがもう時間が過ぎちゃったのですけれども、これだけやらしていただきたい。

例の重量税、十二日、あさつてでございますけれども、行革絡みで車検制度見直しということ、いまの車検制度が改定をされる、その内容が閣議に出されるという話でございます。従来から重量税のあり方がいつも問題になっておりまして、一般財源であるということもそうだし、そして重量税が自動車取得税とか自動車税とかいろいろな要件の中にダブっているのではないかとこのころが

しかし、きょうはそういう問題ではなくて、今度車検が、新車三年、継続二年ということに変更される。それについて、いままでの重量税が五十八年の三月に一応期限切れということになるわけでございますけれども、そうなった場合に、やはり次の方策というのを考えておられるのではないかと。各省庁に聞いてみますと、大蔵の強硬な意見があるというお話を伺っておりますけれども、従来、たとえば二年間ということでありまして二年間前納というところでやっております。これが還付を一切しない。ただ、誤って納めた場合には還付が請求できるということになっておりますけれども、誤らない、誤らないという変更ですけれども、要するに、正規に登録をいたしまして事故が半年後に起きたあるいは三日後に起きたということでも、二年間の重量税をそのまま国が持つていつてしまおうということになっておりまして、今回三年になりますと、ますますその持つていかれる部分が非常にふえるのではないかと。一つ、それはよほど運の悪い方ですけれども、運が悪くない方、ごく普通の方でも買うときに三分まゝと納めなければいけないという、非常に大きな費用負担をするわけです。重量税以外にも自賠責保険というものもございまして、料率は落ちますけれども、それがあつたということ、非常に

非常な心配をされますのは、いま国内で非常に

乱売状態にあります自動車、これがさらに輪をかけて悪化を招くのではないかと。昨年も、自動車産業が全産業に占めるパーセントというところで聞きますと、大体一〇%ぐらいという話でございましたけれども、それは販売関係を除いたいわゆる製造業の中での一〇%ということでございます。今度流通関係を含めると、ガソリン、油とか、四百五十万人という方が働いておられる。台数が減りますと、部品、それからガソリン、いろいろなところ、その台数比例で響いてくるわけです。

そういう面を考えますと、日本経済の、基幹産業とまではいきませんが、やはりウェイトが非常に高くなつております自動車でございます。その一つが重量税の分納制度、要するに、毎年毎年年度で納めていくという方法ではないかというところをございまして、それと還付について従来からいろいろ答弁を聞いておりますけれども、現在の状態ではなくて、車検制度が三年になったときにどのようにされるか、また、いま私が申し上げたことを検討していただけるかどうか、その辺についてお伺ひしたいと思います。

○福田(幸)政府委員 五十八年四月末で重量税の現行税率が切れるわけです。いまの車検の関係では、税率をどうするかは、これは五十八年度の税制改正の一環で検討されると思います。重量税の性格からいって、いま営業用車を軽減していることも含めての検討が行われると思います。その際、新車だけ二年が三年になるということですから、その三年を通じての税負担が変わらないようにするということですが、最初のところをいたたく分は、比例的にはふえるということも考えられますが、この決めることは年末の改正の時点で検討するというところで、これは印紙で納めるということ、徴税機構上、車検という際にこれはいただいておる期間を通ずるやり方ですから、年税ではないわけで、毎年の税金じゃないので還付という性格がそこから出てこない。また、金額的に

も、これは最初のところで新車のときでも十五万ぐらい、いろいろ検査手数料、自動車取得税その他かかるのですが、二万五千円しかかかっていないわけでございます。千六百ccでも、普通の継続車検でも同じく二万五千円ぐらいですから、それで、三年間のおつきになると思うのです。それで、二年が三年になるだけですから、そこで廃車がどういう理由で生ずるか。その辺は、特別の事情が生ずることは普通は考えられない。

そういうことでございまして、この税の性格がそういうふうになる税金として、自動車税と月割りでは考えますから返すことができる。軽自動車税は、これは月割り課税ですが非常にめんどうだということから、むしろ還付をやめてしまったというところもございまして。そういうことで、これをこの際見直すというふうな性格論にはならない、そういうふうな考えております。

○玉置委員 終わります。
○森委員 次回は、来る十二日金曜日午前八時四十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後七時二分散会

大蔵委員会議録第五号中正誤

ペー 段 行 誤

三三 一末二 免税

年税

正

